

# 新・町田市子どもマスタープラン (後期) 計画案



はじめに

# 目次

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	5

## 第2章 町田市の子どもを取り巻く状況

1	子どもと家庭の現状	8
	(1) 人口の推移	8
	(2) 出生数と合計特殊出生率	9
	(3) 女性の就労状況	9
	(4) 子育て世帯の状況	10
	(5) 子ども発達センター相談件数	10
	(6) 子ども家庭支援センター相談件数	11
2	子ども・子育て支援の現状と課題	12
	(1) 子どもの権利が守られること	12
	(2) 子育て家庭への支援	12
	(3) 地域と子育て	13

## 第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	16
2	基本的な視点	16
3	基本目標	17
4	施策の体系	18
5	後期行動計画の副題について	20

## 第4章 施策の展開（後期行動計画）

～子どもの成長と支援～	22
基本目標Ⅰ 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている	25
目指す姿1 子どもがさまざまな場面に参加し、意見を発信している	26
基本施策（1） コミュニケーション能力をのばす	28
基本施策（2） 自分の意見を発信できる場や機会の確保	29
基本施策（3） 子どもの悩みに対する支援の充実	34
目指す姿2 子どもが個性や能力を最大限に発揮している	36
基本施策（1） 幼児教育・保育の充実	38
基本施策（2） 学校教育の充実	42
基本施策（3） 子どもの心と身体の健康教育	44
基本目標Ⅱ 子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている	47
目指す姿1 子ども・子育て支援が切れ目なく続いている	48
基本施策（1） 妊娠期から子育てを支える	50
基本施策（2） 子育ての相談・支援の充実	52
目指す姿2 子育てと仕事の両立ができている	55
基本施策（1） 多様な保育の充実	57
基本施策（2） 男女共同の子育てを進める	60
目指す姿3 支援を必要とする家庭にサービスが行き届いている	61
基本施策（1） 発達に支援が必要な子どもと家庭への支援	63
～町田市子ども発達支援計画（障害児福祉計画）～	
基本施策（2） ひとり親家庭・貧困への支援	69
～町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート （子育て世帯の自立応援プロジェクト実施計画）～	
基本施策（3） 虐待の防止と支援の充実	77
基本施策（4） 外国籍家庭への支援	78
目指す姿4 一人ひとりに情報が確実に届いている	79
基本施策（1） 子どもと保護者への情報の発信	81

基本目標Ⅲ 子どもが地域の中で大切にされている	83
目指す姿1 子どもが地域（人・場所・機会）とつながっている	84
基本施策（1） 地域連携・人材育成の推進	86
基本施策（2） 地元事業所・商店の関わり	89
基本施策（3） 体験活動ができる場の充実	90
基本施策（4） 子どもの居場所の充実	93
目指す姿2 みんなが安全・安心に子育てをしている	96
基本施策（1） 子どもの安全・安心の確保	97
基本施策（2） 子育てしやすいまちづくり	99

## 第5章 第二期町田市子ども・子育て支援事業計画

1 地域	104
2 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期	105
3 新・放課後子ども総合プラン	119
【参考】地域別人口推計	122

## 第6章 その他事業の方向性

1 町田市学童保育クラブ研修基本方針 ～人を育てる人をつくる～	124
2 新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画	132
3 子どもクラブ整備方針	138

## 第7章 計画の推進

1 計画の進行管理	144
2 関係機関との連携	145

### <参考資料>

1 計画の策定について（諮問・答申）	148
2 アンケート調査	150
3 町田市子ども・子育て会議	151
4 関連法・国の動向・その他計画など	156
5 用語集	178
6 索引	180



# 第 1 章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

町田市（以下「本市」という。）では、子ども施策の基本計画「新・町田市子どもマスタープラン」を、2015年度からの10年計画として策定し、前期行動計画（5年）を進めてきました。

その間にも少子化の流れは進み、本市の人口推移は、0歳から14歳の転入超過数が全国でも上位に入っている一方で、合計特殊出生率<sup>※1</sup>は東京都26市の中で15番目、出生率は4番目に低い水準となっている状況です。

少子化の流れは、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会や経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化が進み、地域とのつながりが少ないこと、児童虐待や経済的に困難な状況にある家庭の貧困の連鎖など、子どもと家庭を取りまく問題は多様化しています。加えて、IoT<sup>※2</sup>、人工知能（AI）<sup>※3</sup>といった、社会の在り方に大きな影響を与える新たな技術が進んでおり、学校や学びの在り方なども新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の形成など、子どもや子育て家庭を社会全体で支援していくことが課題となっています。

このような社会情勢が変化する中で、国は、2012年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする『子ども・子育て関連3法』を成立させました。そして、2015年4月から、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や、質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。しかし、現在も待機児童は発生しており、保育を必要とする家庭のすべてが、保育を利用できている状況ではありません。

そのため、待機児童の解消を目指して、2017年6月に「子育て安心プラン」が公表され、2018年度から2022年度末までに女性の就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしました。また、2017年12月に公表された「新しい経済政策パッケージ」では、その期間を2020年度末までと前倒しにし、さらに、幼児教育・保育の無償化を打ち出しました。

また、小学生においても、共働き家庭などの増加に対応することと、次代を担う人材を育成するため、2018年9月に、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととしました。

これらの国の動向をふまえ、本市では「新・町田市子どもマスタープラン」の



前期行動計画が2019年度で終了を迎えることから、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育ての支援を切れ目なく推進していくため、計画の見直しを行い、後期行動計画の新たな取組みや目標を定めます。

- ※1 1人の女性が生涯に産むとされる子どもの数。
- ※2 モノのインターネット（Internet of Things）。さまざまな「モノ」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。
- ※3 言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、本市における子ども施策の基本計画として策定しています。

これまでの子ども施策の取組みを活かしながら、上位計画である「町田市基本構想」「まちだ未来づくりプラン」「町田市5カ年計画17-21」や関連計画などと連携・整合性を図っていきます。

また、後期行動計画には、「町田市子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策推進行動計画」を含みます。子どもに関する下位計画（「町田市子ども発達支援計画」「町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート」）も施策の中に取り込み、子どもに関する施策を総合・計画的に推進できるよう、「子どもに関する統合した計画」として策定します。

この計画の対象は、妊娠期から乳幼児期・学童期を経て、青年期に至る18歳までの子どもとその家庭を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となります。

[ 計画の位置付け ]

町田市基本構想

まちだ未来づくりプラン

町田市5ヵ年計画 17-21

[ 各分野の主要な計画 ]

新・町田市  
子どもマスタープラン

新・町田市次世代育成  
支援対策推進行動計画

町田市子ども・子育て  
支援事業計画

連携  
整合性

関連計画等

町田市教育プラン

町田市保健医療計画

町田市地域福祉計画

町田市食育推進計画

町田市障がい者計画

など

根拠となる法律

次世代育成支援  
対策推進法

子ども・子育て  
支援法

下位計画

町田市子ども発達支援計画

町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート

### 3 計画の期間

2015年度を初年度とする10年間の計画の後期計画として、2020年度から2024年度までを計画期間とします。

[ 計画期間 ]

	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24
国	次世代育成支援対策行動計画 (10年間延長)									
	子ども・子育て 支援事業計画					子ども・子育て 支援事業計画				
町田市	新・町田市子どもマスタープラン									
	新・町田市 次世代育成支援 対策推進行動計画（前期）5年					新・町田市 次世代育成支援 対策推進行動計画（後期）5年				
	町田市子ども・子育て 支援事業計画					第二期町田市子ども・ 子育て支援事業計画				





## 第2章

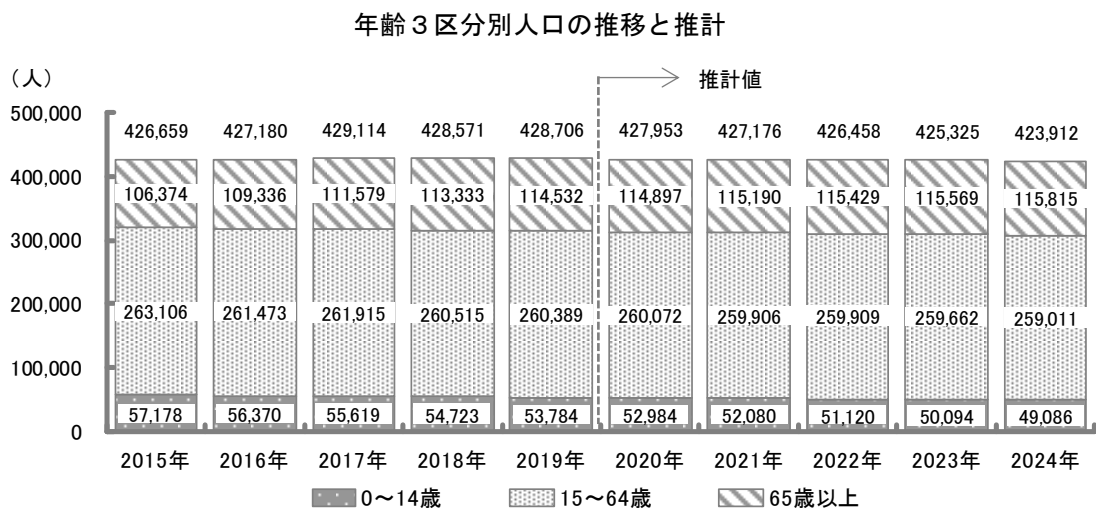
# 町田市の子どもを取り巻く状況

# 1 子どもと家庭の現状

## (1) 人口の推移

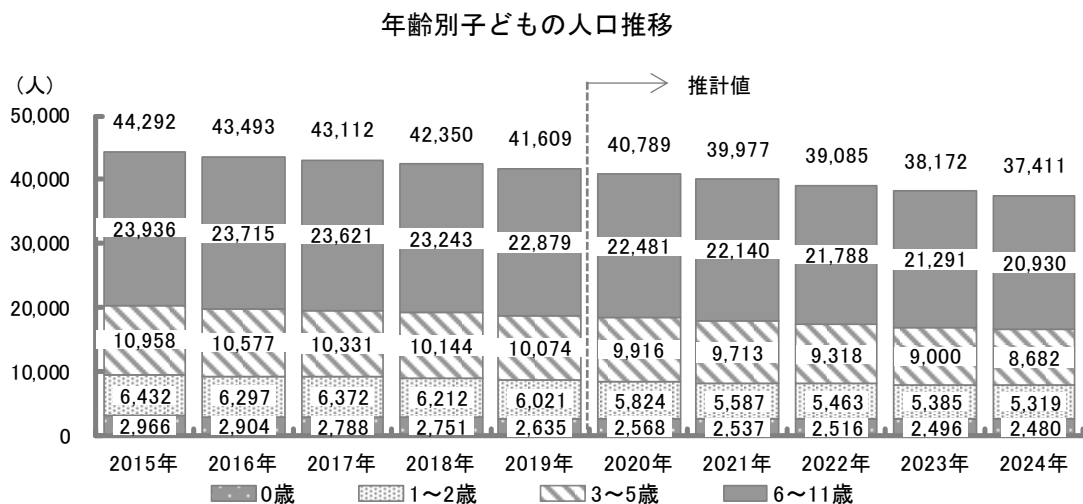
本市の総人口は、2019年4月1日現在でみると428,706人となっています。

年齢3区分別人口推移をみると、2015年以降、0～14歳、15～64歳は減少しているのに対し、65歳以上は増加傾向にあり、今後も増加していくことが見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）  
※ 総数には年齢不詳含む

本市の0～11歳までの人口推移をみると、2015年以降減少傾向にあり、2019年4月1日現在で41,609人と、5年間で2,683人減少しています。今後も減少傾向は続くことが見込まれます。

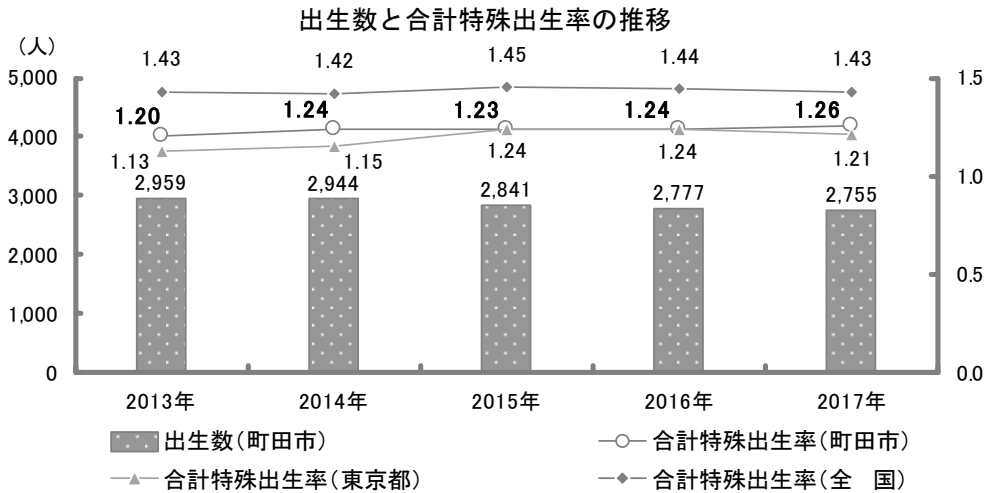


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 出生数と合計特殊出生率

本市の出生数の推移をみると、2013年以降減少傾向にあり、2017年には2,755人と、204人減少しています。

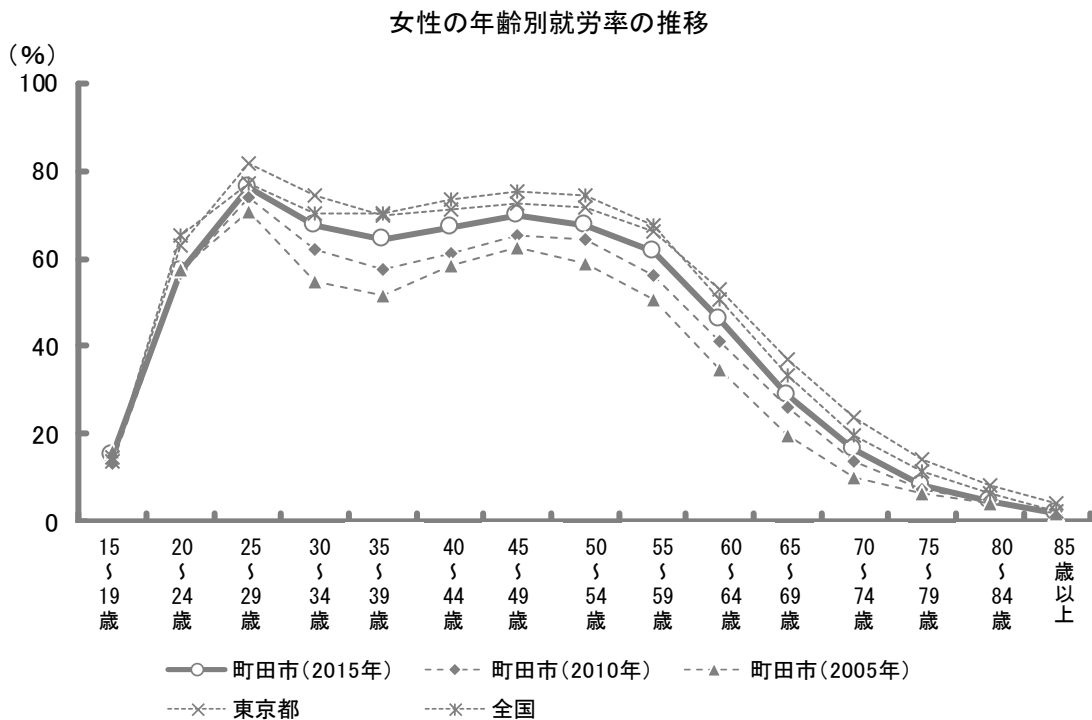
合計特殊出生率の推移をみると、東京都をほぼ上回っているものの、全国の平均を下回る水準で推移しています。



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」  
 全国は厚生労働省「人口動態統計」

## (3) 女性の就労状況

本市の女性の年齢別就労状況をみると、増加傾向にあり、特に30～44歳の就労率が増加していますが、東京都や全国と比較するとやや低い水準にあります。



※ 就労率には完全失業率は含まれていません。

資料：総務省統計局「国勢調査」

#### (4) 子育て世帯の状況

本市の核家族世帯数<sup>※1</sup>の推移をみると、一般世帯数<sup>※2</sup>とともに年々増加しており、2015年で112,484世帯となっており、3世代世帯については、減少傾向にあります。

また、ひとり親世帯（父子世帯数・母子世帯数）は2010年と比べて、2015年はほぼ横ばいとなっています。

核家族世帯、ひとり親世帯数の推移

	2005年	2010年	2015年
一般世帯数	162,999	179,923	186,454
3世代世帯	6,447	5,431	4,330
核家族世帯	103,548	110,543	112,484
18歳未満親族のいる父子世帯	210	336	311
18歳未満親族のいる母子世帯	2,117	2,425	2,485

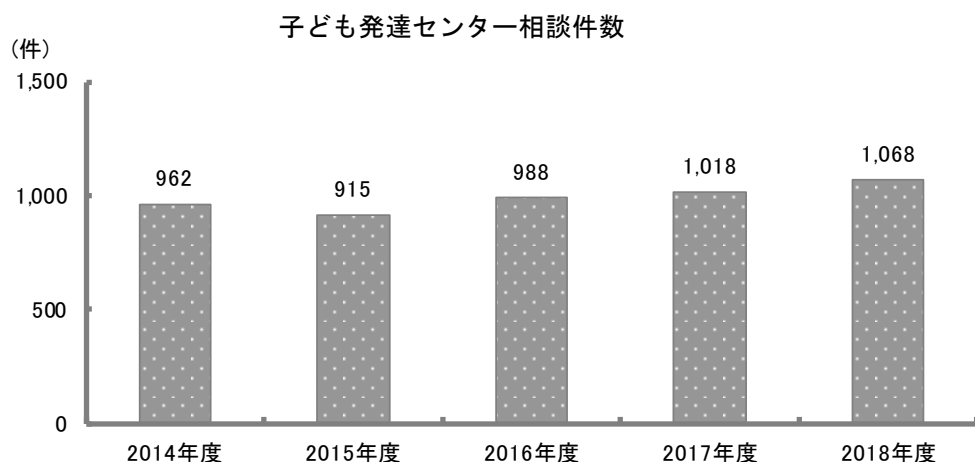
資料：総務省統計局「国勢調査」

※1 核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯。

※2 一般世帯とは、住居と生計をともにしている人の集まり、又は1戸を構えて住んでいる単身者(学生の寮や寄宿舎、社会施設の入所者などの施設等の世帯は除く)。

#### (5) 子ども発達センター相談件数

子ども発達センターの相談件数の推移をみると、増加傾向にあり、2018年度で1,068件となっています。



資料：町田市子ども発達センター



## (6) 子ども家庭支援センター相談件数

子ども家庭支援センターの相談件数の推移をみると、増加傾向にあり、特に、被虐待の件数が増加しており、2018年度で620件となっています。

子ども家庭支援センター相談件数

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
被虐待	405	410	465	497	620
養護	198	126	107	111	86
発達発育	8	1	1	0	0
育成	154	33	9	17	11
非行等	11	2	4	3	1
その他	1,313	1,575	2,051	2,412	2,889
合計	2,089	2,147	2,637	3,040	3,607

資料：町田市子ども家庭支援センター

## 2 子ども・子育て支援の現状と課題

### (1) 子どもの権利が守られること

少子化に対し、検討・対応することは市全体の重要な課題となっています。まずは、子どもが町田市に愛着を持ち、「将来も町田市に住み続けたい」と思えるような働きかけを行っていくことが必要です。

取組みの1つとして、子どもが一人の市民として「意見を表明する権利」を推進する「子どもの参画」を広めています。子どもの意見を施策に取り込むため、「市民参加型事業評価」<sup>※1</sup>への高校生世代の参加や、「若者が市長と語る会」<sup>※1</sup>で子どもと市長が直接意見を交わすことなどを行っています。また、これらの取組みが評価され、本市は日本ユニセフ協会とともに「日本型子どもにやさしいまちモデル」の基準づくりに参加しています。今後はさらに、市全体の施策の検討へ「子どもの参画」を拡充していくことが必要となります。

そして、子どもが自分らしく安心してくらすためには、その権利が守られることが重要です。全国的に深刻な児童虐待事件が後を絶たず、本市においても引き続き、児童相談所などの関係機関と緊密な連携を図り、発生予防からアフターケアまでの一連の支援、子どもが相談しやすい仕組みづくりや、周知活動などを行っていくことが必要です。子どもに向けての取組みとして、子ども専用相談ダイヤル「まこちゃんダイヤル」や、子ども家庭支援センター職員が小学校に出向き寸劇などを行う「出前講座（子ども向け虐待防止啓発活動）」<sup>※2</sup>を行っており、今後も子どもの相談支援や児童虐待についての理解を深める活動を続けていきます。

※1 P 29事業案内「町田市市民参加型事業評価・若者が市長と語る会」に掲載

※2 【主な取組】P 77 II-3-(3)「虐待の防止と支援の充実」に掲載

### (2) 子育て家庭への支援

女性の社会進出や、共働き家庭の増加による生活様式の変化などから、保育を必要とする子育て家庭は増えています。本市でも保育所等の増設や、送迎保育ステーション事業<sup>※1</sup>など、待機児童解消に取り組んでいます。その結果、2019年4月には待機児童数が127人になり、2001年以降最も少ない人数となりました。しかし、依然として、1歳児を中心とした待機児童は解消されていません。今後も保育を必要とする家庭が増えることが予測される中で、保護者の利用希望（保育ニーズ）を適切に把握しながら、待機児童の解消に向け、保育施設の整備に取り組んでいきます。

また、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が多様化する中、施設の数などの「量的拡充」だけでなく、提供されるサービスの「質の向上」に努める必要があります。さらには、さまざまな生活様式に合ったサービスを選択できるようにし、子育て家庭に妊娠期から子育て期まで「切れ目のない支援」を行う必要があります。

社会的には、ひとり親家庭などの経済状況が、子どもの育ちに影響を及ぼす、いわゆる「子どもの貧困」が注目されています。支援が必要な家庭を、適切なサービスや支援に結び付けるとともに、「子ども食堂」など地域の支援者と連携しながら、支援を行うことが求められています。

本市においても経済的な課題を抱えた家庭が一定数見られ、本計画の下位計画にあたる「町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート（子育て世帯の自立応援プロジェクト実施計画）」<sup>※2</sup>を2016年度に策定し、支援を円滑に進められるようにしました。その他にも、ふるさと納税を活用した、「おうちでごはん事業」<sup>※3</sup>を行い、ボランティアが手づくりのお弁当を届けることで、家事の負担軽減や親子間でのコミュニケーションの時間の増加を目指しています。また、この事業では、お弁当の配達以外にも社会福祉協議会の職員が家庭を訪問し、相談支援を実施しています。

さらに、子どもの発達に不安を抱え、子ども発達センターへ相談をする家庭も増えています。本市では、必要な支援や保護者の不安軽減につながるように「町田市子ども発達支援計画」<sup>※4</sup>を2017年度に策定し、支援が切れ目なく続くように計画を推進しています。今後もより一層、相談窓口や事業の周知に努めていく必要があります。

※1 [主な取組] P57 II-2-(1)「多様な保育の充実」に掲載

※2 P69 II-3-(2)「ひとり親家庭・貧困への支援」に掲載

※3 P45事業案内「おうちでごはん」に掲載

※4 P63 II-3-(1)「発達に支援が必要な子どもと家庭への支援」に掲載

### (3) 地域と子育て

子どもが地域（人・場所・機会）とつながることにより、家族以外の人との関わりから、新たな考えや刺激を受け、コミュニケーション能力の向上や子どもの自尊心や自己肯定感の向上につながっていきます。そのためには、さまざまな体験や世代間交流ができる場を充実させることが必要です。

本市では、子どもの居場所<sup>※1</sup>づくりにおいて、冒険遊び場や子どもクラブなどの整備を進めております。さらに、放課後の子どもの居場所の一つである放課後子ども教室「まちとも」では、地域の人材を活用<sup>※2</sup>して事業を行い、質の向上を図るために子どもセンターの職員が定期的に巡回し、必要に応じて相談を受け、助言を行っています。また、地域子育て相談センターでは、地域のさまざまな人

材を発掘し、世代を超えて地域の方が活躍できる場や機会をつくっています。引き続き、子育て施策と地域のつながりを強化し、地域全体で子育て支援が出来る仕組みづくりを形成することが必要です。

※1 P94事業案内「子どもの居場所について」に掲載

※2 P86Ⅲ-1-(1)「地域連携・人材育成の推進」に掲載



## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

[ 基本理念 ]

### 子どもが自分らしく安心して 暮らせるまちをみんなで創り出す



本計画は「新・町田市子どもマスタープラン」の後期行動計画として位置付けられることから、「新・町田市子どもマスタープラン」の基本理念である「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」を引き続き基本理念として掲げていきます。

すべての子どもの心身ともに安全で健やかな成長を実現することは、社会全体の重要な課題です。人間としての基礎的な資質がつけられるこの時期、大人と子どもの関わり方は、今後の子どもの人生に大きく影響します。

また、子どもは市民の一員であるとともに、将来の社会を担う重要な存在です。子どもが健やかに育ち、豊かな社会性を育むことは、子どもの人生を充実させるとともに、将来の社会の安定と発展のためにも必要なことです。

このような考えのもと、「子どもの未来」を重点的に捉え、町田市で育つ子どもの未来が輝かしいものとなるよう、地域も含めて市全体で子どもと子育て家庭を支援していきます。

## 2 基本的な視点



### 一人ひとりの子どもの権利実現 . . . . .

子どもは一人の市民です。子どもも大人と同様に、自分の意見を表明することができ、さまざまな決定に参画する権利があります。子ども自らが考え行動し、人と関わりながら成長できる環境を整えていくことが求められています。また、子どもへの権利侵害がおきた場合の救済や、やり直しの機会が保障されるように、大人や社会が受け止めていくことも大切です。

子どもも大人も相互理解を深めながら、市民として現在と未来を一緒に創っていくという視点が必要です。



### 子どもと保護者がともに成長する・・・・・・・・

子どもとの関わりを自らの子育てで初めて体験する保護者が多くなっています。子育てには、子どもが成長するときに、保護者も新たな体験を積み重ね、ともに成長していく視点が必要です。

子育てスタート期を大切にし、その場だけの助け合いや連携で終わらずに、地域での子育て仲間の形成や地域で支え合える仕組みをつくり、子どもも保護者も地域の人々と一緒に成長することが必要です。



### 地域の中で家庭を孤立させない・・・・・・・・

子育ての主体は家庭にあります。しかし、家庭の中で解決できない時や行き詰まった時に、相談に乗ってもらうことはとても大きな力になるものです。一方で、子育て観や生活様式などの多様化から、子育て家庭と地域との結びつきに難しさを感じる人も多くなっています。

地域社会と家庭との関わり方に視点を当てた地域活動が、柔軟に展開され、子育ての支え合いのできる地域社会を創ることが必要です。



### 市民（子どもと大人）と行政の協働を進める・・・・・・・・

子どもに関わることは、子どもと大人が協働（同じ目的のために、協力してともに働くこと）して取り組んでいくことが必要です。また、市民と行政は、行政がやるべきこと、市民ができることを話し合い、お互いに責任をもって事業を創り出していくことが大切です。

子どもと大人が協働することによって、当事者の視点が明確になりそれぞれの地域の実情にあった活動の方向性が明らかになります。

## 3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと3つの基本目標を掲げ計画を推進します。

#### 基本目標 I

子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている

#### 基本目標 II

子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている

#### 基本目標 III

子どもが地域の中で大切にされている

## 4 施策の体系 ～子どもにやさしいまちづくり計画～

[ 基本理念 ]

子どもが自分らしく安心して  
暮らせるまちをみんなで創り出す

[ 基本視点 ]

一人  
ひとりの  
子どもの  
権利実現

子どもと  
保護者が  
ともに  
成長する

地域の  
中で家庭を  
孤立させ  
ない

市民  
(子どもと  
大人)と  
行政の協働  
を進める

[ 基本目標 ]

I 子どもが健やかに育ち、  
一人ひとり自分の中に  
光るものを持っている

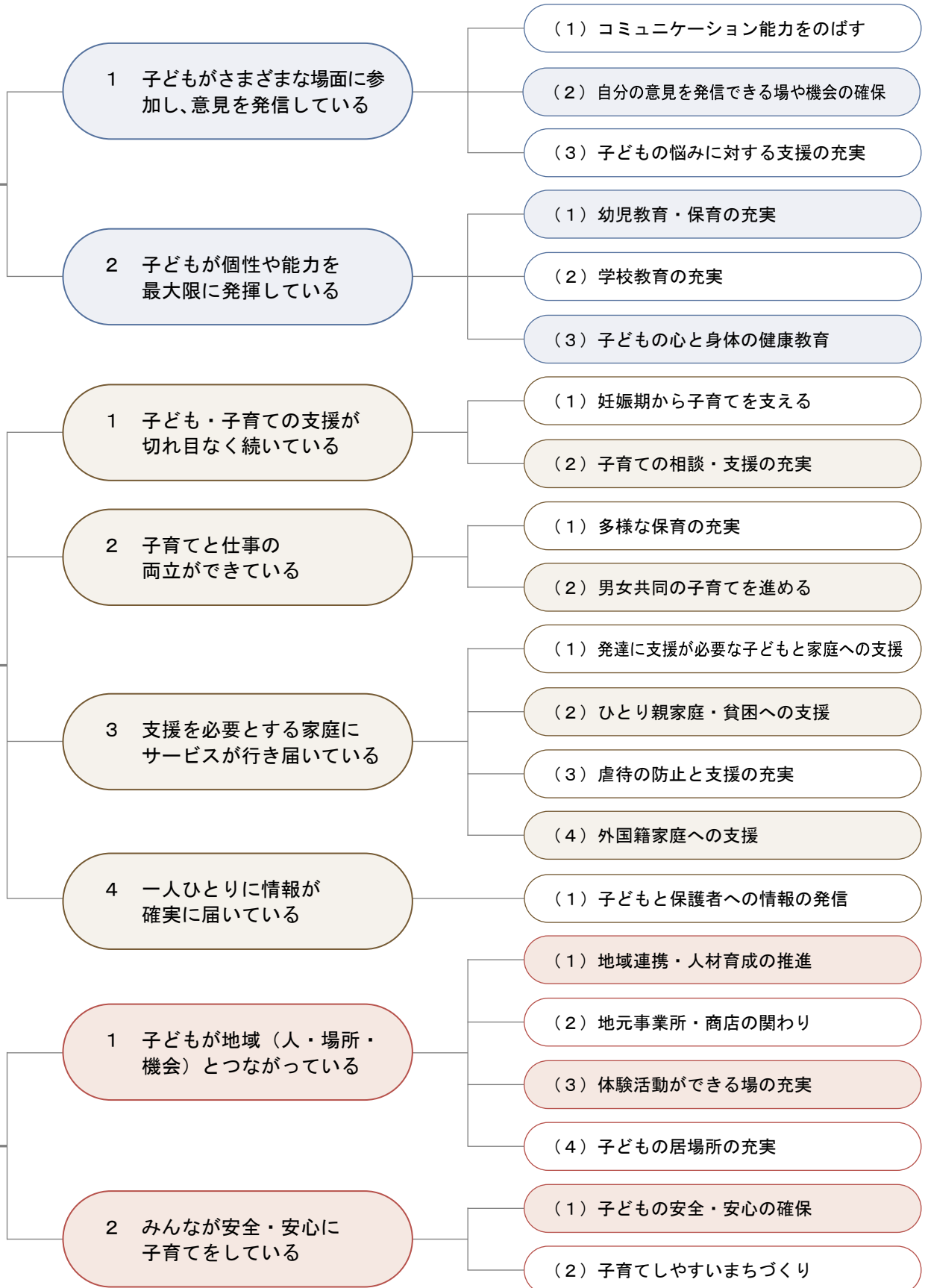
II 子どもが安らいでいる  
家庭があり、家庭が  
地域とつながっている

III 子どもが地域の中で  
大切にされている



[ 目指す姿 ]

[ 基本施策 ]



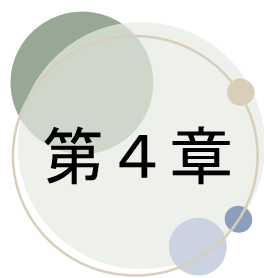
## 5 後期行動計画の副題について

---

後期行動計画の副題を「子どもにやさしいまちづくり計画」としました。これはユニセフ（国連児童基金）が提唱する「Child Friendly Cities & Communities Initiative=CFCI」を日本語に訳した「子どもにやさしいまちづくり事業」※を基としています。

この子どもの参画が大きな特徴である「子どもにやさしいまちづくり」には、ハード面とソフト面での整備が必要となります。子どもの施策も両方の面から進める必要があり、この後期行動計画には、その両面の事業を取り入れて策定をしました。また、「子どもにやさしいまちづくり」のための事業を推進することで、保護者や地域の人にとっても「やさしいまち」を目指していきます。

※ P30コラム「ユニセフ 子どもにやさしいまちづくり事業」に掲載



## 第4章 施策の展開（後期行動計画）

# ～子どもの成長と支援～



妊婦健康診査  
【保健予防課】 P 50・112  
両親学級  
【保健予防課】 P 60

プレママ  
クッキング



産後ケア

【新米ママ・パパ】 P 51



## 妊 娠 ・ 出 産 期

妊娠期から18歳までの情報は  
まちだ子育てサイト  
【子ども総務課】 P 81  
ほっとメールまちだ  
【子ども総務課】 P 81

育児支援ヘルパー事業  
【子ども家庭支援センター】 P 53



放課後の居場所は  
放課後子ども教室まちとも事業  
【児童青少年課】 P 93  
学童保育クラブ受入れ枠の拡大  
【児童青少年課】 P 58



## 小 学

【おうちでごはん】 P 45



えいごのまちだの推進・  
ICT教育の推進  
【指導課】 P 42

まこちゃんダイヤル  
(子ども専用相談ダイヤル)  
【子ども家庭支援センター】 P 35  
教育相談  
【教育センター】 P 35



【不登校の児童・生徒への支援】  
P 35

子ども食堂開設支援、子ども食堂ネットワーク  
【子ども家庭支援センター】 P 75

【出前しています】 P 43

進学相談【教育センター】 P 68

こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

【保健予防課】P 50・112

乳幼児健康診査

【保健予防課】P 52

保護者向け講座（地域子育て相談センター）

【子育て推進課】P 53

家庭教育支援事業【生涯学習センター】P 52



【みんなと交流】P 53  
【マイ保育園と子育てひろば事業】  
P 54



# 乳・幼 児 期

～切れ目ない支援（面接・相談・情報提供など）を行います～  
利用者支援事業（出産・子育て応援事業）【子育て推進課・保  
育・幼稚園課・保健予防課】P 50・111

【さまざまな保育】P 58

発達に不安を感じたら  
子どもの発達に関する相談事業  
【子ども発達支援課】P 53

# 期



【幼・保・小の連携 町田市接続  
カリキュラム】P 39

# 生

冒険遊び場



【子どもの居場所について】P 94

子どもセンター事業【児童青少年課】P 29・86

子どもクラブ整備事業【児童青少年課】P 93

就学相談【教育センター】P 68

子ども創造キャンパス  
ひなた村

放課後子ども教室  
まちとも

子どもの参画については  
子どもの参画推進事業  
【児童青少年課】P 29

【町田市市民参加型事業評価・若者  
が市長と語る会、ユニセフ「子ども  
にやさしいまちづくり事業」、町田創  
造プロジェクト（MSP）】P 29～



# 中学生・高校生



**基本目標 I** 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている

子どもは、いきいきと健やかに育つ権利があります。また、子どもが持つ権利は守られ、あらゆる場面で子どもの意見は尊重されます。

子どもは一人の市民として、さまざまなことに自分の意見を言う権利があります。子どもは「自分の意見が言えること」を知っていること、大人は子どもの意見を受け止めることが必要です。

自分の意見を発信するには、コミュニケーション能力が重要になります。近頃は、SNSなどで連絡や用事を済ませることができ、実際に人と対面する機会が減りつつあります。しかし、コミュニケーション能力は、実際の体験を通して育まれていきます。自然体験や幅広い世代の人との交流など、さまざまな体験を通して、自分に自信をつけ、相手の意見を尊重することを学び、その中で、コミュニケーション能力をみがいていきます。また、子どもが意見を発信する場や、子どもの意見を取り入れ、活かす仕組みづくりが必要です。

さらに、子ども自身の持つ権利は当然に守られていきます。子どもが悩んでいる時、困った時に、助けを求めることができる仕組みがあるとともに、子どもたち自身が頼れる人や場所があることを知っていることが必要です。

#### [ 現状と課題 ]

- 子どもセンター・子ども創造キャンパスひなた村や大地沢青少年センターでは、さまざまな体験活動や多世代交流を行ってきました。今後も、子どもが幅広い人間関係を形成することができる体験や、交流の場などの機会を提供し、さらに多くの人にその機会を知ってもらう必要があります。
- 子ども自身が「まち」への愛着を持ち、住み続けたいと思える「まち」を目指すために、市の政策に子どもの意見を取り入れる仕組みが必要になります。
- 中学生・高校生へのアンケート調査では、「町田市の未来を決めるときに、大人だけでなく自分たちの意見を反映させる機会や仕組みが必要と思う」割合は、「必要である」が45.0%、「どちらかという必要である」が32.5%となっており、あわせて約8割の中学生・高校生が仕組みは必要と感じています。MSPヒアリング\*でも、「子どもの意見を聞いてもらいたい」「子どもの意見を聞く場所があって良いまち」との意見があり、さらなる「子どもの参画」推進が必要です。また、「町田市にこの先もずっと住み続けたい」と思う割合は59.9%となっており、住み続けたいと思ってもらえること、将来戻ってきたいと思ってもらえる仕組みが必要です。

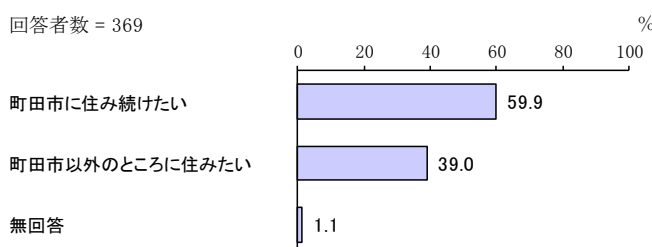
\* P 32に掲載



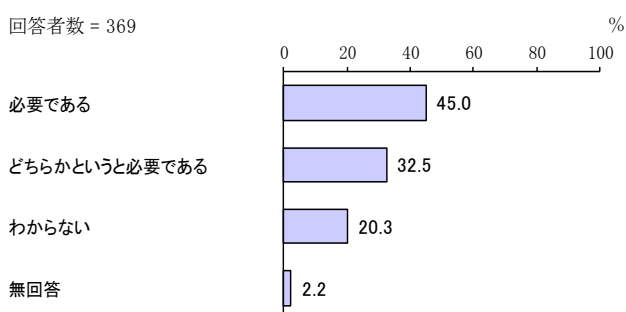
○中学生・高校生へのアンケート調査では、「困った時に、相談できるところ（相談機関）をどこか知っている」割合は、54.2%で、その中で「知っているところ」は、「子ども家庭支援センター（まこちゃんダイヤル）」が60.5%となっており、今後も、子どもが相談できる場所や、助けを求めたい時に、受入れてもらえる場所があることを周知していきます。

[ 関連データ ]

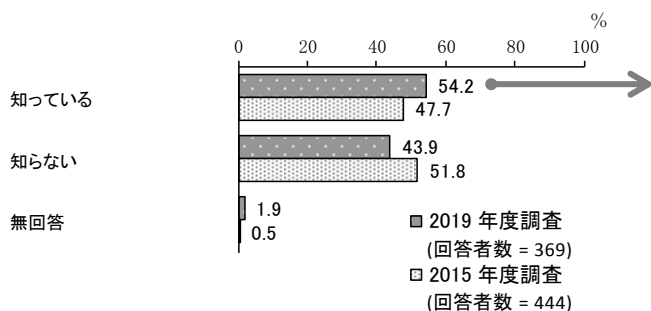
町田市にずっと住み続けたいか  
(中学生・高校生)



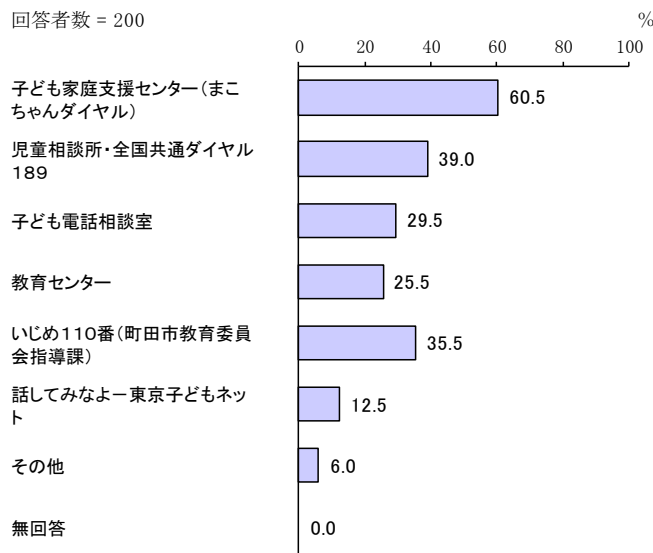
町田市の未来を決める際、大人だけでなく自分たちの意見を反映させる機会や仕組みが必要と感じるか  
(中学生・高校生)



相談できる場所を知っているか  
(中学生・高校生)



知っている相談先  
(中学生・高校生)



資料：新・町田市子どもマスタープラン（後期）策定のためのアンケート調査

[ 関連法・国の動向・その他計画など ]

- 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（P 156）
- 町田市子ども憲章（P 161）
- 第四次町田市子ども読書活動推進計画（P 162）

## 基本施策（１）コミュニケーション能力をのばす

### [ 施策の方向性 ]

コミュニケーション能力は、お互いの意見や価値観の違いを受入れ、話し合うことで育まれていきます。そのために、体験活動や世代間交流などを通じて、子どもが幅広い人間関係をつくることが求められます。また、コミュニケーション能力を育む機会を提供するとともに、多くの子どもたちがさまざまな体験活動に参加できるように、情報提供のさらなる充実を目指します。

### [ 主な取組 ]

取組	内容				担当課
子どもセンター・子ども創造キャンパスひなた村事業	野外活動や創作、スポーツや調理などのさまざまな体験活動の実施や、中学生・高校生などが主体的に運営する活動の支援をとおして、社会性やコミュニケーション能力を育む場を提供します。				児童青少年課
指標	事業参加者数（人）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	73,330	73,810	74,000	75,000	75,000

取組	内容				担当課
まちだ子育てサイト	子育て家庭に向けて、情報をわかりやすく提供しています。今後は、子ども自身に向けても、イベント情報や、困った時、悩んだ時の相談場所などの情報を発信していきます。				子ども総務課
指標	アクセス数（件数）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	2,800,000	2,900,000	2,900,000	3,000,000	3,000,000

### [ その他の取組 ]

- ・高齢者と近隣保育園児等との交流 【高齢者福祉課】
- ・子どもの読書活動推進事業 【図書館】
- ・学習事業（子ども対象集会事業） 【図書館（文学館）】
- ※ 乳幼児とその保護者を対象にコミュニケーションや言葉を楽しみ、読書や文学への関心につながるような事業を実施します。
- ・（再掲）大地沢青少年センター主催事業の充実 【大地沢青少年センター】  
 [主な取組] P90Ⅲ-1-(3)「体験活動ができる場の充実」に掲載

## 基本施策（２）自分の意見を発信できる場や機会の確保

### [ 施策の方向性 ]

子どもの意見が、市政からイベントまでさまざまなところに反映されるよう、子ども委員会をはじめとした、子どもたちが意見を発信できる機会や場の提供、そのための仕組みづくりを行い、「子どもの参画」を推進していきます。

### [ 主な取組 ]

取組	内容				担当課
子どもセンター事業 (子ども委員会)	子ども委員会では、子どもたちが主体的にルールづくりやイベントの企画・準備・運営などについて考え、活動します。				児童 青少年課
指標	子ども委員会実施回数（回）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	120	120	120	120	120

取組	内容				担当課
子どもの参画推進事業	若者が市長と語る会の実施など、庁内各課で実施している大人を対象とした意見聴取や検討の機会に、子どもたちが参画できるよう連携を進めていきます。				児童 青少年課
指標	子どもが意見を発信できる会議（事業数）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	3	3	3	3	3

### [ その他の取組 ]

- ・学習事業（子ども対象実作講座） 【図書館（文学館）】
- ※ 小学生・中学生を対象に、自分の思いや主張、イメージを表現することの楽しさを知る機会を提供します。



#### 事業案内

#### [ 町田市市民参加型事業評価・若者が市長と語る会 ]

市の取組みを改善するために2年に1度、市民参加型の事業評価を行っています。2017年度は高校生も参加し、バスのルートについて意見し、実際に反映されました。2019年度

【2017年度高校生参加型事業評価】 は、対象とする事業も高校生世代が決めました。



若者が市長と語る会は、自分たちが住んでいるまちの未来や希望を、市長と語り合うことで、地域への愛着を深め関心を高める機会となっています。今後も、子どもと意見の交流ができる場の提供に努めていきます。



## コラム [ ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業」 ]

子どもにやさしいまちづくり事業は、ユニセフ(国連児童基金)が提唱する、「Child Friendly Cities & Communities Initiative = C F C I」を日本語に訳したもので、現在およそ40の国々で取組みが行われています。

主唱者のユニセフは、日本でも1994年に批准された「子どもの権利条約」※の理念を具現化する取組みとして、「子どもにやさしいまち」の基準を定め、それに基づき行政、特に市町村が施策を進めていくことを援助、促進しています。

日本では、日本ユニセフ協会がこの事業を推進しており、本市も日本ユニセフ協会とともに「日本型子どもにやさしいまちモデル」の基準づくりに参加してきました。2018年10月からは、町田市を含めた5つの自治体がモデル都市となり、この基準を用いて、子どもにやさしいまちとは何かについて検証を行っています。本市がこの事業に参加することになったきっかけは、日本ユニセフ協会主催のシンポジウムで、「子どもセンター子ども委員会」、高校生が参加した「市民参加型事業評価」などの、「子どもの参画」についての施策が高い評価を受けたことによるものです。

※ P156に掲載

### 【ユニセフヨーロッパ事務所 アンドレ副局長と握手を交わす石阪市長 2018年10月30日町田市表敬訪問】



### 【2018年10月29日 日本ユニセフ協会 C F C I 検証作業開始記念フォーラム】 【子どもにやさしいまちづくりに関する討論】【C F C I 参加5自治体の首長と記念撮影】





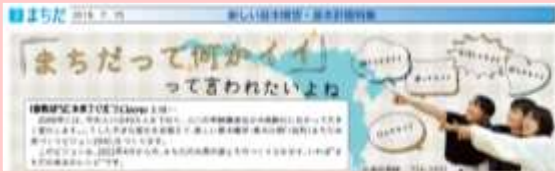
本市では、5年後、10年後、20年後という未来を「大人」だけではなく「これから大人」になる若者と一緒に考え、市の計画づくり等の事業に反映していくため、「町田創造プロジェクト（MSP）」を立ち上げました。まちだの魅力を発信し、まちだの未来を考える若者グループとして、市内在住、在学、在勤の中学生を除く15歳から18歳までの若者が参加しています。

日頃から感じている「この場所を多くの人に見て欲しい」「こうすればもっと住みやすくなる」「ここが不便」など、本市の良い点や悪い点について意見を出し合っています。また、本市の新しい基本構想「(仮称)まちだ未来づくりビジョン2040」のワークショップにも参加しています。

【2019年7月15日号広報まちだ】

【新しい基本構想・基本計画特集】

【2019年8月20日キックオフセレモニー】



## MSP※ヒアリング

※ P31コラム「町田創造プロジェクト(MSP)」に記載

本計画の策定にあたり、無作為抽出で中学生・高校生に送ったアンケート調査結果をもとに、当事者のMSPメンバーにヒアリングを行い、実際に思うことや実情を聞きました。

日時：2019年6月13日 18時～19時 場所：市庁舎2階 市民協働おうえんルーム

ご協力いただいたみなさん：15人

### ①町田市と他市の比較、住みたいまちの条件

#### アンケート調査結果

町田市にこの先もずっと住み続けたいですか。 住み続けたい 59.9% 町田市以外に住みたい 39.0%

- ・約6割が住み続けたい、約4割が他のまちに住みたいという結果を聞いて感じたこと
- 【全体】思ったよりも多い！と感じる。
- ・将来は町田市に住み続けたいか
- 【全体】半数以上が町田市に住み続けたい。「戸建て」に住みたいとの意見が多い（マンション派なし）。
- ・住み続けたい理由を聞いてみんなも納得する部分はあるか
- 都心や23区のような、便利な場所や、ブランド（横浜など）のまちに住んでみたいというのはよくわかる。
- 一回市外に出ると戻ってくるかは、微妙。町田市の土地が高いと思う。
- 【全体】もっと田舎に住みたい希望もあり、また、街並みがキレイなまちにもあこがれる（国内外含む）。
- ・町田市について
- 子育てするには「子どもセンター」とかがあって、子ども委員会のように子どもの意見を聞く場所もあって良いまちだと思う。  公園も多くて住みやすいと思う。
- 治安は良いところと、一部悪いところがある。
- 町田市は都会よりの田舎。両方があっていいところだと思う。
- 街灯やカーブミラーが少ない。大きな道にばかりあって、細い道にないので、急に人や自転車が出てくる。
- （自転車使用时）歩道が狭く、自転車専用レーンもないので、バスに後ろから迫られる。
- ・大学や仕事で一度は市外に出たいと思うかもしれないが、戻ってきてもらうにはどうしたらいいか
- 【全体】子育てをするなら戻ってきたいという意見が多かった。



### ②インターネットの利用状況、情報発信の方法

#### アンケート調査結果

- ・学校や塾などの勉強以外でインターネットを自由に使えますか（Wi-Fi環境で使用している方も含みます）。使っている 93.8%
- ・インターネットにつながるスマートフォンを持っていますか（Wi-Fi環境で使用している方も含みます）。持っている 89.9%（高校生はほぼ100%）
- ・何歳からスマートフォンを持っていますか。 1位 12歳 2位 13歳 3位 9～10歳
- ・インターネットをどのようなことに使用していますか。  
1位 LINEやTwitter、Facebook、Instagram、メールなどで利用 2位 動画視聴 3位 情報検索
- ・インターネットを使用して、何かトラブルが起きたことはありますか。  
1位 特にないもない 64.5% 2位 迷惑メールが頻繁に送られてきた 12.2%  
3位 インターネットやSNSなどが気になって、他のことが手につかなくなった 10.6%  
4位 夜遅くまで使用して、朝起きれなかった 7.9%
- ・スマートフォンを持っているか
- 【全体】全員持っている。
- ・持ち始めたきっかけ、持ち始めた時期、具体的に何に使っているか
- 【全体】持ち始めた時期は、中学生からと高校生からがほとんど。高校生からの方が多い。
- 友だちと連絡を取るのに必要。部活の予定もアプリやLINEなどでやり取りする。

- ・持っていない子とのやりとりはどのようにしているのか
- 学校から支給されているタブレットやパソコンでやり取りしている。
- ・インターネットでのトラブルはどうか
- 迷惑メールなどはよく届く。
- 【全体】ほぼ全員がスマートフォンを使い続けて夜更かししてしまったこと、朝起きられないことがあった。
- ・学校や家で使用するのにルールづくりはしているか
- 【全体】ほとんどの家庭でルールはないとのこと。ずっと使っている。目覚まし代わりに使っている。
- ・自分が親だったら何歳から持たせたいか
- 小学生からが2人、中学生から、高校生からが多数。
- 小学生からでも使える時間などを制限すれば問題ないと思う。
- 脳の発育に影響すると聞いたし、創造力とかが伸びないので、ある程度人格ができてからのほうが良いと思う。
- ・情報発信について
- サイトは見ない。送られてくるものを見ている。LINEが良いと思う。
- やっぱり SNS だと思う。

### ③町田市に対する具体的意見

#### アンケート設問

自分の意見を町田市に言えるなら、どのようなことに対して意見を言いたいですか。

- ・みんななら具体的に何を言いたいか
- バス代が高い。 ○室内で運動する場所があるといい（体育館ほど大きくなくていい）。
- カフェのような勉強する場所をつくってもらいたい。 ○歩道が狭い。
- 防音施設（スタジオ）をつくってもらいたい。

### ④今後の仕組みづくりの検討

#### アンケート設問

町田市の未来を決めるときに、大人だけでなく自分たちの意見を反映させる機会や仕組みが必要だと思いますか。

- 大人との距離が遠いと感じる。ざっくばらんに参加できるようにしてもらいたい。
- 何かをつくる時には子どもの意見を聞いてほしい。途中で、2回くらい意見を聞く機会があると良い。
- 聞かれた意見がどうなったか、返事や回答が欲しい。そういう機会をつくってもらいたい。
- できない場合は、こういう理由でできないと説明してもらいたい。



## 基本施策（3）子どもの悩みに対する支援の充実

### [ 施策の方向性 ]

子どもが困った時、悩んだ時に、相談できるよう、身近に相談できる環境を整備します。職員が子どもの悩みに気づき、適切に支援できるように研修を行い、また、子どものもとに出向いて啓発活動を行うなど、子どもが相談しやすくなるように体制の充実を目指します。

### [ 主な取組 ]

取組	内容				担当課
児童厚生員の相談対応力向上研修	児童厚生員 <sup>※</sup> が、子どもたちや保護者からの悩みや相談に対し適切な支援を行うため、知識を習得し、技術を向上させ、居場所としての充実を図ります。				児童 青少年課
指標	研修の実施回数（回）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	1	1	2	2	2

※ 子どもセンター等で子どもの活動を支援する職員

取組	内容				担当課
スクールソーシャルワーカーの派遣	子どもが抱える課題について、子どもや保護者が相談できるよう、関係する機関と連携して対応するため、スクールソーシャルワーカー <sup>※</sup> を派遣します。				教育 センター
指標	対応延べ回数（電話・訪問・会議等 / 回）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300

※ 学校や日常生活に対する問題を抱えている子どもを支援する専門家

取組	内容				担当課
子どもとその家庭からの総合相談	0歳～18歳未満の子どもとその家庭の相談を受けます。必要に応じて情報の提供、専門機関やサービスの紹介・調整をし、問題の解決に向けたサポートを行います。				子ども 家庭支援 センター
指標	相談件数（件）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	3,700	3,900	4,100	4,300	4,500



取組	内容				担当課
教育相談	来所相談、電話による相談の2つの相談形態があります。不登校、集団不適應、友人関係、発達に関する事、学習に関する事、生活面に関する事、いじめ、体罰等、学校生活や家庭生活等に関する問題について相談に応じます。				教育センター
指標	利用者満足度（教育相談が課題解決につながった）（％）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	65	70	75	80	85

## [ その他の取組 ]

- ・まこちゃんダイヤル（子ども専用相談ダイヤル） 【子ども家庭支援センター】
- ・（再掲）出前講座（子ども向け虐待防止啓発活動） 【子ども家庭支援センター】  
【主な取組】 P 7 7 II - 3 - （3）「虐待の防止と支援の充実」に掲載



### 事業案内

## [ 不登校の児童・生徒への支援 ]

公立小・中学校に在籍する不登校やその傾向にある児童・生徒が、学校に復帰できるように、小学校適応指導教室「けやき教室」、中学校適応指導教室「くすのき教室」を設置しています。

「けやき教室」では、体験的な学習や学習内容を補うような指導を行い、生活リズムを取り戻し、学校に復帰できるように支援をします。「くすのき教室」では、個別指導や集団活動を通じて、学校復帰に向けた社会性の向上を目指していきます。

また、不登校児童・生徒には各家庭のパソコンから専用のサイトにアクセスして学習ができる自宅学習ソフト「e-ラーニング」を用意しており、小学校1年生から中学校3年生までの国語・算数（数学）・理科（1分野・2分野）・社会（地理・歴史）・英語の教科書が全部入っており、好きな学年や教科を選び、それぞれの理解度に合わせて受講レベルをあげていくことが可能です。

教育や保育は、子どもが持っている個性や能力が、最大限に伸びるよう、また、発揮できるように支援をしています。そのため、幼少期には質の高いサービスの提供、小・中学校では新たな時代に子どもが対応できるように必要な資質・能力を育てていくことが求められています。市では、そのための人材や環境を整えていきます。

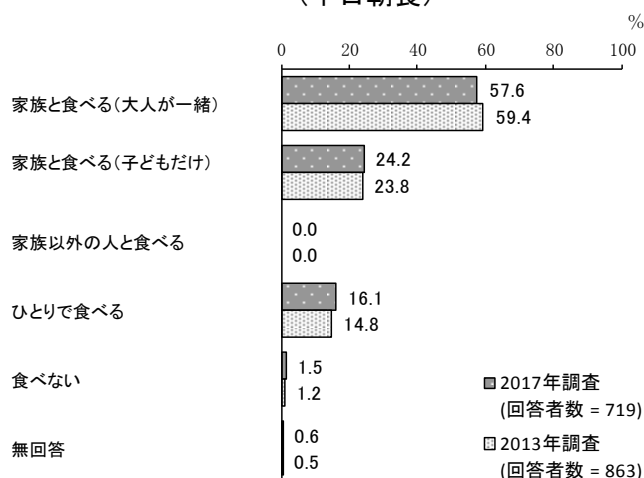
また、子どもの力を伸ばすためには、食の大切さやスポーツ、レクレーションに親しむ習慣も大切です。いきいきとした子どもになることを目指し、引き続き支援をしていきます。

#### [ 現状と課題 ]

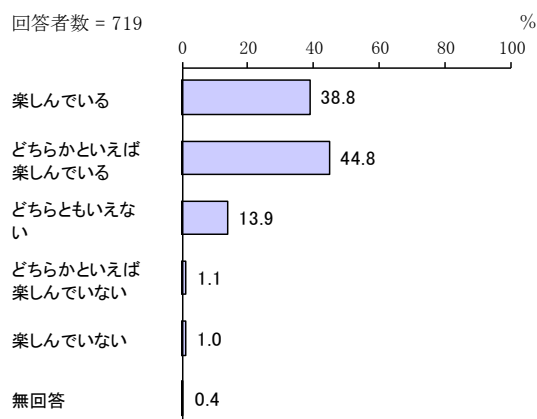
- 幼児教育・保育及び学童保育は、幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の上昇とともに、利用希望者の増加が見込まれますが、施設の数などの「量的拡充」だけでなく、提供するサービスの「質の向上」も求められています。待機児童解消や質の高いサービスの提供のためには、人材の確保や職員の研修（スキルアップ）が必要となっています。
- 町田市ならではの魅力的な教育施策及び事業を推進するため、2019年2月に「町田市教育プラン2019－2023」を策定しています。「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる。生涯にわたって自ら学び、互いに支え合うことができる地域社会を築く」を教育目標とし、子どもたちがこれからの社会において、目標に向かってたくましく生きる力を育むことを目指しています。
- 若い世代を中心に、食に関する知識が少なく、意識が低い傾向があります。将来のためにも、子ども自身が食の大切さを理解し、より良い食生活や生活習慣を身につける必要があります。また、1人でごはんを食べる「孤食」が問題となっており、本市でも「子ども食堂」や「おうちでごはん」事業などを行っています。
- 継続してスポーツをする習慣は、小学生・中学生では割合が半数を越えますが、18歳以上になると半数以下に減少します。しかし、「近い将来に始めようと思っている」人や、「定期的ではないがスポーツを行っている」人もいることから、生涯スポーツを楽しめるように、子どもたちが楽しくスポーツをする機会の充実や、資質の育成が求められています。

[ 関連データ ]

ふだん誰と食事をすることが多いか  
(平日朝食)

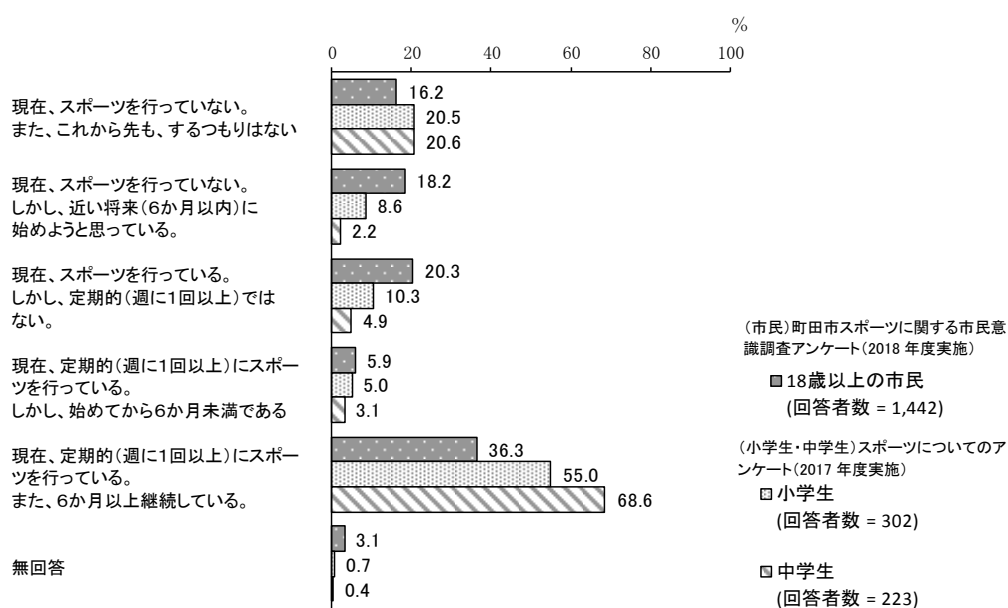


ふだんの食事時間が楽しいか



資料：第2次町田市食育推進計画

市民・小学生・中学生スポーツの実施状況や考え方  
(スポーツをする習慣の現状)



資料：町田市スポーツ推進計画19-28

[ 関連法・国の動向・その他計画など ]

- 町田市教育プラン2019-2023 (P162)
- 町田市学童保育クラブ研修基本方針 (P124)
- 新・町田市学童保育クラブ質の向上5カ年計画 (P132)
- 第2次町田市食育推進計画(2019年度~2023年度) (P163)
- 町田市スポーツ推進計画19-28 (P163)

## 基本施策（１）幼児教育・保育の充実

### [ 施策の方向性 ]

幼児教育・保育は、利用希望者の増加にともない、「量的拡充」と「質の向上」が求められています。「量的拡充」では、待機児童解消のために人材の確保策として、就職相談会を開催しています。また、提供するサービスの「質の向上」のために、保育士等や放課後児童支援員に研修を行い、人材の資質向上を目指し、「質の向上」に努めます。

### [ 主な取組 ]

取組	内容				担当課
市内保育所の保育士等の人材確保事業	新卒者や潜在保育士などを対象に、市内の保育所で働くことに魅力を感じられるよう就職相談会を実施します。				子育て推進課
指標	相談会への参加者数（人）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	300	300	300	300	300

取組	内容				担当課
保育士等のスキルアップ研修	学校教育・保育施設協会の研修会を支援し、職員のスキルを向上させ、教育・保育の質の向上を図ります。				保育・幼稚園課
指標	実施回数（回）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	6	6	6	6	6

取組	内容				担当課
放課後児童支援員の資質向上	「町田市学童保育クラブ研修基本方針」による放課後児童支援員※の資質向上研修を実施します。				児童青少年課
指標	資質向上研修の実施回数（回）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	8	8	8	8	8

※ 学童保育クラブ職員のうち資格を有するもの

## [ その他の取組 ]

・教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期※ 【子育て推進課】

※ P57・105 第二期町田市子ども・子育て支援事業計画に掲載

・利用者支援事業※（出産・子育て応援事業） 【子育て推進課・保育・幼稚園課・保健予防課】

※ P50・111 第二期町田市子ども・子育て支援事業計画に掲載

・療育セミナー 【子ども発達支援課】

※ 保育園・幼稚園等、学童保育クラブなどの職員に、障がいに対する理解や援助の方法について講演会を開催します。

### 事業案内

## [ 幼・保・小の連携 町田市接続カリキュラム ]

子どもたちが幼児期の学びや生活で培った能力を、小学校教育に切れ目なくつなげ、伸ばしていくことを目的として、「町田市接続カリキュラム」を策定しました。

このカリキュラムでは接続期を、幼児期の5歳児の10月から3月までのアプローチ期と、小学校1年生の4月から7月までのスタート期の2つの期間でとらえ、さらに、本市が目指す「町田っ子像」「8つの具体的視点」を示し、保育者や教員が同じ目的・方向性を持つことで、子どもの育ちを連続したものとしてとらえ、学びや生活が円滑につながることを図っています。

市内の保育園・幼稚園等や小学校が、このカリキュラムを活用することで、小学校教育への円滑な接続や、子どもたちが自分の力を最大限に発揮しながら育つことを目指しています。





事業案内

[新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画]

町田市の学童保育クラブでは2015年に策定された5年間の取組みの方向性を示す「学童保育の質の向上5ヵ年計画～子どもたちの安全と安心のために～」を基に、質の向上に取り組んできました。この5年間で、社会環境の変化や学童保育クラブを取り巻く環境は著しく変化しており、学童保育クラブに対するニーズも多様化しています。

学童保育クラブは、そのような社会環境の変化やニーズに対応したサービスが求められており、質の向上に努めていく必要があります。

2020年度からは、「新・子どもマスタープラン」の後期行動計画に取り込み、これまで取り組んできた老朽化する施設や設備の解消等の「施設環境の整備」に加えて、放課後児童支援員の資質を向上させることで保育の質の高める等の「サービスの向上」と、新たに高学年（4年生～6年生）を受入れる等の「サービスの拡充」を新たな目標として盛り込みます。

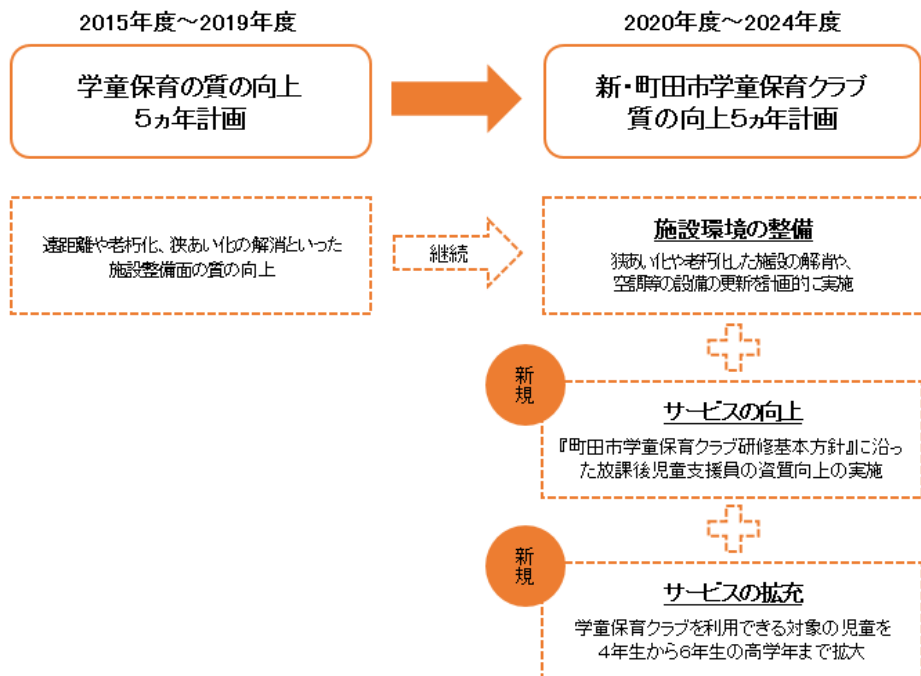
※ P132「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」に記載

【わんぱく学童保育クラブ育成室  
2018年度に老朽化改修工事を実施】



【主な計画内容】

- 1. 施設環境の整備
- 2. サービスの向上（新規）
- 3. サービスの拡充（新規）





3R推進課の「3R」は、「Reduce (リデュース)」ごみをつくらない、「Reuse (リユース)」くり返し大切に使う、「Recycle (リサイクル)」分けて資源にする、からできています。ごみを減らす大事なキーワード「3R」をもとに、さまざまな取組みを3R推進課では行っています。

申し込みのあった保育園・幼稚園等を訪問し、「3R」を学んでもらう「ごみと環境の出前講座」では、物を大切にする心や分別の大切さを、歌や踊りも取り入れて学んでもらっています。

ごみに関する情報紙「ごみナクナーレ」の発行や、「3R公開講座」では、主に未就学児と保護者を対象に、ごみ減量に取り組めるように親子で楽しく学びます。また、ごみ減量の啓発として、親子(小学生)を対象に、着なくなったTシャツをバッグなどにする工作教室や、リサイクルガラスを利用したガラス砂絵教室を行っています。

リユース意識の啓発にも取り組んでおり、まだ使えるのにもったいない、使ってくれる人に渡したい、という方のために、ベビーカーやベビーベッド、絵本、衣類などの子ども用品を回収し、必要とする方に無料で配布する回収会と配布会(子ども用品リユース)を年1回各子どもセンターで実施しています。

今後も「3R」を、さまざまな取組みで子育て家庭に向けて発信していきます。

#### 【3R推進課 出前講座・子ども用品リユース】



## 基本施策（２）学校教育の充実

### [ 施策の方向性 ]

「まちだ」ならではの学校教育を充実させ、未来のまちだを支える人材を育成するとともに、子育て家庭に選ばれる「まち」を目指していきます。

また、児童・生徒の学習意欲を高め、課題を見出し解決する力を育てるために、ICT機器を整備し、それを活用した効果的な授業を行うことを目指します。

### [ 主な取組 ]

取組	内容				担当課
えいごのまちだの推進	コミュニケーション能力の育成に重点を置いたまちだならではの英語教育を推進し、社会で活躍し、未来のまちだを支える人材を育成します。				指導課
指標	「英検 3 級程度」の力がある中学 3 年生の割合 (%)				
目標	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	—	60	65	70	70

取組	内容				担当課
ICT教育の推進	ICT機器を活用した「21世紀型スキルの習得」と「個別最適化された学習支援モデルの構築」に取組み、まちだの子どもが未来社会を力強く生き抜く力を育みます。				指導課
指標	「学習に対する興味・関心を高めるために、コンピューターや提示装置などを効果的に提示する」という質問に「わりにできる」または「ややできる」と答えた教員の割合 (%)				
目標	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	小学校 80 中学校 70	小学校 85 中学校 80	小学校 90 中学校 90	小学校 100 中学校 100	小学校 100 中学校 100

### [ その他の取組 ]

・学力向上推進プラン

【指導課】

※ 学習指導要領や国や東京都の学力調査の結果などから、小・中学校全体の学力向上を目指すための方針や取組みを策定・推進しています。





本市では、直接子どもたちのもとに向かい、体験講座やお話をする「出前講座」を行っています。

将来の有権者である子どもたちに、選挙の意味や重要性を理解してもらうため、授業や模擬投票などを行う「選挙出前講座」。児童虐待について、身近なところに相談場所があることを知ってもらい、大人になった時に「子どもを守る」という思いを持ってもらうために、寸劇などを行っている「出前講座（子ども向け虐待防止啓発活動）」。その他にも、小・中学校別に交通安全教室として「自転車教室」、保育園・幼稚園等や小学校に、それぞれにあった「ごみと環境の出前講座」などを行っています。さらに国際版画美術館では、学校と共同で体験授業を行っています。

今後も、子どもたちと直接話し、一緒に体験し、記憶に残る「出前講座」を行っていきます。

【国際版画美術館 復刻浮世絵  
摺り体験授業（南大谷中学校）】



## 基本施策（3）子どもの心と身体健康教育

### [ 施策の方向性 ]

スポーツをする機会を通じて、交流、競技力及び体力の向上を図り、子どもが健やかに育ち、一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことのできる資質・能力の育成を目指します。また、幼少期からの食育の推進により、食に対する基礎的な知識を養い、将来、安全で望ましい食生活を送ることができるよう、子どもの健全な発育と成長を支援します。

### [ 主な取組 ]

取組	内容					担当課
楽しく運動する機会の充実	運動への興味・意欲を高めるため、休み時間における運動遊びを充実させ気軽に楽しく運動する機会を増やします。また、町田市立野津田陸上競技場において、市内の小学校6年生児童が他校の児童と競技による交流を実施することで、児童に運動の楽しさを実感させ、体力や連帯意識の向上を図り、豊かなスポーツライフの基礎を培います。					指導課
指標	週の運動時間が7時間以上の児童の割合（％）					
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
	小5男子 67 小5女子 37	小5男子 70 小5女子 40	小5男子 70 小5女子 40	小5男子 70 小5女子 40	小5男子 70 小5女子 40	

取組	内容					担当課
「まちとも」と連携した放課後のスポーツ推進	放課後子ども教室「まちとも」で、スポーツ推進委員や地域のスポーツクラブがスポーツプログラムを提供し、子どもたちにスポーツの楽しさを伝えます。					スポーツ振興課
指標	連携地区数（地区数 / 10地区中）					
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
	3	4	5	5	6	

取組	内容					担当課
公立保育園における食育の推進	保護者に対する食育啓発活動及び園児の食に対する考え方の基礎を培うことを狙いとして、食事マナーや栄養バランス、食への興味関心を育む食育集会を公立保育園5園で実施します。また、希望のある私立保育園に栄養士が出張し、保育園と連携して食育活動を行います。					子育て推進課
指標	公立保育園における食育集会の実施回数（回）					
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
	15	15	15	15	15	

## [ その他の取組 ]

- ・町田市子どもマラソン大会 【スポーツ振興課】
- ・歯みがき教室 【保健予防課】
- ・(再掲) 子ども食堂開設支援、子ども食堂ネットワーク 【子ども家庭支援センター】  
 【主な取組】P75Ⅱ-3-(2)「ひとり親家庭・貧困への支援」に掲載



## [ おうちごはん ]

本市では、町田市社会福祉協議会が実施する「おうちごはん事業」に対して補助金を交付しています。この「おうちごはん事業」は、困難を抱えた子育て家庭に手づくりのお弁当を配達することで、保護者の家事負担を軽減し、親子でお弁当を食べながら、コミュニケーションをとる時間を増やすことを目的として実施しています。また、お弁当の配達だけでなく、必要に応じて町田市社会福祉協議会の職員が自宅を訪問して、利用者家庭の悩み相談にのり、地域で行われるさまざまな活動等の情報を提供します。なお、「おうちごはん事業」の事業費は、ふるさと納税制度による寄附を活用して実施しています。





## 基本目標Ⅱ 子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている

---

子育ての基本は家庭です。安心して子育てができるように、切れ目のない支援を続けます。また、地域で家庭が孤立しないよう支援します。

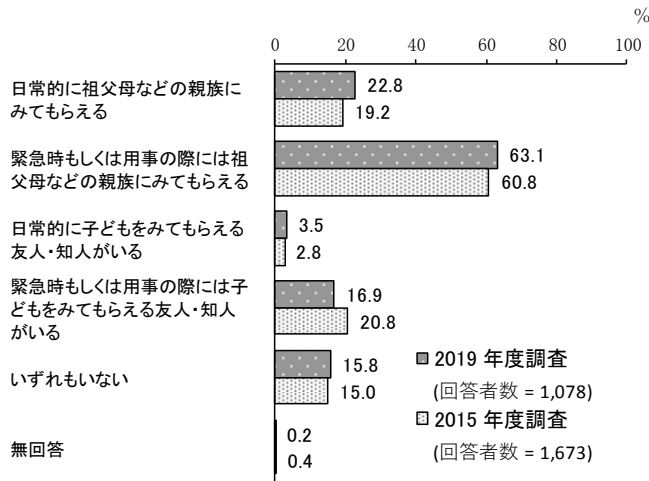
家庭の環境がさまざまある中で、安心して出産し、楽しく子育てができることが必要です。子ども・子育て支援を妊娠期から行い、出産・子育ての不安を解消し、誰もが安心して子育てをスタートできるようにします。その後も、子育てをする中で、負担感や孤独感に悩まないように、また、不安や悩みを抱える保護者が気軽に相談できる体制を強化し、切れ目なく支援を続けていくことが必要です。

#### [ 現状と課題 ]

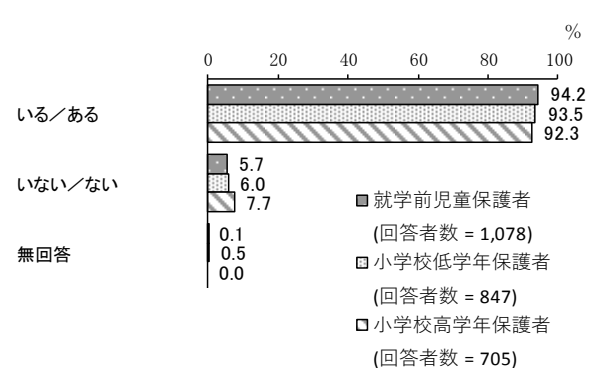
- 全ての妊婦を対象に保健師などが面接を行い、妊婦の状況を把握し、必要な支援、情報提供を行っています。
- 現在の子育て家庭では、核家族や共働き家庭の増加などの影響により、出産後に、育児や家事などに援助が必要になっています。また、育児に対して不安や悩みを抱える保護者が、身近な場所で相談することができるよう、相談支援がさらに充実されていくことが求められています。
- 就学前児童の保護者アンケート調査結果から、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が大きいものの、「いずれもない」の割合が15.8%となっており、「身近に頼れる人がいない」人がいることがわかります。また、「子育てについての相談相手（場所）の有無」については、「いない／ない」の割合が、就学前児童・小学生保護者それぞれ6%から8%程度あり、相談相手（場所）のいない人がいることが見てとれます。

[ 関連データ ]

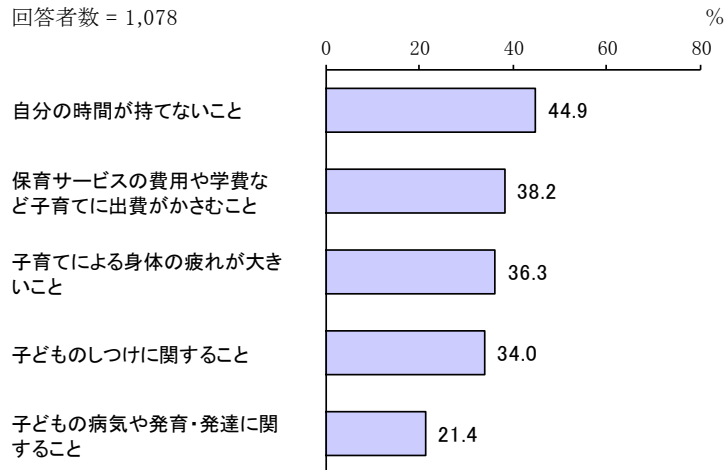
日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無（就学前児童保護者）



子育てについての相談相手の有無



子育ての悩み（上位5位）（就学前児童保護者）



資料：新・町田市子どもマスタープラン（後期）策定のためのアンケート調査

[ 関連法・国の動向・その他計画など ]

- 第5次町田市保健医療計画（P164）

## 基本施策（１）妊娠期から子育てを支える

### [ 施策の方向性 ]

全ての妊婦の状況を把握し、必要な支援や情報提供を行うことで、安心して出産し、楽しく子育てができることを目指します。また、困った時の相談先等の周知を行っていきます。

### [ 主な取組 ]

取組		内容				担当課
利用者支援事業※ (出産・子育て応援事業)		子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び、必要に応じて相談・助言等を行います。あわせて、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。				子育て推進課 保育・幼稚園課 保健予防課
指標	利用者支援事業実施施設数（箇所数）					
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
	(基本型 5) (特定型 1) (母子保健型 4)	(基本型 5) (特定型 1) (母子保健型 4)	(基本型 5) (特定型 1) (母子保健型 4)	(基本型 5) (特定型 1) (母子保健型 4)	(基本型 5) (特定型 1) (母子保健型 4)	

取組		内容				担当課
こんにちは赤ちゃん訪問※(乳児家庭全戸訪問事業)		生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。				保健予防課
指標	訪問指導人数（人）					
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
	2,311	2,283	2,264	2,246	2,232	

### [ その他の取組 ]

・妊婦健康診査※ 【保健予防課】

※ P 1 1 1～第二期町田市子ども・子育て支援事業計画に掲載





妊娠から出産後まで、新米ママ・パパは準備がたくさんある中で、うまく育てられるかという不安も大きいと思います。少しでも不安が解消できるように、市では教室や講座を開催しています。

○両親学級（プレママ・パパクラス）P 6 0 [主な取組] 掲載

妊娠期・出産後の健康管理や子育てについての講話、赤ちゃんの保育やお風呂の入れ方、妊婦体験などの教室を開催しています。

○プレママクッキング

妊娠期の栄養の講話や調理実習を通して、妊娠中の健康管理・正しい食生活の支援を行っています。

○子どもセンター事業

0歳児とその保護者を対象に、はじめてのお出かけのきっかけづくりや、情報交換・相談による子育て不安解消などを目的に、「0歳あつまれ」、「産後ヨガ」、「ベビーマッサージ」などの事業を行っています。

○産後ケア

宿泊もしくは日帰りで、母親と乳児の健康状態の確認や授乳指導、お風呂の入れ方の指導などを行い、出産後の母親の心身の安定と育児不安の解消を目指します。

○多胎児の会

双子、三つ子を育てている方の交流の場です。みなさんで楽しくおしゃべりする場です。これから双子や三つ子のお子さんを出産する予定の方も、先輩ママから直接お話を聞くことができます。

○むし歯予防教室

1歳6カ月児と保護者に行う「むし歯予防教室(集団)」、市内の希望する保育園・幼稚園等で行う「園児むし歯予防教室」、保護者（サークルなど）と乳幼児を対象とした「むし歯予防教室」を行い、対象年齢に合わせて、講話や人形劇、正しい歯のみがき方、汚れの染め出し実習などを行っています。

○離乳食・幼児食講習会

乳幼児の健康増進、保護者の不安解消及び情報交換を目的として、栄養士による講話や試食などを行います。

## 基本施策（２）子育ての相談・支援の充実

### [ 施策の方向性 ]

子育て家庭の負担や不安を軽減できるように、身近な場所での相談体制を強化します。また、保護者同士のつながりをつくる取組み、専門家からの助言やヘルパー派遣による家事・育児の軽減など、子育て家庭が孤立しないような、取組みを行っていきます。

### [ 主な取組 ]

取組	内容				担当課
乳幼児健康診査	各健診で乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援を行います。				保健予防課
指標	受診率（％）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	96	96	96	96	96

取組	内容				担当課
育児相談（地域子育て相談センター）	育児についての疑問、不安、悩み等、保護者からの相談に対応しています。育児負担感や不安感の軽減、解決方法を保護者と一緒に考え、また、必要に応じた子育て支援情報を提供しています。				子育て推進課
指標	相談件数（件）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	16,500	17,000	17,500	18,000	18,500

取組	内容				担当課
家庭教育支援事業	子育てをしている保護者が、家庭教育や子育てに関する不安を解消するとともに、子育てを通じた仲間づくりにつながられるよう、さまざまな学習の機会を提供します。				生涯学習センター
指標	実施延べ回数（回）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	141	141	142	142	143

取組	内容				担当課
育児支援ヘルパー事業	出産後育児、家事等の援助を必要とする母親に対してヘルパーを派遣し、育児の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。				子ども家庭支援センター
指標	利用者延べ人数（人）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	176	178	180	182	185

## [ その他の取組 ]

- ・養育支援訪問事業※ 【子ども家庭支援センター】
- ※ P 1 1 2 第二期町田市子ども・子育て支援事業計画に掲載
- ・乳幼児・母性相談 【保健予防課】
- ・子どもの発達に関する相談事業 【子ども発達支援課】
- ・(再掲) 子どもとその家庭からの総合相談【子ども家庭支援センター】  
【主な取組】 P 3 4 I - 1 - (3) 「子どもの悩みに対する支援の充実」に掲載
- ・(再掲) 児童厚生員の相談対応力向上研修 【児童青少年課】  
【主な取組】 P 3 4 I - 1 - (3) 「子どもの悩みに対する支援の充実」に掲載



## 事業案内

## [ みんなと交流 ]

子育てが孤立しないために、下記のような、さまざまな交流の場や機会をもうけています。

○生涯学習センターでは、「家庭教育支援事業」として保護者の教育や子育てに関する不安を解消し、子育てを通じた仲間づくりができるように、さまざまな機会を提供しています。

○地域子育て相談センターでは、育児の基礎知識を学ぶ BP プログラム、悩みごと、困りごとを持ち寄り話し合うことで、育児の具体的なスキルを身につける NP プログラム、子どもへの適切なコミュニケーション方法やしつけの方法を学ぶ CSP プログラム等、保護者向けの連続講座を定期的に行い、知識を学びながら保護者同士が交流する機会を提供します。

また、「子育てひろば事業」を行っており、在宅で子育てをしている家庭を対象に、認可保育園等で乳幼児親子に居場所を提供しています。また、親子の遊びの会、その他イベント等を行い、子育ての楽しさを実感し、利用者同士の交流を深める機会も提供しています。

○学童保育クラブでは、「親子遊び」を行っています。学童保育クラブを開放し、乳幼児親子向けに、親子のスキンシップ遊び、お話、工作などのプログラムサービスを行い、子育ての楽しさを実感してもらい、居場所の提供や利用者同士の交流を深めることを目的としています。

○子ども発達センターでは、「子育てひろば事業」で巡回相談を行っており、障がいなどが明らかでない子どもの発達に関する相談を、身近な地域で気軽に相談できるように、専門的知識を持つ職員が巡回をしています。



## コラム

### [ マイ保育園と子育てひろば事業 ]

「マイ保育園」は、「子育ての楽しさをみんなで分かち合うために」「子育ての悩みをみんな  
で解決するために」「子育ての難しさをみんなで支え合うために」をテーマに、家庭で子育てを  
している保護者が、市内の保育園や認定こども園に登録し「かかりつけ窓口」として、気軽に  
子育てに関する相談ができる事業です。育児相談の他にも、親子で遊びに行ったり、身長体重  
測定をしたりできる他、子育てに関する情報を定期的に受け取ることができます。2019年  
4月現在、市内にマイ保育園は70園あり、地域全体で子育てを支援しています。

「子育てひろば事業」は保育園等で園庭・室内開放をはじめ、あそびの会や育児講座などを  
行っており、子育て家庭が利用できます。「マイ保育園」事業とあわせて行っている保育園や認  
定こども園等が多く、利用した際に子育てに関する相談もすることができます。

※ 「子育てひろば事業」は、P111「地域子育て支援拠点事業」に該当し、毎年度数値目標を定めて事  
業を実施しています。



## コラム

### [ 地域子育てセンターの特色ある取組み ]

子育てには、多くの喜びや幸せがありますが、悩んだり、困ったり、疑問や孤独を感じたり  
することもつきものです。悩みを解決してくれる存在や、同じ思いを共有できる仲間との出会  
いで、子育てが更に楽しいものと感じられるように、地域子育て相談センターでは、子育てひ  
ろばとして、施設開放やその他さまざまなイベントを実施しています。その中でも、地域性や、  
保護者のニーズに合わせて、各地域で定期的に特色ある取組みを行っています。

地域	堺地域	南地域	鶴川地域	忠生地域	町田地域
事業名	おしゃべり会	わくわくフライデー	3水スマイルラウンジ わくわくひろば	Mamaキャン	あらフォット会
目的	母子分離をして保護者が話 したいことを自由に話す場 を提供し、育児不安の軽減 につなげる	孤立しがちな家庭への支 援、同じ悩みを持つ保護者 のつながりを作る	乳幼児からシニアまでの交 流を図り、様々な相談を受 け、悩みを解決する一助と する	若い保護者同士が育児の 大変さを分かち合い、共感 しあえる仲間を得られるよう 促していく	同年代のママ友ができる安 心感から孤立しない、子育 てが楽しくなるなどにつな がることを目指す
内容	0歳児(2か月から6か月) の保護者のグループミー ティング(子どもは別室で保 育)	育てにくさがある子どもとそ の保護者の室内開放	フリースペースで開放 11時と14時に「きらきらタ イム」(ふれあい遊び、絵本 の読み聞かせ等)を実施	10代～22歳までの保護者 と子どもが交流できる場	自称アラフォーママが子ど もを遊ばせながら交流でき る場

#### 【3水スマイルラウンジ わくわくひろば】



女性の就業率の上昇や共働き家庭が増加する中、子育てと仕事の両立は重要な課題です。

保護者が安心して仕事をするためには、保育が必要な家庭すべてに保育を提供できる体制が必要です。保護者の利用希望（保育ニーズ）を適切に把握しながら、需要に応じた保育施設を整備し、保育サービスを提供できるように努めます。さらに、さまざまな生活様式に合った保育サービスを選択できるようにしていく必要もあります。

そして家庭では、家事や子育てをパートナーと協力しあって行うことが大切です。男性も家事や子育てに参加することが、一般的になりつつありますが、女性への負担がまだ大きいことも事実です。家事や子育てが負担にならないように、男女ともに働き方や家庭内での分担を考え、柔軟に対応していくことが大切です。

#### [ 現状と課題 ]

- 就学前の子ども的人口は減少していますが、女性の就業率の上昇や共働き家庭の増加などにより、保育の利用希望者数は増加傾向にあります。しかし、地域により保育サービスの需給状況に差が生じている部分も見られ、地域間の供給バランスを考える必要もあります。
- 近年、子育て家庭も、さまざまな生活様式を選択できるようになってきています。あわせて、保護者の利用希望（保育ニーズ）も多様化しており、保育ニーズに対応した質の高い教育・保育サービスを提供する必要があります。
- 学童保育クラブについては、引き続き、低学年児童（小学生1年生から3年生）を全員受入れることで小1の壁※をなくし、さまざまな生活様式に対応するために延長保育を実施します。また、学童保育クラブを利用する児童の割合は増加しており、高学年（4年生から6年生）の利用希望も一定数あることから、受入れ学年の拡大が求められています。

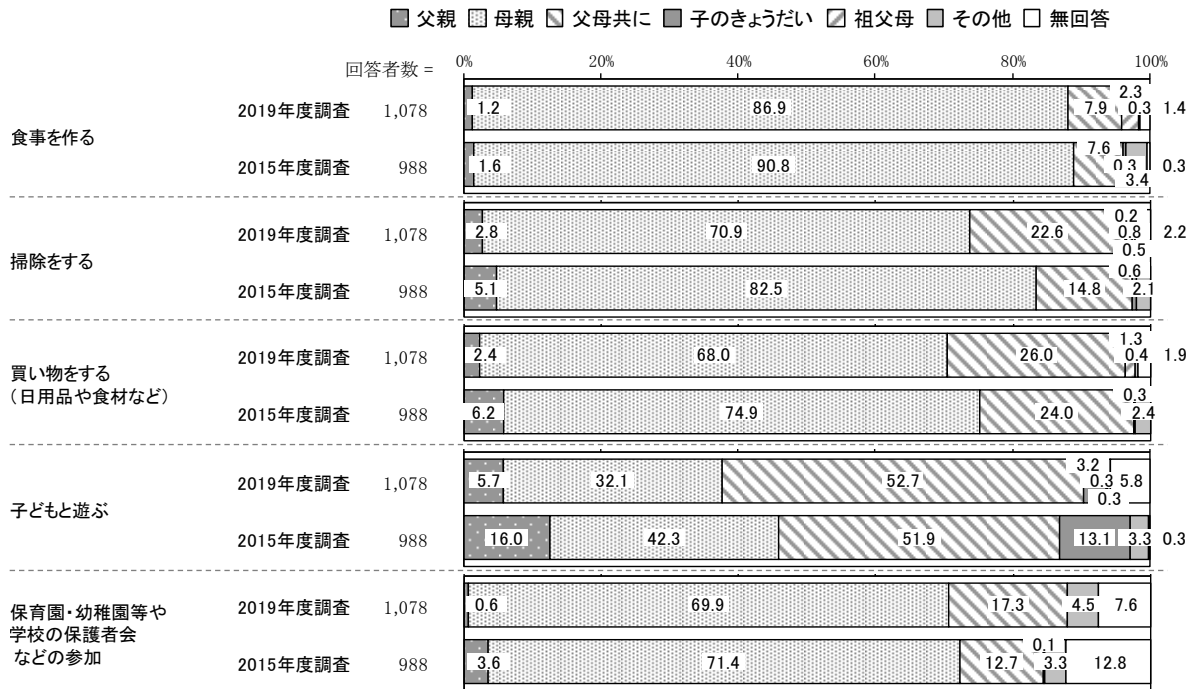
※ 子どもの小学校入学後、学童保育クラブに入ることができなかつた、または、延長保育がなく（短く）、保護者の働き方を変えなければならなくなる問題を指します。

- 女性の就労が進む中、男性の家事や子育てへの積極的な参加が望まれます。就学前児童の保護者アンケート調査結果からも、家事や子育てを父母ともに行っている家庭は若干増えていますが、今後も男性の育児参加などを促進するため、気軽に参加できる事業や居場所の充実が求められています。

○保護者アンケート調査結果によると、現在就労していない保護者（母親）のうち、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」「1年より先に就労したい」をあわせると、5割以上の方が今後の就労を希望しており、今後も保育ニーズの高まりが続くことがうかがえます。

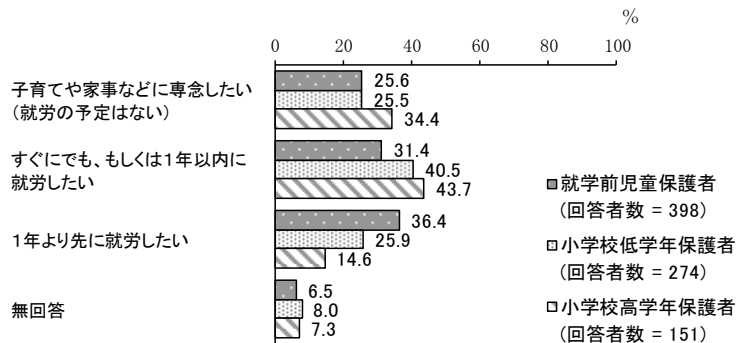
[ 関連データ ]

家事や子育てを主に行っている人（就学前児童保護者）



※ 2015年度調査では「祖父母」の選択肢はありませんでした。

現在就労していない母親の就労希望



資料：新・町田市子どもマスタープラン（後期）策定のためのアンケート調査

[ 関連法・国の動向・その他計画など ]

- 子育て安心プラン（P 159）
- 新しい経済政策パッケージ（P 159）
- 新・町田市学童保育クラブ質の向上5カ年計画（P 132）
- 第4次町田市男女平等推進計画（P 164）

## 基本施策（１）多様な保育の充実

### [ 施策の方向性 ]

保育を必要としている子育て家庭のすべてが、希望の保育サービスを受けられることが求められています。その上で、地域間の供給バランスを考慮しながら適切な保育施設を整備し、保育サービスの提供をする必要があります。また、市内広域の待機児童対策の一つとして、「送迎保育ステーション事業」を行い、保護者の選択肢を増やすための取組みも行います。

学童保育クラブは、対象とする児童を低学年に加えて高学年（４年生から６年生）までに拡大することで、保護者が安心して働くことができる環境を整えます。２０２１年度から受入れを拡大し、全学年の小学生児童が、放課後や夏休みなどの期間を、安全・安心に過ごせる場の提供を始めます。

### [ 主な取組 ]

取組	内容	担当課
幼児教育・保育施設整備※	幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育者、小規模保育所を整備します。	子育て推進課
指標	調 整 中	
目標		

※ P105 第二期町田市子ども・子育て支援事業計画に掲載

取組	内容	担当課			
送迎保育ステーション事業	駅近くの利便性の良い箇所で一時的に乳幼児を預かり、入所している教育・保育施設等へ送迎します。日中は各施設で保育を行い、夕方以降保護者のお迎え時間に送迎ステーションへ送迎します。	保育・幼稚園課			
指標	利用延べ人数（人）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500

取組	内容				担当課
学童保育クラブ受入れ枠の拡大※	学童保育クラブの対象児童を、4年生から6年生の高学年まで拡大することで、放課後や長期休業期間中を安全・安心して過ごすことが出来る生活の場を提供します。				児童青少年課
指標	高学年児童の受入れ人数（人）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	検討	502	517	489	486

※ P 1 1 6 第二期町田市子ども・子育て支援事業計画に掲載



## 事業案内

## [ さまざまな保育 ]

生活様式が選べるようになってきている中、子育て環境や保護者の利用希望（保育ニーズ）も多様化しています。それぞれの家庭の状況にあった保育サービスを提供しています。

※ 利用には事業ごとに条件が異なります。詳しくは、「まちだ子育てサイト」をご覧ください。（P 8 1 にQRコードあり。）

### ○ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい人（保育園・幼稚園等の終了後の保育や送迎など）と子育てに協力したい人を結びつけ、子育てを支援する事業です。

### ○延長保育事業

保育園・幼稚園等に在籍していて、通常の利用時間を延長して保育を受ける事業です。

### ○病児・病後児保育事業

病気にかかっている、または、治りかけている時期に、病院や保育所等の専用スペースで一時的に保育を実施する事業です。



### ○一時保育事業

①幼稚園型：幼稚園に在籍していて、教育時間の他に預かり保育を行う事業です。

②保育園型：家庭内保育ができない場合（保護者の就労等）に、一時的に保育園等で預かり保育を行う事業です。

### ○年末保育（2018年度実施状況）

年末の12月29日・30日に、家庭内保育ができない場合（保護者の就労等）に、保育園で保育を行う事業です。

### ○定期利用保育事業

保護者の就労等により家庭内保育ができず、かつ保育園等に在籍していない場合に、一定程度継続的に保育園等に預けることができる事業です。

### ○ショートステイ・トワイライトステイ

保護者の病気や出産等の理由で一時的に家庭内保育ができない場合に、ショートステイ（宿泊）やトワイライトステイ（夜10時までの預かり保育）を児童養護施設等で行う事業です。

### ○休日保育

保育園等に在籍していて、日曜や祝日に家庭内保育ができない場合（保護者の就労等）に保育を行う事業です。

### ○送迎保育ステーション

朝と夕方、児童が日中在籍する保育園等に登園するまでの間と、降園してから保護者が迎えに来るまでの間、一時的に保育を行う施設で、在籍する保育園等への送迎については、専用のバスで行う事業です。





## 事業案内

### [ 学童保育クラブについて ]

仕事をしているなどの理由で、保護者が日中不在となる家庭の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の成長と自立を支援する事業です。

対象は、小学校1年生から3年生までの児童（障がいのある児童は6年生まで）です。すべての小学校区に学童保育クラブがあり、一定の期間に申請をした児童については、全員入会することができる「全入」制度を導入することで、小1の壁や待機児童がなく、働く保護者が安心して子育てすることができる環境を整えています。

○今後も、1年生から3年生までの児童（障がいのある児童は6年生まで）は、一定の期間に申請があれば全員が入会することができます。

○2021年4月から対象学年を拡大し、1年生から6年生までの全学年で受入れを開始することで、放課後や長期休業期間中をより安全・安心に過ごすことができるようにします。

○障がいのある児童については、施設ごとの受入れ上限を設けていません。また、児童1人に加配職員を配置することでサポート体制を整えています。

## 基本施策（２）男女共同の子育てを進める

### [ 施策の方向性 ]

さまざまな生活様式がある中で、男女がともに働き方や、家庭内での分担を考え、家事や子育てをしていくことが必要です。家庭内のことは、女性に負担が偏りがちになりますが、男性も家事や子育てを自然と受入れていけるように、啓発や取組みを行っていきます。

### [ 主な取組 ]

取組	内容				担当課
両親学級	妊娠・出産後の健康管理や子育てについての講話、お風呂の入れ方や、赤ちゃんの保育・妊婦の体験等の教室を開催します。これらを通し、父親の育児参加も促します。				保健予防課
指標	父親の参加人数（人）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	360	360	360	360	360

取組	内容				担当課
父親対象育児講座	子育てに関する育児講座や、父子の絆を深めるレクリエーション等の父親向けイベントを通して、父親の育児参加を促すとともに、地域の父親同士の交流の場を提供します。				子育て推進課
指標	父親の参加人数（人）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	80	85	90	95	100

### [ その他の取組 ]

- ・父親の育児参加事業 【市民協働推進課男女平等推進センター】
- ・パパと一緒にきしゃポッポ 【生涯学習センター】

発達に支援が必要な子どもがいる家庭、ひとり親家庭、貧困や家庭内に問題を抱えている家庭、また、外国籍の家庭などの支援を必要としている家庭は少なくありません。

そういった支援を必要としている家庭が、必要な支援を受けられ、不安が解消されることが求められています。市では、それぞれの家庭に必要なサービスの提供と、家庭を支援に結び付けること、また、保護者が子育て中でも社会参加できるように支援をしていきます。

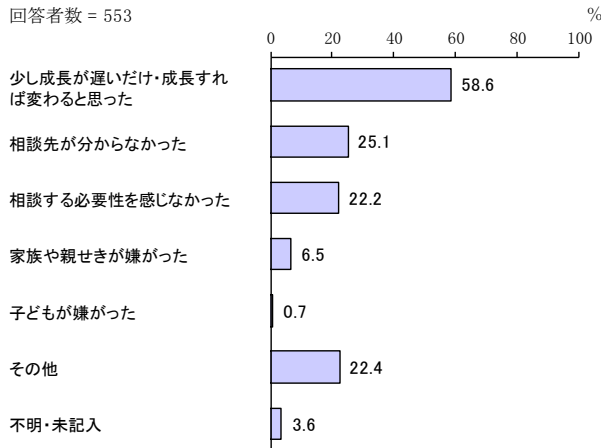
#### [ 現状と課題 ]

- 子どもの気になる特徴に気付いても相談先がわからない保護者が多く、子どもの発達に関して気軽に相談できる環境を整備する必要があります。
- 保育園・幼稚園等において、発達に支援が必要な児童が増加しており、専門的な対応へのニーズが高まっています。
- 保護者は、入園や入学時に支援が途切れると感じており、就学や進学によって子どものへの支援が途切れることがないよう、関係機関と情報共有を行うことが求められています。
- 医療的ケア児は、多くの相談機関と関わる傾向がありますが、福祉サービスの利用状況は低い傾向があります。適切にサービス等を利用してもらうため、コーディネーターの配置やサービス等利用計画の作成を支援していくことが求められています。
- 子どもの貧困問題への社会的関心が高まっています。子どもの将来が成育環境に左右されない、そして、「貧困の連鎖」が続かないようにする取組みが求められています。また、児童虐待についても同様のことが言えます。
- 育児不安・児童虐待などについての相談件数\*が増加しており、より効果的な虐待防止啓発の取組みを検討していく必要があります。

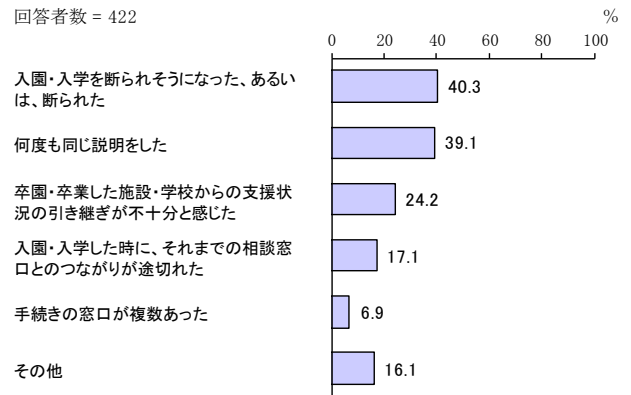
※ P11「子ども家庭支援センター相談件数」に掲載

[ 関連データ ]

子どもの特徴に気づいてすぐ相談を受けなかった理由



入園・入学時で経験して困ったこと



資料：町田市子ども発達支援計画

[ 関連法・国の動向・その他計画など ]

- 児童福祉法
- 発達障害者支援法
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 第5次町田市障がい者計画（P 164）
- 子どもの貧困対策推進に関する法律
- 子供の貧困対策に関する大綱

## 基本施策（１）発達に支援が必要な子どもと家庭への支援

### ～町田市子ども発達支援計画（障害児福祉計画）～

「障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもも、みんな同じ町田の子どもです」この考えから、子育て施策をより充実させるために「町田市子ども発達支援計画」は２０１８年３月に策定されました。

計画の特徴としては、子どもの視点で計画ができていないこと、相談対象を０歳から１８歳未満に拡大して切れ目のない支援を行うこと、医療的ケア児や重症心身障がい児の支援の充実として、受入れ体制の整備や、適切なサービスの提供を目指します。

#### [ 策定背景 ]

２０１６年に「発達障害者支援法」が改正され、「障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで途切れなく効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図る」ことが求められました。また、同年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」の一部改正により、医療的ケア児への支援の充実と、市町村に障がい児を対象とする「障害児福祉計画」の策定が求められました。多くの自治体が「障がい福祉」の一部ととらえているところ、本市では「子ども施策」ととらえ、「新・町田市子どもマスタープラン」の下位計画として位置付けました。

「町田市子ども発達センター」を中核的な施設として、障がい児支援の体制のさらなる充実を目指し、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン<sup>※</sup>）を推進するため、名称を「町田市子ども発達支援計画」として、策定しました。

※ この計画では、「すべての人が障がい等についての理解を深め、障がいのある人もない人も、ともに育ち暮らしができるように、人格と個性が尊重されて社会的に包容されること。」と考えます。

#### [ 計画の位置付け ]

この計画は、「新・町田市子どもマスタープラン」の基本理念・基本視点・基本目標・目指す姿を同じくし、下位計画として策定されました。子ども・子育て施策との一体化を進めるために、「新・町田市子どもマスタープラン」後期行動計画に新たな施策の体系を取り込み、今後は３年ごとに行動計画（実行計

画)を策定し、「新・町田市子どもマスタープラン」後期行動計画とあわせて進捗確認を行います。

### [ 策定方法 ]

この計画の策定にあたっては、保護者や関係機関（保育園・幼稚園等や公立小・中学校など）にアンケート調査\*を行い、さらにヒアリング調査を保健所や訪問看護ステーションなどに行いました。その結果を「庁内検討会」及び「町田市子ども・子育て会議」で検討し、策定しました。

※ P165「町田市子ども発達支援計画（障害児福祉計画）」に掲載

### [ 施策の体系 ]

「新・町田市子どもマスタープラン」後期行動計画の「目指す姿」にあわせ、基本施策の見直しを行いました。

基本目標	目指す姿	基本施策
Ⅰ子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている	1 子どもがさまざまな場面に参加し、意見を発信している	(1) 豊かな人間性や社会性を育む場の確保
	2 子どもが個性や能力を最大限に発揮している	(1) 子どもの特徴に応じた療育の充実 (2) 「生きる力」をバランスよく育む教育環境の整備 (3) 子どもの成長に合わせた継続的な支援
Ⅱ子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている	1 子ども・子育ての支援が切れ目なく続いている	(1) 子どもや家庭状況に応じた相談支援体制の充実 (2) 「自分らしい」子育てへの理解と支援
	2 子育てと仕事の両立ができています	(1) 不安や悩みに寄り添った教育・保育サービス等の充実
	3 支援を必要とする家庭にサービスが行き届いている	(1) 重症心身障がい児や医療的ケア児のいる家庭の支援体制の充実
Ⅲ子どもが地域の中で大切にされている	1 子どもが地域（人・場所・機会）とつながっている	(1) 地域とのつながりを広げるための支援
	2 みんなが安全・安心に子育てをしている	(1) 障がい等に関する理解の促進と環境整備

[ 施策の展開 ]

基本目標Ⅰ 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている

目指す姿1 子どもがさまざまな場面に参加し、意見を発信している

基本施策（１） 豊かな人間性や社会性を育む場の確保

[ 施策の方向性 ]

すべての子どもがさまざまな活動に参加し、豊かな人間性をつくり、意思疎通を図る力を育むことができるよう、外出や社会参加の確保を図ります。

[ 主な取組 ]

取組	内容	担当課
障がい児者水泳教室	小学生以上の障がいのある方を対象に、夏休み期間に、水泳教室を開催します。	障がい福祉課

目指す姿2 子どもが個性や能力を最大限に発揮している

基本施策（１） 子どもの特徴に応じた療育の充実

[ 施策の方向性 ]

一人ひとりの子どもの発達に応じた質の高い療育を提供し、地域での生活を基本として大人になる力をつけることができるよう、体制の充実を図ります。

[ 主な取組 ]

取組	内容	担当課
併行通園事業	地域の保育園・幼稚園等を利用しながら、専門的な訓練等を受けるために、定期的に子ども発達センターに通園することができます。	子ども発達支援課

基本施策（２） 「生きる力」をバランスよく育む教育環境の整備

[ 施策の方向性 ]

発達に支援が必要な子どもが、身近な地域とのつながりを保ちながら、適切な教育を受けられる体制の充実を図ります。

[ 主な取組 ]

取組	内容	担当課
特別支援学級の整備	地域の状況や対象となる児童・生徒数の状況を踏まえて、特別支援学級を整備します。	教育センター

### 基本施策（3） 子どもの成長に合わせた継続的な支援

#### [ 施策の方向性 ]

就園・就学によって支援が途切れることがないよう情報を確実に引き継ぐなど、各機関が緊密に連携して、成人への移行期も含めた切れ目のない一貫した支援体制を整えます。

#### [ 主な取組 ]

取組	内容	担当課
療育記録ノートによる引継ぎ	入園・入学時に、これまでの支援が途切れることなく引き継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録するノートを希望する保護者に配布します。	子ども発達支援課

## 基本目標Ⅱ 子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている

### 目指す姿1 子ども・子育ての支援が切れ目なく続いている

#### 基本施策（1） 子どもや家庭状況に応じた相談支援体制の充実

#### [ 施策の方向性 ]

身近で相談しやすい環境を整え、障がい等を早期に発見するとともに、子どもや家庭の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、相談支援体制を充実させます。

#### [ 主な取組 ]

取組	内容	担当課
障害児相談支援事業	相談支援専門員のケアマネジメントによるきめ細かい支援を行うために、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成支援等を行う障害児相談支援事業の実施体制を強化します。	子ども発達支援課

#### 基本施策（2） 「自分らしい」子育てへの理解と支援

#### [ 施策の方向性 ]

子どもと向き合いながら子育てができるよう、保護者が子どもの特徴について理解を深めるための勉強会や研修会の充実を図ります。

#### [ 主な取組 ]

取組	内容	担当課
親子療育事業	発達に支援が必要な子どもの特徴に適した家庭での接し方などを理解するため、0歳～2歳児とその保護者が、ともに参加する療育プログラムを行います。	子ども発達支援課



## 目指す姿2 子育てと仕事の両立ができています

### 基本施策(1) 不安や悩みに寄り添った教育・保育サービス等の充実

#### [ 施策の方向性 ]

発達に支援が必要な子どもに対して、教育・保育サービスを提供する機関が適切なサービスを提供できるよう、専門機関との連携を図り、療育や教育・保育サービスの充実を図ります。

#### [ 主な取組 ]

取組	内容	担当課
保育所等訪問支援事業	子ども発達センターが中心となって、専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育園等に出向き、集団生活への適応のための支援を行います。	子ども発達支援課

## 目指す姿3 支援を必要とする家庭にサービスが行き届いている

### 基本施策(1) 重症心身障がい児や医療的ケア児のいる家庭の支援体制の充実

#### [ 施策の方向性 ]

発達に支援が必要な子どもやその家庭が、地域とつながり、安心して社会参加できるよう、関係機関と協力して支援の充実を図ります。

#### [ 主な取組 ]

取組	内容	担当課
医療的ケア児支援コーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の支援が必要な医療的ケア児に適切な支援体制を調整するコーディネーターを、子ども発達センターに配置します。	子ども発達支援課

## 基本目標Ⅲ 子どもが地域の中で大切にされている

### 目指す姿1 子どもが地域(人・場所・機会)とつながっている

#### 基本施策(1) 地域とのつながりを広げるための支援

#### [ 施策の方向性 ]

子どもとその保護者が地域の中でさまざまな人と交流し、楽しみながら、つながりあうことができるよう支援します。

#### [ 主な取組 ]

取組	内容	担当課
地域参加支援事業	子育てひろば等へ子ども発達センターの職員が同行し、地域の子どもたちが過ごす場への参加を支援します。	子ども発達支援課

## 目指す姿2 みんなが安全・安心に子育てをしている

### 基本施策（1） 障がい等に関する理解の促進と環境整備

#### [ 施策の方向性 ]

障がい等についての理解を促進する取組みを行い、地域全体で子どもやその家庭を支え、環境を整備することで安心して子育てできるまちを推進します。

#### [ 主な取組 ]

取組	内容	担当課
理解促進事業	地域の方々に向けて、発達に支援が必要な子どもについて、理解を深めるきっかけとなるよう、公開講座を開催します。	子ども発達支援課



#### コラム

#### [ 障害児通所支援の各サービス ]

障害児通所支援は、療育や訓練等が必要な子どもに、日常生活の基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。「通所受給者証」を取得してからご利用いただけます。

障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	未就学で肢体不自由の障がい児に、児童発達支援及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重い障がい等があるために、外出することが著しく困難な子どもがいる家庭に出向き、発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や長期休暇中などにおいて、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等に通園する障がい児に、障がい児以外の児童との集団生活に適応するための、専門的な支援を行います。



#### 事業案内

#### [ 就学・進学相談 ]

教育センターで行っている、小学校へ就学される年長児を対象とした「就学相談」と、中学校へ進学される小学校6年生の児童を対象とした「進学相談」では、町田市の特例支援教育の制度・内容についてご理解いただきながら、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの特性に合わせた支援を、保護者の方と一緒に考えていきます。(就学相談会、進学相談会ともに年間20回程度開催しています。)



## 基本施策（２）ひとり親家庭・貧困への支援

～町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート（子育て世帯の自立応援プロジェクト実施計画）～

本市では、「子どもの貧困」を含めた支援を必要とする子育て家庭を円滑に支援するため、「町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート（子育て世帯の自立応援プロジェクト実施計画）」を2017年2月に策定しました。この計画では、「支援を必要としている方にサービス内容を知ってもらうこと」「サービスを利用してもらうこと」を通じて、子育て家庭の安定した自立を目指しています。

### [ 策定背景 ]

国は、2014年7月に、平均的な所得の半分を下回る世帯にいる子どもの割合を示す「子どもの相対的貧困率」が、2012年の「国民生活基礎調査」で16.3%となり、過去最悪の状況であることを発表しました。これにより、社会全体が「子どもの貧困」に注目するようになりました。

子どもの貧困対策として、「子どもの貧困対策推進に関する法律」を2014年1月に施行し、同法に基づく、基本的な方針を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」を2014年8月に閣議決定しました。さらに、2015年12月には、内閣府の子どもの貧困対策会議において、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を決定しました。

本市では、こうした国の状況を受けて、2016年4月に市内在住の子育て世帯の現状を把握し、必要な支援を形成するため「子育て世帯の自立応援プロジェクト」を立ち上げ、特に支援が必要な小学生・中学生がいる家庭を対象として、支援計画を策定しました。

### [ 計画位置付け ]

この計画は、「新・町田市子どもマスタープラン」の下位計画として位置付けられていましたが、後期行動計画に取り込み、今後は「新・町田市子どもマスタープラン」として進捗確認を行います。

## [ 策定方法 ]

この計画の策定にあたっては、児童・生徒及びその保護者にアンケート調査を行い、その結果を「庁内検討会※」及び「関係機関検討会※」で検討し、計画を策定しました。

※ P167「町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート（子育て世帯の自立応援プロジェクト）」に掲載

## [ 分類の手法 ]

アンケート調査の回答を分析するにあたり、さまざまな視点から状況を確認し、子どもの成長や子育てに対し、明らかに支援する必要がある課題について検討しました。その結果、大きく2つの「支援を必要とする課題（困難の原因）」に分けられました。

まず「経済的な困難※<sup>1</sup>の有無」、もう1つは「成育環境上の困難※<sup>2</sup>の有無」という2つの課題を軸に整理しました。この2つの軸を市では「支援を要する課題（困難）の軸」と定義付けし、2軸を掛け合わせたものを4区分に分類しました。そして、この4区分で分類整理すると、以下の結果となりました。

※<sup>1</sup> 経済的な困難とは、世帯所得について、国が定める所得水準以下であることを指します。

※<sup>2</sup> 成育環境上の困難とは、子どもの食事・勉強状況あるいは物質的に困難がある場合や、子育てや人間関係などコミュニケーションに困難がある場合を指します。

### 【子どもをめぐる困難4区分の分類基準】



○ここに示す「成育困難」という単語につきましては、4区分上の単語として用いるものであり、「成育環境上に困難がある」ということを意味しています。

※ 物質的はく奪とは、一定水準の生活に必要な物品が不足していることを指します。

- ①経済的にも、成育環境にも、課題がある世帯2.7%（以下「経済成育困難世帯」という）
- ②経済的には課題があるが、成育環境上は課題がない世帯6.2%（以下「経済困難世帯」という）
- ③経済的には課題がないが、成育環境上に課題がある世帯21%（以下「成育困難世帯」という）
- ④経済的にも、成育環境にも、課題がない世帯70.1%（以下「非困難世帯」という）

この4区分を基に計画の検討を進めました。

※ P168「町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート（子育て世帯の自立応援プロジェクト 3 分類別結果）」に掲載

[ 調査の結果・分析 ]

回答結果から以下のような支援の希望が多く見受けられました。

保護者の回答	児童・生徒に必要なこと	教育に関して	職場体験の機会 進路相談が出来ること 読み書き計算などの基礎学習
		場所に関して	各地域での居場所 自然遊びや集団遊びが出来る場
	保護者自身が求める支援		子育てや生活のことなど悩み事を相談できること 病気や出産、事故などの事情があった時に一時的に子どもを預けられること
子どもの回答	子ども自身が求める支援		進学や就労などについてわかりやすく教えてほしい 読み書き計算などの基礎学習 たくさんの人と楽しくごはんを食べたい

また、回答結果を分析すると次のような、現状と支援の課題・方向性になりました。

【分析結果から見えた現状と支援の課題・方向性】

区分	現状	支援の課題・方向性
① 経済 成育 困難 世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寂しさを感じている子は少ない</li> <li>・理由のない不登校が多い</li> <li>・進学希望が低い</li> <li>・保護者以外の大人からの言葉に影響力がある</li> <li>・地域とのつながりが少ない</li> </ul>	<p>【<b>経済的に困窮していて向上心が薄い</b>】</p> <p>子どもの支援と並行して、保護者への支援など、経済基盤の強化も求められます。また、近隣住民や地域とのつながりを強化することによって、支援の効果が高まると考えられます。</p> <p>◎「<b>保護者が相談できるつながり</b>」を強化することや、子ども、保護者ともに「<b>交流する場</b>」を提供することが効果的です。</p>
② 経済 困難 世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親世帯が多い</li> <li>・寂しさを感じている子が多い</li> <li>・向上心はあるため機会があればがんばれる</li> <li>・地域とのつながりが少ない</li> </ul>	<p>【<b>がんばれる力はあるが経済的理由で機会がない・ひとり親世帯が多い</b>】</p> <p>子育てに積極的なので、子どもや生活に対して支援を望んでいる方が多くいます。支援が子どもの環境改善に結びつきやすい家庭環境であるため、支援の効果が高いと考えます。</p> <p>◎「<b>子どもがチャレンジできる場</b>」を提供することが効果的です。</p>
③ 成育 困難 世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留守番をする子が多い</li> <li>・食生活に満足していない</li> <li>・寂しさを感じている子が多い</li> <li>・子育てにイライラ感がある</li> <li>・子育てより親の都合が優先される</li> <li>・自己肯定感が低い子が多い</li> </ul>	<p>【<b>経済的には恵まれているが成育環境に課題がある・留守番をする子が多い</b>】</p> <p>子どもが成長する環境（生活）に問題を抱えているのに、保護者も子ども自身も支援を求める方が少ないのが現状です。また、子どもが直接支援を受けられるようにし、子どもから保護者にアプローチを広げないと支援の効果が上がりません。この場合、近隣住民や地域とのつながりを強化することによって、支援の効果が高まると考えられます。</p> <p>◎「<b>交流する場</b>」を提供することが効果的です。</p>
④ 非 困難 世帯		<p>子どもに関することは、他の世帯同様に关心があります。</p> <p>◎必要になった時に利用してもらえるように、「<b>サービスを知ってもらう</b>」ことが効果的です。</p>

支援の希望や現状・分析の結果から整理していくと、以下のことが言えます。

①経済面が課題の場合

学習支援や相談の場など、無料もしくは安価で体験できる機会があれば、子どもは本来持っている能力を伸ばすことができます。

②成育環境が課題の場合

地域とのつながりを強化すると、子どもは、家族以外の大人からも新たな刺激を受けることができ、これにより自尊心や自己肯定感が向上します。また、保護者は子育てに対するストレスや負担を軽減することができます。

[ 施策の体系 ]

基本理念

**必要な環境整備と教育などの機会均等を図る**

この計画の基本理念は、「新・町田市子どもマスタープラン」の「子どもの未来」という点と、「子供の貧困対策に関する大綱」の貧困対策の意義<sup>\*</sup>をふまえて作成されました。

※ 「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、また貧困が世代を超えて連鎖をすることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ること」としています。

基本的な視点

**(1) 子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって、左右されないようにする**

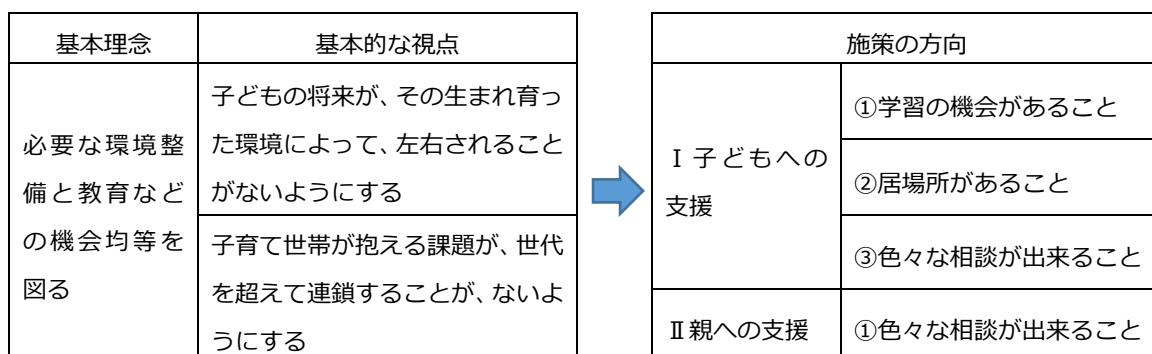
調査の結果から、「知ること」「チャレンジすること」に対して、「やりたい」と思う気持ちがあっても「やれない」という現状がありました。子どものやる気に対し、その機会を与えることが必要です。

**(2) 子育て世帯が抱える課題が、世代を超えて連鎖することが、ないようにする**

調査の結果からは、成育環境や人間関係が、子どもの「自尊心」や「自己肯定感」に影響することがわかりました。人との関わりによって、子どものうちに「自尊心」や「自己肯定感」を育むことが必要です。

[ 施策の方向性 ]

調査の分析結果から見えた現状と支援の課題・方向性を、子どもへの支援と親への支援に分けて整理しました。



## I 子どもへの支援

### ① 学習の機会があること

学習の支援については、調査の結果でも希望が多くありました。支援については、「学力の向上（学力の引上げ）」と「基礎学習の定着（学力の底上げ）」の2点を中心として行います。やる気がある子どもへの「学習に取り組める場」の提供や、学力に不安がある子どもに、学習の遅れのフォローや習慣づけをする取組になります。また、子ども同士の「交流の場」としても活用できます。

#### [ 主な取組 ]

取組		内容				担当課
子どもの学習・生活支援事業		経済困難世帯等の子どもを対象に、基礎学力の定着及び自学の促進並びに幅広い社会性の定着を目的として、学習支援を行います。				生活援護課 子ども 家庭支援 センター
指標	参加率（％）					
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
	80	80	80	80	80	

#### [ その他の取組 ]

- ・子どもセンター・子ども創造キャンパスひなた村事業 【児童青少年課】  
[主な取組] P 2 8 I - 1 - (1)「コミュニケーション能力をのぼす」  
P 9 0 III - 1 - (3)「体験活動ができる場の充実」 に掲載
- ・職場体験事業 【指導課】  
[その他の取組] P 8 9 III - 1 - (2)「地元事業所・商店の関わり」に掲載

### ② 居場所があること

調査の結果から、「寂しさを感じている」「留守番を頻繁にしている」「放課後自宅で過ごしている」という子どもが多くいることがわかり、地域とのつながりの有無が課題に大きく影響していることもわかりました。このことから、地域とつながり、家族以外の人との交流から新たな刺激を受けることで、子どもの自尊心や自己肯定感の向上につながると考えます。また、自宅以外に「大人の目がある安全な場所」の提供も必要であり、このような場所を利用することでコミュニケーション能力も育めると考えます。



## [ 主な取組 ]

取組	内容				担当課
子ども食堂開設支援、子ども食堂ネットワーク	子ども食堂開設希望者に対して、開設に結びつくよう関係機関と連携して支援を行います。また、子ども食堂間での情報共有や課題解決に向けた検討を行うため、子ども食堂や関係機関の円滑な連携協力を確保します。				子ども家庭支援センター
指標	子ども食堂ネットワーク代表者会議の参加団体数（団体）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	9	10	11	12	13

## [ その他の取組 ]

・ボランティア調整支援 【子ども家庭支援センター】

### ③ 色々な相談が出来ること

子ども自身が抱える悩みを、子ども自らが発信できることが大切です。

そのためには、「相談できる場所（人）があること」「相談しても良いんだと思えること」などが必要です。

今後は、「相談できる場を知ること」をはじめ、子ども自らが発信できる環境の整備や相談の充実を図る必要があります。

※ 取組はP34I-1-(3)「子どもの悩みに対する支援の充実」に掲載

## II 保護者への支援

### ① 色々な相談が出来ること

調査の結果には、育児や家庭に関することから、法律、就職、住まいやお金に関することまで、さまざまな相談の希望がありました。その反面、すでに事業があるにも関わらず、そのこと自体が知られていないこともわかりました。

今後は、「サービスを知ってもらうこと」、そして必要な人に「利用してもらうこと」を念頭に、相談の充実を図る必要があります。

## [ 主な取組 ]

取組		内容				担当課
ひとり親相談		ひとり親家庭の生活全般に関する相談を受付けます。				子ども家庭支援センター
指標	相談件数（件）					
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	

取組		内容				担当課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業		就労・技能習得等のため一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合や、ひとり親となり生活環境の激変のため日常生活を営むことに支障が生じている場合等にヘルパーを派遣します。				子ども家庭支援センター
指標	利用者数（人）					
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
	16	17	17	18	18	

取組		内容				担当課
経済困難世帯等の就労支援		就労を目的として講座や訓練を受講する場合に給付金を支給します。また、それぞれのニーズに応じて個別計画書を作成し、具体的な就労につながるよう支援します。				子ども家庭支援センター
指標	①新規相談件数（経済困難世帯・生活保護受給世帯は生活援護課。）②相談件数（①以外のひとり親家庭は子ども家庭支援センター。）（件）					
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
	① 360 ② 600	① 355 ② 600	① 350 ② 600	① 345 ② 600	① 340 ② 600	

※ ①生活援護課、②子ども家庭支援センター

生活保護受給世帯については、稼働年齢者数の減少が見込まれています。

## [ その他の取組 ]

・弁護士相談 【子ども家庭支援センター】

・居住地支援協議会 【住宅課】

※ 住宅セーフティネット法に基づき、住宅の確保に特に配慮を要する人（住宅確保要配慮者）に対する民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ることを目的に、町田市、不動産関係団体、福祉関係団体等が連携・協議を行います。

・（再掲）家庭教育支援事業 【生涯学習センター】

〔主な取組〕 P 5 2 II - 1 - (2) 「子育ての相談・支援の充実」に掲載

〔その他の取組〕 P 8 7 III - 1 - (1) 「地域連携・人材育成の推進」に掲載

## 基本施策（3）虐待の防止と支援の充実

### [ 施策の方向性 ]

支援を必要とする子どもと、その家庭に対して総合的な相談を行っていきます。また、育児不安・児童虐待などの問題に、子ども家庭支援センターを中心に対応し、関係機関等と連携しながら必要な情報の交換や、支援内容の協議を行います。さらには、子どもを対象として、児童虐待の理解を深めてもらう取り組みも行っています。

さらに、さまざまな事情から家庭で生活できない子どもたちのために、養育家庭（里親）を多くの人に知ってもらえるよう、広報活動を行っています。

### [ 主な取組 ]

取組	内容				担当課
子育て支援ネットワーク会議	虐待を受けている子どもをはじめとする、支援が必要な子どもとその家族の早期発見や、適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。				子ども家庭支援センター
指標	情報を共有した児童の数（人）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	700	740	780	820	860

取組	内容				担当課
出前講座（子ども向け虐待防止啓発活動）	児童虐待について理解を深め、身近なところに相談場所があることを知り、児童が将来大人になった時に「子どもを守る」という思いを持ってもらうことを目的として、子ども家庭支援センター職員が小学校に出向き、寸劇など行います。				子ども家庭支援センター
指標	実施回数（回）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	5	6	6	7	7

### [ その他の取組 ]

- ・地域ネットワーク機能強化事業 【子ども家庭支援センター】
- ・在宅サービス基盤整備事業 【子ども家庭支援センター】

※ 養育家庭（里親）の新規開拓と養育家庭に関わる人の理解と協力を促進するために、体験発表会を実施します。また、普及活動の一つとして、市内イベントにも参加し、PRを展開します。

## 基本施策（４）外国籍家庭への支援

### [ 施策の方向性 ]

外国籍家庭の子どもが、言葉や文化の違いについて不安にならないように、子どもやその家族に対して支援をすることが必要です。

言葉や文化の違いやコミュニケーション不足からくる問題に対して、市立小・中学校の担任と協力しながら当該児童・生徒の実態に合わせ、日常生活で必要な初歩的な日本語指導を行っています。

### [ 主な取組 ]

取組		内容				担当課
日本語指導		市立小・中学校に在籍する外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒のうち、希望者に対して、国際交流センターと連携し、日本語指導を中心とする特別指導・相談を行います。				教育センター
指標	利用者数（人）					
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
	40	42	44	46	48	

### 事業案内

### [ 町田国際交流センター ]

町田国際交流センターでは、地域に居住する外国人市民との友好親善のきずなを深め、地域の一員として日本人と外国人が支え合えるような環境をつくる多文化共生社会を目指して、7つのボランティア部会とともに4つの事業を行っています。また、事務局では、町田市に在学している外国籍の小学生・中学生（帰国子女）のために、日本語の勉強と学校の勉強をお手伝いする、「子ども教室」を行っています。

町田国際交流センターホームページ <https://www.machida-kokusai.jp/>

町田市に在学の外国につながる小・中学生のための「子ども教室」

Japanese Class for Foreign Children of Machida residence

町田国際交流センター  
Machida International Center



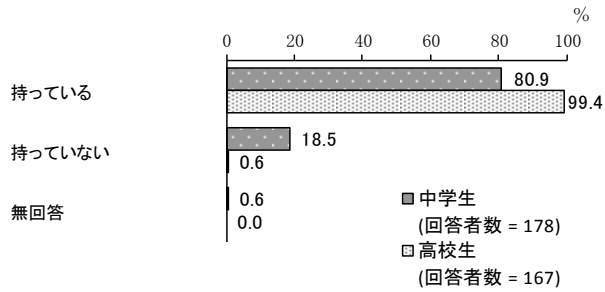
子育てをしていると、さまざまな情報が耳に入り、また、手元に届きます。その中で、子育て家庭が必要としている情報が、正確に保護者や子どもに伝わることが大切です。各種手続き情報から、イベント情報まで、受け手にとってわかりやすく、そして正確に情報を発信する必要があります。

#### [ 現状と課題 ]

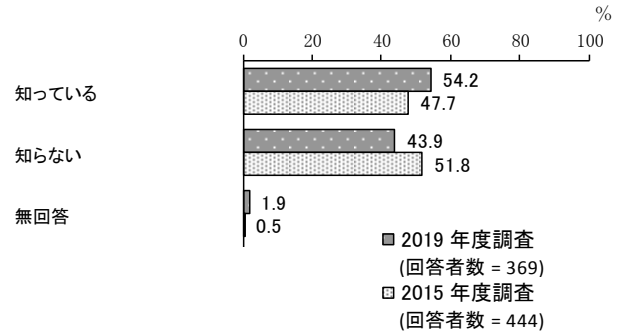
- イベントや相談場所などの情報が、必要な人に届くように情報を発信していくことが大切になります。
  - 中学生・高校生アンケート調査結果では、子どものスマートフォンの所持率は中学生が80.9%、高校生が99.4%となっています。MSPヒアリング※でも全員が持っており、日常生活の中でスマートフォンが欠かせない存在となっています。今後はイベントや困った時の相談先の周知など、子ども本人に向けて、情報を発信していくことに力を入れる必要があります。
- ※ P32「MSPヒアリング」に掲載
- 保護者アンケート調査結果から、若い世代の保護者ほど、市のホームページから情報を得ていることがわかります。今後はさらに、調べやすく、わかりやすく情報を発信することが求められます。

[ 関連データ ]

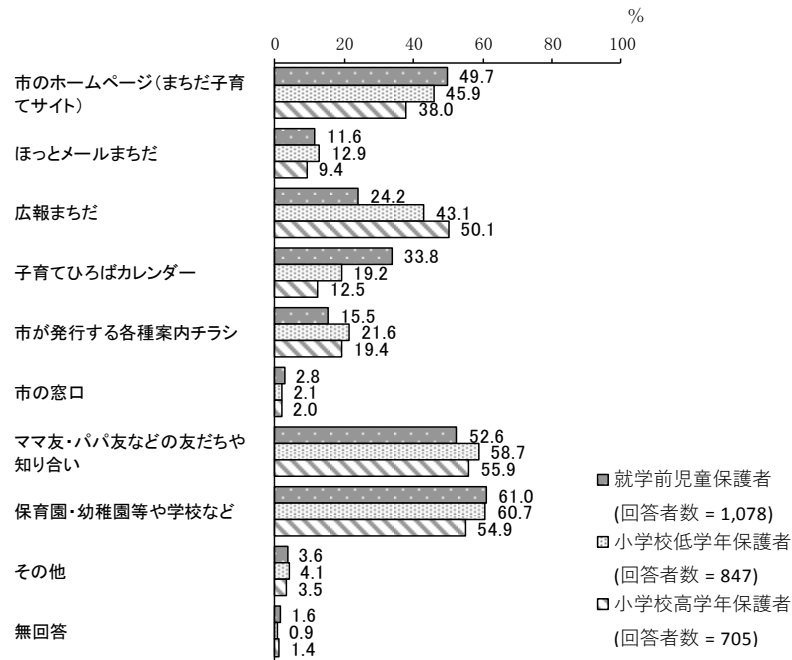
インターネットを利用している中学生・  
高校生のスマートフォンの所持状況



困った時の相談機関の認知度  
(中学生・高校生)



子育てに関する情報の入手手段  
(保護者)



資料：新・町田市子どもマスタープラン（後期）策定のためのアンケート調査

## 基本施策（１）子どもと保護者への情報の発信

### [ 施策の方向性 ]

子育て家庭に向けて、必要とされている各種手続きやイベント情報など、子ども・子育ての情報をメールやサイトで発信しています。今後も欲しい情報がすぐ手に入るように、手法を検討し、情報を発信していきます。また、子ども自身に向けても情報を発信していきます。

### [ 主な取組 ]

取組		内容				担当課
(再掲) まちだ子育てサイト		子育て家庭に向けて、情報をわかりやすく提供しています。今後は、子ども自身に向けても、イベント情報や、困った時、悩んだ時の相談場所などの情報を発信していきます。				子ども 総務課
指標	アクセス数（件数）					
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
	2,800,000	2,900,000	2,900,000	3,000,000	3,000,000	

※ [主な取組] P 2 8 I - 1 - (1)「コミュニケーション能力をのぼす」に掲載

### [ その他の取組 ]

- ・ほっとメールまちだ 【子ども総務課】
- ・子育てひろばカレンダー 【子育て推進課】

#### 事業案内

#### [ まちだ子育てサイトについて ]

子ども・子育てに関する情報に特化した「まちだ子育てサイト」は、2017年4月から情報発信をしています。「分かりやすく」「見やすく」「検索しやすく」をコンセプトに、施設情報から、各種手続きの情報やイベントなど、幅広く子どもと子育てに関する情報を発信しています。毎年、情報内容が増えており、今後、さらに便利になっていく予定です。また、イベント情報、公園情報や赤ちゃん・ふらっと情報などのお役立ち情報も発信していますので、おでかけの際にご利用ください。今後は、子ども自身に向けての情報発信にも力を入れ、イベント情報や、困った時悩んだ時の相談場所などの情報発信を行っていきます。



#### 【まちだ子育てサイトQRコード】







### 基本目標Ⅲ 子どもが地域の中で大切にされている

---

子どもは、地域の中で育ちます。家庭・地域・行政が連携することにより、子どもがいきいきと育つための、人材・居場所・体験する機会につながっていきます。

子どもが地域の中で、安心して暮らしていけるように、地域・学校・行政が連携していることが必要です。ボランティアなどの人材確保や育成、子どもが過ごせる居場所づくり、また、地域での活動に参加する機会があることが望まれます。

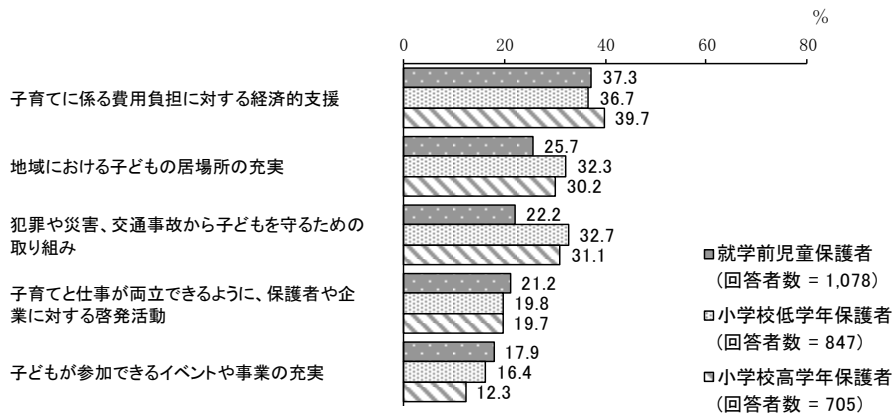
さらに、学校を核として地域人材の横のつながりを強化することで、人材や資源の循環を促し、地域を活性化させるとともに、地域に愛着をもった子どもを育てます。

#### [ 現状と課題 ]

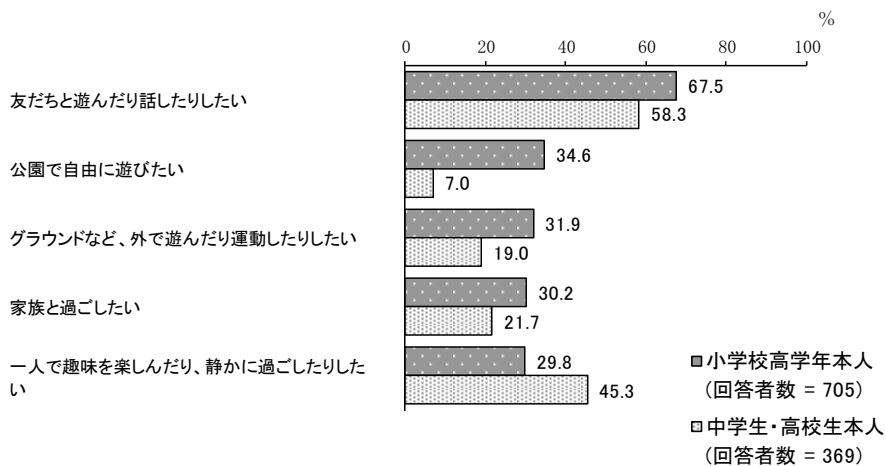
- 全ての小学校で、地域が主体の運営協議会が運営する、放課後子ども教室「まちとも」と、学童保育クラブが、連携した運営を行っています。また、学校と地域がともに育つための仕組みづくりが求められています。
- 子どもセンターは、地域活動をサポートするため、「まちとも」運営協議会や青少年健全育成地区委員会、子ども会等の地域団体との連携が求められています。また、地域の子どもと大人が交流する機会を増やすため、ボランティアや団体、事業所との連携事業の実施が求められています。
- 「遊びの拠点」「成長・発達の拠点」「子育て支援の拠点」など、子どもと保護者の「地域拠点」としての子どもセンターを、5地域それぞれに整備することができました。今後は、子どもセンターへのアクセスが難しい地域に、人口密度や周辺環境などを考慮して子どもクラブの整備を行います。
- 大地沢青少年センターでは、環境の変化に応じた施設運営が求められています。青少年の健全育成とともに、皆が利用できる施設であることを発信していくことや、豊かな自然環境を活かしたプログラムの展開など、大地沢の魅力を活かした施設運営をすることが課題となっています。
- 保護者アンケート調査結果では、「市の子育て支援への取り組みや少子化対策として、期待すること・重要なこと」として、「地域における子どもの居場所の充実」の割合が3割前後となり、上位になっています。また、小学生本人と中学生・高校生本人のアンケート調査結果から、放課後（夕方）の過ごした方の希望として「友だちと遊んだり話したりしたい」がともに多く、傾向として、小学生は体を動かし遊ぶこと、中学生・高校生は趣味などを楽しみたいことが見てとれます。

[ 関連データ ]

市の子育て支援への取組みや少子化対策として、  
期待すること・重要なこと（上位5位）  
（保護者）



放課後（夕方）の過ごし方の希望（上位5位）  
（小学生本人と中学生・高校生本人）



資料：新・町田市子どもマスタープラン（後期）策定のためのアンケート調査

[ 関連法・国の動向・その他計画など ]

- 新・放課後子ども総合プラン（P 160）
- 子どもクラブ整備方針（P 138）

## 基本施策（１）地域連携・人材育成の推進

### [ 施策の方向性 ]

地域の人と学校が、目標や将来像を共有できる「コミュニティ・スクール」の実施を推進します。また、学校と地域がパートナーとして連携・協働できる仕組みづくりを目指します。

子どもセンターでは、地域の子どもと大人が顔見知りになれるよう、子どもに関わる地域活動のサポートや、地域のボランティアによるプログラムを実施していきます。また、冒険遊び場がより安定し充実した居場所になるよう、活動の担い手となるプレーリーダーや活動に興味のある方を対象に、冒険遊び場活動の知識や技術の習得を目的にプレーリーダー養成講座を実施します。

### [ 主な取組 ]

取組	内容					担当課
地域と連携した教育活動	学校が保護者や地域住民と目指す目標やビジョンを共有し、意見を学校運営へ反映させる仕組みであるコミュニティ・スクールを推進します。					指導課
指標	コミュニティ・スクールの実施校数（校）					
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
	実施に向けた準備	62	62	62	62	

取組	内容					担当課
子どもセンター事業（地域連携事業）	放課後子ども教室「まちとも」事業運営協議会や青少年健全育成地区委員会、子ども会等の地域団体のサポートや連携をとおして、地域の活性化を支援します。また、地域の人材を生かした事業展開を促進します。					児童青少年課
指標	地域と連携した新規事業数（事業）					
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
	5	5	5	5	5	

取組	内容					担当課
冒険遊び場プレーリーダー養成講座	活動の担い手となるプレーリーダーの知識と技術の習得及び向上のため、養成講座を実施します。					児童青少年課
指標	参加者の満足度（％）					
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
	80	82	85	87	90	

取組	内容				担当課
地域人材整備（地域子育て相談センター）	民生委員、高齢者、子育てひろば利用者 OG 等、地域の人材を発掘し、活躍してもらえる場をコーディネートすることで、地域全体で子どもの育ちを見守る体制を整えています。				子育て推進課
指標	ボランティア登録数（人）				
目標	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	120	120	120	120	120

## [ その他の取組 ]

- ・子ども創造キャンパスひなた村運営 【児童青少年課】
- ・地域の支援者やボランティアの協力体制の構築 【子育て推進課】
- ・（再掲）家庭教育支援事業 【生涯学習センター】  
【主な取組】 P 5 2 II - 1 - (2) 「子育ての相談・支援の充実」に掲載  
【その他の取組】 P 7 6 II - 3 - (2) 「ひとり親家庭・貧困への支援」に掲載

### 事業案内

## [ 地域子育て相談センター ]

地域子育て相談センターは、市内 5 地域に 1 箇所ずつ設置されています。「あなたの子育てあなたの地域が応援しています」をキャッチフレーズに、各地域の子育て支援の拠点となっています。以下の 5 つの事業を柱に、親子のあそび場の提供や相談対応等、直接子育て家庭と関わる一方で、地域の子育て関連機関とも連携し、情報共有しています。

- (1) 地域の子育て家庭を対象としたマイ保育園事業<sup>※</sup>の推進
- (2) 出張子育て相談等による支援体制の構築
- (3) 子育て関連施設や専門機関との連携協力体制の強化
- (4) さまざまな事例の分析、相談ノウハウの蓄積・強化
- (5) 地域の支援者やボランティアなどの地域人材の協力体制構築

子育て家庭に切れ目のない支援が続くよう、今後も関係機関との連携を深め、「安心して子どもを産み育てる環境づくり」を進めていきます。

※ P 5 4 コラム[ マイ保育園と子育てひろば事業 ]に掲載





地域子育て相談センターでは、地域の支援者が活躍できる場をコーディネートしています。

地域ボランティアの発掘や協力体制構築を行う中で、子育てひろば利用者も、大事な地域人材であるという視点から、「ママボランティア」「ママサポーター」等の名称で、子育てひろばに協力してもらっています。

また、子育てひろばを利用している地域の保護者が大学の授業に出向き、学生に「子育てのあれこれ」を伝え、学生が赤ちゃんを抱っこしたり、あやしたりなどを経験する取組を行っています。2018年度には、昭和薬科大学臨床心理学研究室との連携事業を行いました。

少子化が進み、親になるまで赤ちゃんに触れ合ったことがない若者が増える中で、次世代を担う学生たちが、子育ての大切さを知り、子育て支援への関心を高めるきっかけをつくりました。また、社会との繋がりを実感しにくくなる子育て中の保護者たちにとっても、社会参加・社会貢献の場となりました。

**ママボランティアさん活躍中!**

和歌山県子育て相談センターでは、利用しているママたちに様々なかたちで子育てひろばのお手伝いをして頂いています。

**どんぐりサポーター**  
どんぐりのお部屋（室の開放）によく遊びにいらっしゃるママさんたちにお誘いしています。初めてどんぐりのお部屋にいらした親子とお部屋の使い方を教えてくれたり、気さくに話しかけてくださったりしています。

**ハンドマッサージでリラクゼーション**  
ネイリストの資格を持つママさんたちにハンドマッサージの方法を教えてもらったり実際にマッサージをしてもらいながら、参加者に体験して頂きましたよ！

**まめっこ遊び上げ隊**  
まめっこひろばのイベント準備や制作のお手伝い、体操のお誘いさん、誕生日や朝のピアノ伴奏など特技を活かして参加して下さっています。

他にも、みんなで大型絵本作りに参加したり、ストレッチを教えてくれたり、ママたちの趣味や特技を活かしてボランティアをして頂いています。手探りでかわいい疑問つきり教えて下さるの姿も、先輩ママボランティアさんなのでしょ！

ママボランティアの皆さんには、お子さんと一緒に過ごしながら気軽に楽しくお手伝いをして頂いています。協力したり、お話し合ったりする中でママたちの交流が深まり、子育ての仲間づくりのきっかけとなれば良いと思っています。

「何かやってみたいね！」「私にもできるかな」などボランティアに興味のある方は、どうぞお気軽に職員にお声掛けください！お待ちしております！

【昭和薬科大学学生と赤ちゃんのふれあい】



## 基本施策（２）地元事業所・商店の関わり

### [ 施策の方向性 ]

地域の事業所・商店会・商店との協働により、その特性を活かして子どもたちと地域の大人が交流することができる機会を提供します。

### [ 主な取組 ]

取組	内容				担当課
子どもセンター事業 (事業所連携事業)	地元事業所・商店などと協働でイベントを実施します。				児童 青少年課
指標	地元事業者・商店などと協働した事業の実施回数（回）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	10	10	15	15	15

### [ その他の取組 ]

・職場体験

【指導課】

※ 中学校2年生が、事前に派遣先の事業所について調べ学習を行い、5日間の就労体験をします。

### コラム

### [ 子どもセンター開館記念日 ]

各子どもセンターでは、毎年、それぞれ開館した月に地域団体や子ども委員会と協力して、記念イベントを実施しています。子ども委員会や活動グループなどによる遊びや工作コーナー、中学生・高校生を中心としたライブやダンス、大道芸などのパフォーマンス、そして、地域団体の協力による模擬店などのイベントを通して、子どもたちが地域のさまざまな人と交流することができる1日になります。

#### 【子どもセンターただON ただONパーティー】



## 基本施策（３）体験活動ができる場の充実

### [ 施策の方向性 ]

子どもたちが地域の中で、人と触れ合うことや、達成感を得ることなどの体験ができるように、子どもセンター等の体験活動を提供する場所や、提供プログラムの充実が必要です。

プログラムには、子どもたちの意見を取り入れることはもちろんのこと、地域やその人材の特性を生かした体験、野外体験や創作体験など、さまざまな体験ができることが望まれます。

また、大地沢青少年センターでは、自然を活かしたキャンプ体験応援プログラムなどを提供してきましたが、今後はこれらに加えて、子どもから高齢者まで、幅広い世代で利用できるようなプログラム提供を目指していきます。

### [ 主な取組 ]

取組	内容				担当課
(再掲) 子どもセンター・ 子ども創造キャンパス ひなた村事業	野外活動や創作、スポーツや調理などのさまざまな体験活動の実施や、中学生・高校生などが主体的に運営する活動の支援をとおして、社会性やコミュニケーション能力を育む場を提供します。				児童 青少年課
指標	事業参加者数（人）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	73,330	73,810	74,000	75,000	75,000

※ [主な取組] P 2 8 I - 1 - (1)「コミュニケーション能力をのばす」に掲載

取組	内容				担当課
大地沢青少年センター 主催事業の充実	子どもから高齢者まで、幅広い世代を対象とした事業を工夫し、参加者にとって魅力的な主催事業を実施します。				大地沢青少 年センター
指標	参加者の満足度（％）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	90	90	90	90	90



取組	内容				担当課
大地沢青少年センター運営事業	既存施設の有効活用を図り、施設全体の魅力を高め、集客力を向上させます。				大地沢青少年センター
指標	宿泊施設延べ利用者数（人）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	10,600	10,600	11,000	11,500	12,000



### 事業案内

## [ 大地沢青少年センター ]

大地沢青少年センターは町田市西端にある、野外活動を通じて青少年の健全な育成を図ること、市民の福祉増進を図ることなどを目的に設置された施設です。豊かな自然に囲まれ、子どもや親子で参加できる工作、陶芸教室、キャンプ体験会や森林体験塾など、さまざまな体験活動を実施しています。

また、当センターは、「青少年」だけではなく、すべての年代の方がご利用いただけます。今後は、子どもから大人まで幅広い世代の利用を促進するため、PR活動、プログラム提供や既存施設の活用法を検討し、市内外年代問わず利用していただけるような施設を目指します。

### 【大地沢青少年センター】

#### 【本館】



#### 【事業風景（子どもキャンプ）】





## コラム

## [ イベントがいっぱい ]

本市では、夏休みなどの長いお休みの間には、さまざまなイベントを開催しています。各子どもセンターはもちろんのこと、国際版画美術館では、小学生・中学生を対象に企画展のワークシートの設置や、版画体験イベントや講座を行います。また、企画や指導において大学との連携も行っています。文学館では、夏の子ども向け展覧会のテーマに合わせ、ワークショップやおはなし会、いつでも参加できるイベントなどを行い、図書館では「中央図書館一日図書館員」（中学生から）が人気です。お仕事体験ができ、普段は入れない書庫や本の購入会議の現場も見られます。夏の定番「こわ〜いおはなし会」や「おはなしと工作」なども行っています。消費生活センターでも、夏休み子ども教室として、さまざまな体験講座を行っています。

さらに、町田市・多摩市・稲城市合同事業「子ども体験塾」では、各市の事業所に協力していただき、いろいろな体験にチャレンジをしてもらいます。（2019年度はサンリオピューロランドのスタッフ体験と「声優・歌手の基礎を学ぼう！！」でした。実施内容は毎年変更になります。）夏休みの宿題や思い出づくりなど、興味があるものにぜひ参加してみてください。

### 【文学館 ワークショップ 「みんなの“たからもの”を描こう！」】



### 【2018年度子ども体験塾 「パティシエ体験」】



## 基本施策（４）子どもの居場所の充実

### [ 施策の方向性 ]

子どもが放課後や休みの日に、その日の気分で過ごせる場所を選べるように子どもの居場所の充実を目指します。室内で過ごしたいとき、自然の中で好きなことをしたいとき、みんなで集まって盛り上がりたいたいとき、それぞれに適した居場所を提供することが必要です。

また、放課後の居場所としては、すべての小学校で、放課後子ども教室「まちとも」と「学童保育クラブ」が連携した運営をおこない、放課後活動の幅を広げます。

### [ 主な取組 ]

取組	内容				担当課
子どもクラブ整備事業	子どもセンターへのアクセスが難しい地域のうち、児童数が多い地域へ子どもクラブの整備を進めます。				児童 青少年課
指標	子どもクラブ新規開館施設数（施設数）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	1	1	1	1	-

※ P95「子どもクラブ整備について」に掲載

取組	内容				担当課
冒険遊び場補助事業	冒険遊び場活動を行う団体を支援し、常設型の設置を拡充します。				児童 青少年課
指標	常設型冒険遊び場設置箇所数（箇所）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	4	5	5	5	5

取組	内容				担当課
放課後子ども教室 まちとも事業	学校や地域の関係者を主体とした運営協議会により、校庭での活動のほか余裕教室等も活用し、学習活動や体験活動などを行う放課後子ども教室事業を、全小学校で学童保育クラブと連携しながら実施します。				児童 青少年課 指導課
指標	放課後子ども教室実施校数（校）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	34	42	42	42	42



## 事業案内

### [ 子どもの居場所について ]

子どもが心身ともに安心して集える場、遊びや成長・発達の拠点、子どもの自発的な活動への支援を行う場として、「子どもセンター」「子どもクラブ」「子ども創造キャンパスひなた村」の施設運営や、「放課後子ども教室まちとも」「冒険遊び場」事業を行っています。

これらの子どもの居場所では、外で体を動かして遊んだり、室内でのんびりしたり、たくさんの人とおしゃべりしたり、日常できないさまざまな体験をしたりと、その日の気分で行いたいことを選び、過ごすことができます。こうした地域の「子どもの居場所」の充実を図ります。

#### ○子どもセンター

0歳から18歳までの子どもが自由に利用できる児童館です。町田・南・鶴川・忠生・堺の各地域にあり、地域の子どもの「遊びの拠点」「成長・発達の拠点」「子育て支援の拠点」等、子どもとその保護者の「地域拠点」としての役割を担っています。施設には、体を動かして遊んだり、音楽コンサートもできるプレイルームを始め、工作や料理ができる造形室・調理室、乳幼児と保護者が安心して過ごせる乳幼児室など、目的に合わせたさまざまな部屋や屋外広場があるほか、中学生・高校生の利用に対応するため、音楽スタジオも設置されており、夜間も21時まで開館しています。

また、子どもたちが館内の使い方やイベント企画など直接運営に参画する「子ども委員会」の設置、「地域拠点」として、「放課後子ども教室まちとも」運営協議会や子ども会等の地域団体への活動支援なども行っています。

#### ○子どもクラブ

子どもセンター同様、0歳から18歳までの子どもが自由に利用できる児童館です。子どもセンターを補完する施設として、子どもセンターから距離があり、子どもの人口の多い地域に設置しています。施設には親子で一緒に過ごせる乳幼児室、体を思いきり動かせる遊戯室、学習・工作・読書など過ごし方を選べる集会室があります。

#### ○子ども創造キャンパスひなた村

町田市のほぼ真ん中、日向山にある子どものための施設で、里山の豊かな自然の中で思い切り遊ぶことができます。林の中の広場や野外炊事場、レクリエーションルーム、工作室、陶芸室、250人収容の多目的ホール「カリヨンホール」があり、野外体験や創作体験、子ども活動の担い手の育成などの講座・イベントを実施しています。また、子どもの団体や市民向けに施設の貸出も行っています。

#### ○放課後子ども教室「まちとも」

子どもたちが放課後も小学校の教室や校庭で、遊びや学習活動、体験活動などやりたいことを、自分で選んで過ごすことができる場です。地域の方々が主体となった運営協議会により運営されています。

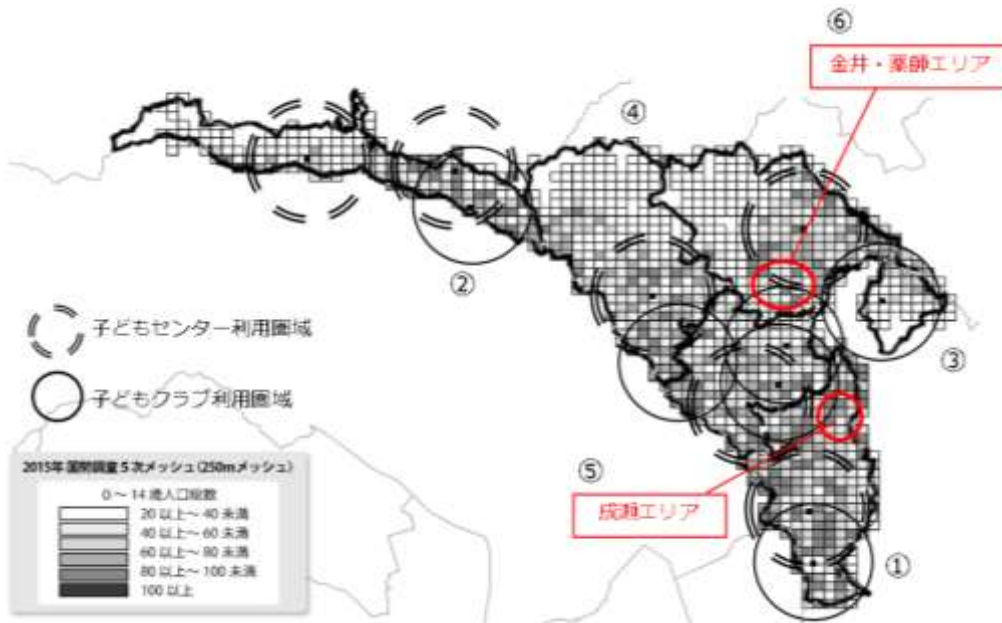
#### ○冒険遊び場

公園の自然環境を活かして、秘密基地をつくる、地面に穴を掘る、木に登る、といった、子どもが「やってみたい」と思うことを実現できる場所が冒険遊び場です。子どもが自分のやり方やペースで創意工夫しながら、遊びの中で起きる冒険や挑戦、失敗といったさまざまな体験をとおし、成長することができます。運営は、市の補助を受けた地域団体が地域住民や大学などと協働で行い、専門の知識をもつプレーリーダーが子どもの遊びをサポートしています。



これまでの子どもクラブ整備は、2013年9月に策定した「子どもの「居場所」の整備に関する基本構想（2014～2018年度）」に基づき、整備を進めてきました。

今後の整備については、子どもたちを取り巻く環境の変化への対応や、本市の現状と今後をふまえた分析をもとに、新たに定めた「子どもクラブ整備方針」（P138に掲載）に基づき、以下のとおり進めていきます。



既存の3館に加え、現在整備を進めている①「つくし野中学校区（南地域）」②「小山中学校区（堺地域）」③「鶴川第二中学校区（鶴川地域）」④「小山田中学校区（忠生地域）」と、上記2つのエリアの整備をすると市内の子どもクラブは、計9館となります。その時点で子どもクラブの整備を終了し、今後子どもクラブの整備が必要かどうかは、検証を行ったうえで判断します。

近年、子どもが事故や事件に巻き込まれることが多く、また、災害なども多く発生しており、備えや対策が必要になっています。子どもが安全に日常生活を送ることができるよう、地域における見守りや対策の強化が必要です。

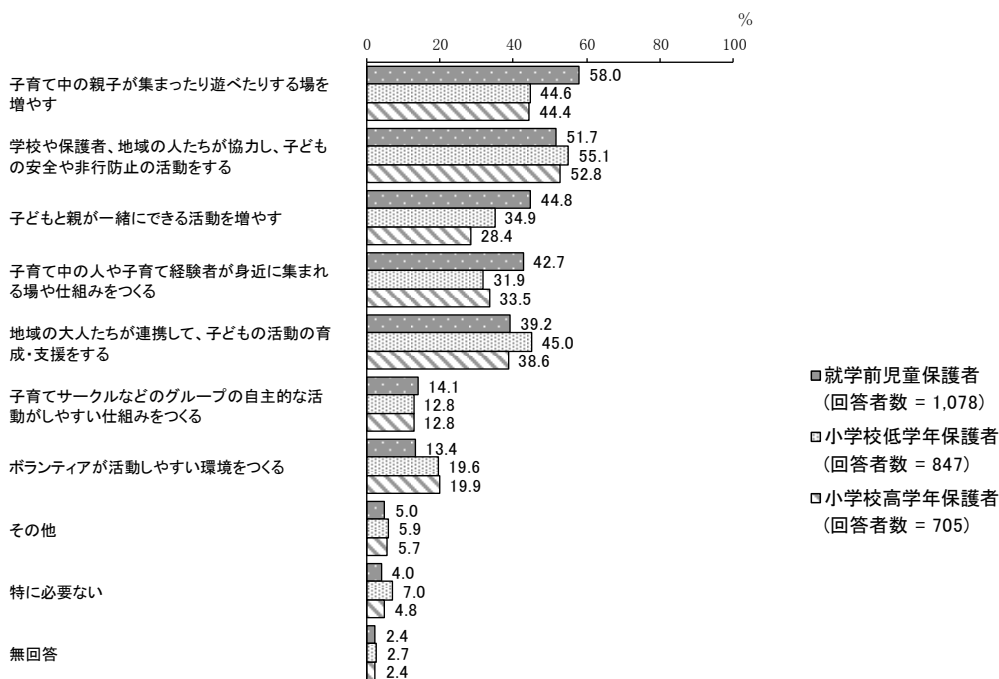
また、安心して子どもを連れて買い物をしたり、集まったり、気軽に外出できる、子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりが求められます。

[ 現状と課題 ]

- 保護者のアンケートでは、安心して子育てをするために、地域の人との必要な取組みについて「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする」の割合が5割強といずれの年代でも高くなっており、子どもの安全・安心の確保が強く求められています。
- 子どもが地域や家庭で事故や事件に遭う心配をすることなく日常の生活を送ることができるよう、「子ども110番の家」など地域ぐるみで子どもの安全を見守る取組みが必要です。
- 子育て家庭が、気軽に子ども連れで外出し、遊んだり、買い物したりできるような取組みが必要です。

[ 関連データ ]

安心して子育てをするために地域の人との必要な取組み（保護者）



資料：新・町田市子どもマスタープラン（後期）策定のためのアンケート調査

## 基本施策（１）子どもの安全・安心の確保

### [ 施策の方向性 ]

災害などが起きた時、第一に子どもたちの安全を確保しなければいけません。そのための、マニュアルの整備や訓練などの備えが必要となります。

また、子どもたちが事件や事故に巻き込まれないように、危険が迫った時の避難場所や、不審者情報などの周知が必要になります。

### [ 主な取組 ]

取組	内容				担当課
災害時情報伝達	災害時、保護者が迅速に正確な情報を取得できるよう、市内の保育園、幼稚園等と連携して各施設の情報の伝達方法を確立するとともに、まちだ子育てサイトにその情報を掲載する訓練をします。				子育て推進課
指標	まちだ子育てサイトの訓練時アクセス数（件数）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	17,000	17,500	18,000	18,500	19,000

取組	内容				担当課
子ども110番の家	子どもが危険に直面した際に、緊急避難先として駆け込むことができる建物であることを示す看板の設置を、各小学校PTAや自治会・町内会とともに進めます。また、設置だけでなく、子どものかけこみに際して、避難先の対応を身につけられる体験訓練や啓発活動を、看板設置団体等を対象に実施します。				児童青少年課
指標	かけこみ体験訓練や啓発活動の実施回数（回）				
目標	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	1	2	2	3	3

### [ その他の取組 ]

- ・メール配信サービス（不審者・犯罪情報） 【市民生活安全課】
  - ・通学路の防犯カメラ 【学務課】
  - ・CAPプログラム 【市民協働推進課男女平等推進センター】
- ※ 子どもの権利について知識を深め、いじめや性犯罪など危険な目に遭った時の回避方法や相談することについて、ロールプレイを通して学びます。



## コラム

### [ 安全に保育を行うために～災害協定～ ]

2017年度に市立金森保育園と社会福祉法人光琳会こうりん保育園は、風水害等により、被災した保育園に対する応援に関して協定を締結しました。今後は、この協定を参考に、他の公立保育園でも同様に近隣の保育園と協定することや民間の保育園同士で同様の協定を締結することを進めています。

【左から、こうりん保育園園長、理事長、石阪市長、金森保育園園長】



## コラム

### [ 災害から子どもたちを守るために 町田市認可保育所・幼稚園等災害対応ガイドライン ]

2018年7月、東京都内で初めて、認可保育所をはじめとする保育施設の他、幼稚園も対象とする地震、風水害などの災害を想定した、各自の災害対応マニュアルの向上を目的に、災害対応ガイドラインを策定しました。

今までは、国や東京都が作成した保育施設向けの災害に関連したガイドラインがなく、統一した基準はありませんでした。そのため、各園は個別にマニュアルを整備してきましたが、事前の想定や準備体制、災害発生後の具体的な対応が不十分な園もありました。そこで、災害から子どもたちを守るために、事前準備の内容や災害発生時に必要な対応をガイドラインとして示しました。

本ガイドラインでは、統一的な対応ができるよう、事前の想定や準備体制、災害発生時の行動基準など、各園がマニュアル策定や教育・訓練の実施などに取組みやすい内容になっています。





## 基本施策（２）子育てしやすいまちづくり

### [ 施策の方向性 ]

本市は、住民基本台帳における2019年1月1日現在の人口総数で、前年同月比でマイナス57人と、市制施行後初の人口減少となりました。これは、少子高齢化の影響が大きいと考えられます。しかし、0歳から14歳の年少人口の転入超過数は、全国でも上位に位置しています。子どもの転入が多いということは、本市が子育て家庭から選ばれている、ということです。

保護者ヒアリング・MSPヒアリング※では、「町田市はちょうどいい」との話がありました。保護者からは「通勤」するにも「住む」のにもちょうどいいという話が、MSPメンバーからは「田舎と都会が味わえるまち」でちょうどいい、子育てするには良いまちだと思うとの印象を話してもらえました。

これからも、子育て家庭から選ばれるまちであり続けるために、子どもの居場所の充実や待機児童対策、義務教育就学児医療費助成制度（マル子医療証）の所得制限撤廃の導入などの行政サービス、質の高い幼児教育・保育サービスやこれからの時代に向かっていける力を育てる学校教育など、施設整備（ハード面）だけではなく内容の充実（ソフト面）をあわせて、子育てしやすいまち・子どもにやさしいまちを目指し、子ども施策を推進していきます。

※ P100「保護者ヒアリング」に掲載 P32「MSPヒアリング」に掲載

### [ その他の取組 ]

- ・ちびヒロの設置・まちなかシネマの開催 【産業政策課】
- ※ 町田ターミナルプラザ市民広場に人工芝のキッズスペースを設置しています。また、ちびヒロを利用して、月1回子どもから大人までが楽しめる屋外映画上映会「まちなかシネマ」を開催しています。
- ・団地再生推進事業 【住宅課】
- ・赤ちゃん・ふらっと普及活動 【子ども総務課】

## 保護者ヒアリング

本計画の策定にあたり、無作為抽出で保護者に送ったアンケート調査結果をもとに、MSPヒアリング（P32）と同様にヒアリングを行い、実際に思うことや実情を聞きました。

日時：2019年6月16日 10時～11時45分 場所：弥生ヶ丘自治会館

ご協力いただいた保護者のみなさん：10人

### ①子育て支援に関するサービスの周知・利用状況について

#### アンケート調査結果

子育て支援のサービスを知っていますか。

- 1位 休日・準夜急患こどもクリニック は共通  
未就学児保護者 2位 保育園・幼稚園等の園庭開放や子育てひろば 3位 認可保育所での一時保育  
小学校低学年保護者 2位 保育園・幼稚園等の園庭開放や子育てひろば  
3位 子どもセンター、子どもクラブの施設利用や子育て支援事業など  
小学校高学年保護者 2位 子どもセンター、子どもクラブの施設利用や子育て支援事業など  
3位 保育園・幼稚園等の園庭開放や子育てひろば

・知っているサービス、利用したことのあるサービスはあるか

- 【全体】ファミリー・サポート・センターなどは、アンケート同様に知っている人はいるが、使ったことがない人が多い。 教育センターと子ども家庭支援センターまではいかないくらいの相談場所があると良い。  
ファミリー・サポート・センターは、登録に躊躇する。知らない人に頼むことに抵抗がある。  
・その他ご意見  
不登校支援にもっと力を入れてもらいたい。 育児支援ヘルパーの派遣期間を増やしてもらいたい。

### ②子育て情報の取得場所に関する現状確認、今後の課題

#### アンケート調査結果

子育てに関する情報を具体的にどのようなもので情報を得ていますか。

- 1位 保育園・幼稚園等や学校など 2位 ママ友・パパ友などの友だちや知り合い は共通  
未就学児保護者 3位 市のホームページ（まちだ子育てサイト）  
小学校低学年保護者 3位 市のホームページ（まちだ子育てサイト）  
小学校高学年保護者 3位 広報まちだ

・どういう時、場所で情報を得るのか

- 【全体】まちだ子育てサイトを知らない人が半分くらいいる。  
今は新聞を取っていない家庭も多く、広報はあまり見られていない。  
小児科を受診する時に待合室にある冊子やパンフレットを読んだりする。  
LINEグループで情報をあげてくれる人がいるので、そこで知る。  
情報が1つのところに集約されていない。それぞれのところで見ないとわからない。

### ③子育てに関する悩みの現状確認、前回調査との比較に対する意見等

#### アンケート調査結果

子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。

- 未就学児保護者 1位 自分の時間が持てないこと  
2位 保育サービスの費用や学費など子育てに出費がかさむこと  
3位 子育てによる身体の疲れが大きいこと  
小学校低学年保護者 1位 保育サービスの費用や学費など子育てに出費がかさむこと  
2位 自分の時間が持てないこと 3位 子どものしつけに関すること  
小学校高学年保護者 1位 保育サービスの費用や学費など子育てに出費がかさむこと  
2位 子どもの就園・就学・進学などに関すること 3位 子どものしつけに関すること

- 夏休みなどの長い休みの間は、子どもが一日家にいるが、児童の一時預かりが少ないと感じる。  
一時保育は予約が何カ月も前からになり、具合が悪い時などの緊急時に使えない。緊急時に対応できるものが必要だと思う。 学童が3年生で終わるので、4年生以降の過ごす場所が心配。  
子どもセンターなどは住んでいる場所によっては、子どもひとりでは通えない。ひなた村は高学年の子どもが過ごせるようなものがない。

#### ④地域の人との取組みの実際の活動について

##### アンケート調査結果

安心して子育てをするためには、地域の人とどのような取組みをする必要があると思いますか

- 1位 学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする
- 2位 子育て中の親子が集まったり遊べたりする場を増やす は共通
- 未就学児保護者 3位 子どもと親と一緒にできる活動を増やす
- 小学校低学年保護者 3位 地域の大人たちが連携して、子どもの活動の育成・支援をする
- 小学校高学年保護者 3位 地域の大人たちが連携して、子どもの活動の育成・支援をする

・地域でのつながりなどはどうか

- (地域によって) 年配の方が多く、子育て世代が少ない。交流の場所が近くにあれば良かった。
- 幼稚園や子どもセンターなどのつながりで知り合ったりする。

#### ⑤中学生・高校生の「住みたいまち」に対する意見など

##### 中学生・高校生アンケート調査結果

町田市にこの先もずっと住み続けたいですか。 住み続けたい 59.9% 町田市以外に住みたい 39.0%

・意外と町田市に住み続けたい子どもが多い。この結果についてどうか。

- 町田市は通勤するのに、公園などがあって住むのにもちょうどいい。
- 子どもたちを連れて一日過ごせる、使いやすい公園が市内にはないと思う。
- 駅前子ども向けにできていない。

#### ⑥市の取組みに対する意見など

- 市役所の中で、横の連携がとれていないと思う。部署を越えて情報共有をしてもらいたい。
- 中学校給食をもっと検討してもらいたい。
- 避難所として集まる施設（体育館など）の老朽化が気になる。







## 第5章

# 第二期町田市子ども・ 子育て支援事業計画

# 1 地域

## 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として「教育・保育提供区域」を設定することとしています。前計画から引き続き、教育・保育事業については、5地域での区域割りを、地域子ども・子育て支援事業は全域を「教育・保育提供区域」とします。

なお、施設整備にあたっては、社会資源や子ども数の変化、財政状況を踏まえつつ、市全体として柔軟に取り組むこととします。

### 【教育・保育事業】

年齢	保育の必要性	認定区分※	利用施設	区域
0～2歳	あり	3号	保育所 認定こども園 地域型保育事業	5地域
3～5歳	あり	2号	保育所 認定こども園	
	なし	1号	幼稚園 認定こども園	

※ 子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設を利用するにあたっては、1号、2号、3号いずれかの認定を市から受ける必要があります。

1号認定（教育標準時間\*認定）：満3歳以上の2号認定以外の子どもで、教育を希望する場合。

2号認定（保育標準時間\*認定）：満3歳以上の子どもで、保護者の就労などにより「保育の必要な理由」（保育短時間\*認定）に該当し、保育所等での保育を希望する場合。

3号認定（保育標準時間認定）：満3歳未満の子どもで、保護者の就労などにより「保育の必要な理由」（保育短時間認定）に該当し、保育所等での保育を希望する場合。

### 【地域子ども・子育て支援事業】

年齢	事業名	区域
0歳～就学前まで	利用者支援事業	全域
0歳～就学前まで	子育てひろば事業：地域子育て支援拠点事業	
妊婦（年齢制限なし）	妊婦健康診査	
生後4か月を迎えるまで（の出生世帯）	こんにちは赤ちゃん訪問：乳児家庭全戸訪問事業	
0歳～18歳まで	養育支援訪問事業	
0歳～12歳	ショートステイ（宿泊保育）、トワイライトステイ（夜間保育）：子育て短期支援事業	
生後3か月～12歳まで	ファミリー・サポート・センター事業：子育て援助活動支援事業	
幼稚園型：3歳～就学前まで 一時保育：生後8週間～就学前まで	幼稚園型一時預かり、一時保育：一時預かり事業	
生後8週間～就学前まで	延長保育：時間外保育事業	
病児：生後4か月～小学校2年生まで 病後児：1歳～小学校3年生まで	病児・病後児保育：病児保育事業	
小学校1年生～6年生まで	学童保育クラブ事業：放課後児童健全育成事業	
3歳～就学前まで	補足給付事業：実費徴収に係る補足給付を行う事業	
-	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

## 2 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期

待機児童解消や多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育者、小規模保育所を整備します。

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

子育て家庭の多様な教育・保育のニーズに対応するため、幼稚園・保育所などの運営に対して支援を行い、幼児期の教育・保育を提供します。また、地域型保育として、家庭的保育（保育ママ）・小規模保育や事業所内保育などを実施します。

教育・保育を提供する施設の利用時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可幼稚園 4 時間</li> <li>・認定こども園 教育時間のみ：4 時間 保育時間含む：11 時間</li> <li>・認可保育所 11 時間</li> <li>・家庭的保育者 8 時間</li> <li>・認証保育所* 13 時間</li> </ul>
施設数	認可幼稚園●●園 認定こども園●●園 認可保育所●●園 家庭的保育者●●名 認証保育所●●園 ※201●年●●月●●日現在

#### 【対象年齢】

0歳～5歳であるが、認定区分により以下のとおりに分かれる。

1号認定：3～5歳（保育の必要性なし）

2号認定：3～5歳（保育の必要性あり）

3号認定：0～2歳（保育の必要性あり）

#### 【区域】

5地域（堺・忠生・町田・鶴川・南）

【 量の見込み 】

① 市全体

		ニーズ量	1号認定	2号認定		3号認定	
				幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
2019年度(実績)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園					
		保育所・認証保育所					
		家庭的保育者・小規模保育所					
	計						
	過不足(②-①)						
2020年度(1年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園					
		保育所・認証保育所					
		家庭的保育者・小規模保育所					
	計						
	過不足(②-①)						
2021年度(2年目)	①ニーズ量	ニーズ量			1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園					
		保育所・認証保育所					
		家庭的保育者・小規模保育所					
	計						
	過不足(②-①)						
2022年度(3年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園					
		保育所・認証保育所					
		家庭的保育者・小規模保育所					
	計						
	過不足(②-①)						
2023年度(4年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園					
		保育所・認証保育所					
		家庭的保育者・小規模保育所					
	計						
	過不足(②-①)						
2024年度(5年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園					
		保育所・認証保育所					
		家庭的保育者・小規模保育所					
	計						
	過不足(②-①)						

調 整 中



【 確保の内容及び実施時期 】

	2020年度 (1年目)	2021年度 (2年目)	2022年度 (3年目)	2023年度 (4年目)	2024年度 (5年目)
堺地域	幼稚園○園 認定こども園○ 園				
忠生地域					
町田地域					
鶴川地域					
南地域					

調 整 中

【 今後の方向性 】

• \* \* \* \* \*

② 地域別  
ア 堺地域

			1号 認定	2号認定		3号認定	
				幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
2019年度 (実績)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					
2020年度 (1年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					
2021年度 (2年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					
2022年度 (3年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					
2023年度 (4年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					
2024年度 (5年目)	①ニーズ量	ニーズ量			1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					

調整中

イ 忠生地域

			1号 認定	2号認定		3号認定	
				幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
2019年度 (実績)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					
2020年度 (1年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					
2021年度 (2年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					
2022年度 (3年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					
2023年度 (4年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					
2024年度 (5年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					

## ウ 町田地域

			1号 認定	2号認定		3号認定	
				幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
2019年度 (実績)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足 (②-①)					
2020年度 (1年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足 (②-①)					
2021年度 (2年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足 (②-①)					
2022年度 (3年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足 (②-①)					
2023年度 (4年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足 (②-①)					
2024年度 (5年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足 (②-①)					

調 整 中

## エ 鶴川地域

			1号 認定	2号認定		3号認定	
				幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
2019年度 (実績)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足 (②-①)					
2020年度 (1年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足 (②-①)					
2021年度 (2年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足 (②-①)					
2022年度 (3年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足 (②-①)					
2023年度 (4年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足 (②-①)					
2024年度 (5年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足 (②-①)					

才 南地域

			1号 認定	2号認定		3号認定	
				幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
2019年度 (実績)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					
2020年度 (1年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					
2021年度 (2年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					
2022年度 (3年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					
2023年度 (4年目)	①ニーズ量	ニーズ量	1,111	111	1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					
2024年度 (5年目)	①ニーズ量	ニーズ量			1,111	111	1,111
		計					
	②確保の内容	過不足(②-①)					

調 整 中

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業						
事業内容	<p>【基本型】5箇所の地域子育て相談センターにおいて、保育資源・保育サービス等の情報提供を利用者に行います。</p> <p>【特定型】保育所等の利用希望のある家庭や入所保留となった家庭等に対して、各家庭に適した施設の選び方、施設の空き状況等の案内を行うことなどにより、入所につながるよう支援をします。</p> <p>【母子保健型】全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や子育て支援のニーズ等を把握します。支援を必要とする人に対して、支援プランの作成・効果検証を行い、就学前までの支援を行います。</p>					
対象年齢／確保の単位	0歳～就学前まで／利用者支援事業実施施設数（箇所数）					
量の見込み	2018年度 (実績)	2020年度 (1年目)	2021年度 (2年目)	2022年度 (3年目)	2023年度 (4年目)	2024年度 (5年目)
利用者支援 事業 実施箇所	基本型	5	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	4	4	4	4	4
算出方法	基本型：1.堺地域 2.忠生地域 3.町田地域 4.鶴川地域 5.南地域 特定型：1.市庁舎 母子保健型：1.市庁舎 2.保健所（中町庁舎） 3.健康福祉会館 4.鶴川保健センター					
今後の方向性	<p>【基本型】各地域の子育てに係わる施設や、保育サービスの情報を提供し、継続した支援を行っていきます。</p> <p>【特定型】園訪問による情報収集や出前講座を行い、関係機関とも連携しながら、情報の提供や支援を行っていきます。</p> <p>【母子保健型】全ての妊婦への面接に向けて引き続き取組み、また、支援を必要とする人に関係機関とも連携しながら、切れ目なく支援を行っていきます。</p>					

②子育てひろば事業：地域子育て支援拠点事業						
事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。					
対象年齢／確保の単位	0歳～就学前まで／年間受入可能人数（人/日）					
量の見込み	2018年度 (実績)	2020年度 (1年目)	2021年度 (2年目)	2022年度 (3年目)	2023年度 (4年目)	2024年度 (5年目)
①ニーズ量 (年間延利用人数)	71,206	77,120	74,680	73,200	72,120	71,200
②確保の 内容	施設数	70	60	60	60	60
	年間受入 可能人数	151,250	81,120	81,120	81,120	81,120
過不足（②-①）	80,044	4,000	6,440	7,920	9,000	9,920
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニーズ量</li> <li>a.各年度0～5歳人口数－教育・保育施設利用者数＝ひろば事業対象者数</li> <li>b.対象1人あたり年間利用回数約20回（2018年度実績値から算出）</li> <li><math>a \times b = \text{ニーズ量}</math></li> <li>・ 年間受入可能人数</li> <li>1施設あたり受入可能数10名/日、事業類型ごとに開設日数を設定</li> <li>I型＝72日、II型＝144日、III型＝144日、IV型＝240日として実施数を乗じて算出</li> </ul>					
今後の方向性	子育てひろば利用者が増えるための取組を、拠点的役割を担う民間保育園と検討していきます。					

③ 妊婦健康診査							
事業内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。						
対象年齢／確保の単位	妊婦（年齢制限なし）／年間延べ利用人数（人回/年）						
量の見込み	2018年度 （実績）	2020年度 （1年目）	2021年度 （2年目）	2022年度 （3年目）	2023年度 （4年目）	2024年度 （5年目）	
妊娠届出人数	2,723	2,616	2,564	2,513	2,463	2,414	
妊婦健診 受診回数	1回目	2,583	2,616	2,564	2,513	2,463	2,414
	2～14回目	29,422	34,008	33,332	32,669	32,019	31,382
	妊娠超音波検査	2,176	2,616	2,564	2,513	2,463	2,414
	子宮頸がん検診	1,997	2,616	2,564	2,513	2,463	2,414
	合計	36,178	41,856	41,024	40,208	39,408	38,624
算出方法	妊娠届出人数の2018年度実績×98%で算出 （実績から前年比96.1～97.7%のため、前年度の98%を見込みとした）						
今後の方向性	引き続き健診費用の公費助成を行い、全ての妊婦が健診を受け、安心・安全な出産ができるように支援します。						

④ こんにちは赤ちゃん訪問：乳児家庭全戸訪問事業						
事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。					
対象年齢／確保の単位	生後4か月を迎えるまで（の出生世帯）／訪問指導人数（人）					
量の見込み	2018年度 （実績）	2020年度 （1年目）	2021年度 （2年目）	2022年度 （3年目）	2023年度 （4年目）	2024年度 （5年目）
出生数	2,615	2,568	2,537	2,516	2,496	2,480
①ニーズ量（訪問希望者）	2,408	2,311	2,283	2,264	2,246	2,232
②確保の内容（訪問指導人数）	2,538	2,311	2,283	2,264	2,246	2,232
算出方法	出生数は0歳児の人口推計を使用し、ニーズ量、確保の内容は出生数の90%で算出					
今後の方向性	出生通知票の提出を促し、より多くの家庭の訪問を実施できるように努めます。					

⑤ 養育支援訪問事業						
事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。					
対象年齢／確保の単位	0歳～18歳まで／養育支援訪問事業利用人数（人）					
量の見込み	2018年度 （実績）	2020年度 （1年目）	2021年度 （2年目）	2022年度 （3年目）	2023年度 （4年目）	2024年度 （5年目）
養育支援訪問事業利用人数	5	6	6	6	6	6
算出方法	過去5年間の実績から6件が上限と算出					
今後の方向性	保健予防課・ヘルパー事業所・児童相談所等の関係機関と連携し、養育支援が特に必要な家庭に対して支援体制を強化し、虐待リスクのある家庭に支援をしていきます。					

⑥ ショートステイ（宿泊保育）、トワイライトステイ（夜間保育）： 子育て短期支援事業						
事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。					
対象年齢／確保の単位	0歳～12歳まで／年間延べ利用人数（人日/年）					
量の見込み	2018年度 （実績）	2020年度 （1年目）	2021年度 （2年目）	2022年度 （3年目）	2023年度 （4年目）	2024年度 （5年目）
①ニーズ量	997	958	958	958	958	958
②確保の内容	施設数	2	2	2	2	2
	ショートステイ	2,372	2,190	2,190	2,190	2,190
	トワイライトステイ	1,825	1,095	1,095	1,095	1,095
合計	4,197	3,285	3,285	3,285	3,285	3,285
過不足（②-①）	3,200	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327
算出方法	①0歳～2歳未満 2018年10月～2019年6月まで延べ13人の利用 13人×（12か月/9か月）＝延べ17人 ②2歳～12歳 過去3年間の実績値の平均（923人+906人+994人）÷3＝延べ941人 ①+②＝ニーズ量 2016年度から2018年度対象児童数は減少しているが、利用は減少していないため、2024年度まで同数とする					
今後の方向性	支援を必要としている家庭を利用につなげることで、育児が継続できるよう支援していきます。					

⑦ ファミリー・サポート・センター事業：子育て援助活動支援事業						
事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。					
対象年齢／確保の単位	依頼会員：市内在住または在勤で、生後3か月～12歳までの子を持つ人 援助会員：市内在住で、20歳以上の心身ともに健康で、子育てに意欲のある人 ／年間延べ利用人数（人日/年）					
量の見込み	2018年度 （実績）	2020年度 （1年目）	2021年度 （2年目）	2022年度 （3年目）	2023年度 （4年目）	2024年度 （5年目）
①ニーズ量	低学年	3,771	3,650	3,650	3,650	3,650
	高学年	1,190	1,000	1,000	1,000	1,000
	合計	4,961	4,650	4,650	4,650	4,650
②確保の内容	低学年	3,771	3,650	3,650	3,650	3,650
	高学年	1,190	1,000	1,000	1,000	1,000
	合計	4,961	4,650	4,650	4,650	4,650
過不足（②-①）	0	0	0	0	0	0
※ 未就学を対象とした量の見込み						
量の見込み	2018年度 （実績）	2020年度 （1年目）	2021年度 （2年目）	2022年度 （3年目）	2023年度 （4年目）	2024年度 （5年目）
①ニーズ量	4,941	4,150	4,150	4,150	4,150	4,150
②確保の内容	4,941	4,150	4,150	4,150	4,150	4,150
過不足（②-①）	0	0	0	0	0	0
算出方法	ニーズ量 ①実績値(直近5年間平均)+②人口動向変動率+③事業の取組み ニーズ量は、施設や受託事業者の規模等に影響されるものではないこと、その活動量が援助会員の対応可能な範疇となることから実績値とする					
今後の方向性	2019年10月から事業者変更にとまない、新たに以下の施策によって利用者・活動量を増加に取組みます。 ①センター開所時間の延長 ②新たな周知方法の活用 ③会員登録機会の増加 ④他事業との連携（②③の更なる促進）					

⑧ 一時預かり事業 ア 幼稚園型一時預かり						
事業内容	幼稚園・認定こども園において、教育時間の他に預かり保育の時間を提供する事業です。					
対象年齢／確保の単位	3歳～就学前まで／年間延べ利用人数（人日/年）					
量の見込み	2018年度 （実績）	2020年度 （1年目）	2021年度 （2年目）	2022年度 （3年目）	2023年度 （4年目）	2024年度 （5年目）
①ニーズ量	224,534	224,500	224,500	224,500	224,500	224,500
②確保の内容	施設数	16	16	16	16	16
	定員数	224,534	224,500	224,500	224,500	224,500
過不足（②-①）	0	0	0	0	0	0
算出方法	人口推計から3～5歳の子ども数は減少することが見込まれるが、預かり保育ニーズは高まっていくことが想定されるため、2018年度並で推移していくとして算出					
今後の方向性	利用者の多様なニーズに応えられるよう今後も推進していきます。					

⑧ 一時預かり事業 イ 一時保育						
事業内容	保護者が、「傷病・入院・介（看）護など緊急的な事情があるとき」「短時間・非定型就労などで、家庭でお子さんの育児ができないとき」「育児にともなう心理的及び肉体的負担があるとき」「冠婚葬祭などやむを得ない事情があるとき」のいずれかに該当する場合、お子さんを一時的に保育所で預かる事業です。					
対象年齢／確保の単位	生後8週間～就学前まで／年間延べ利用人数（人日/年）					
量の見込み	2018年度 （実績）	2020年度 （1年目）	2021年度 （2年目）	2022年度 （3年目）	2023年度 （4年目）	2024年度 （5年目）
①ニーズ量	19,138	18,700	18,200	17,600	17,200	16,800
②確保の内容	施設数	41	41	41	41	41
	定員数	99,840	99,840	99,840	99,840	99,840
過不足（②-①）	80,702	79,430	81,640	82,240	82,640	83,040
算出方法	実績値に人口推計から増減率を乗じて算出					
今後の方向性	利用者の多様なニーズに応えられるよう今後も推進していきます。					

⑨ 延長保育事業：時間外保育事業						
事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。					
対象年齢／確保の単位	生後8週間～就学前まで／延長保育利用実人数（人） ※認定こども園及び保育所分園を含む					
量の見込み	2018年度 （実績）	2020年度 （1年目）	2021年度 （2年目）	2022年度 （3年目）	2023年度 （4年目）	2024年度 （5年目）
①ニーズ量	3,507	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
②確保の内容	施設数※	85	86	86	86	86
	定員数	7,065	7,318	7,318	7,318	7,318
過不足（②-①）	3,558	3,718	3,718	3,718	3,718	3,718
算出方法	人口推計から0～5歳の子ども数は減少することが見込まれるが、保育ニーズは高まっていくことが想定されるため、2016年度～2018年度の平均値で推移していくとして算出					
今後の方向性	延長保育の要望に応じていくとともに、今後のニーズの増減を考慮しながら、地域の実情に応じた適正量の確保を検討していきます。					



⑩ 病児・病後児保育：病児保育事業								
事業内容	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。							
対象年齢／確保の単位	病児保育：生後4か月～小学校2年生まで 病後児保育：1歳～小学校3年生まで ／年間延べ利用人数（人日/年）							
※ 病児保育								
量の見込み	2018年度 (実績)	2020年度 (1年目)	2021年度 (2年目)	2022年度 (3年目)	2023年度 (4年目)	2024年度 (5年目)		
①二一ズ量	293	2,954	2,878	2,790	2,724	2,659		
②確保の内容	施設数	忠生	1	1	1	1	1	1
		町田	0	1	1	1	1	1
		鶴川	0	0	0	0	0	1
		南	0	0	0	1	1	1
	総定員数	忠生	4	4	4	4	4	4
		町田	0	6	8	8	10	10
		鶴川	0	0	0	0	0	4
		南	0	0	0	4	4	4
延べ定員数	960	2,400	2,880	3,840	4,320	5,280		
過不足(②-①)	667	▲554	2	1,050	1,596	2,621		
※ 病後児保育								
量の見込み	2018年度 (実績)	2020年度 (1年目)	2021年度 (2年目)	2022年度 (3年目)	2023年度 (4年目)	2024年度 (5年目)		
①二一ズ量	1,127	1,266	1,233	1,196	1,167	1,140		
②確保の内容	施設数	堺	1	1	1	1	1	1
		忠生	0	1	1	1	1	1
		鶴川	2	2	2	2	2	2
		南	1	1	1	1	1	1
	総定員数	堺	4	4	4	4	4	4
		忠生	0	2	2	2	2	2
		鶴川	8	8	8	8	8	8
		南	4	4	4	4	4	4
延べ定員数	4,608	5,088	5,088	5,088	5,088	5,088		
過不足(②-①)	3,481	3,822	3,855	3,892	3,921	3,948		
算出方法	支援事業量の算出値を参考に（アンケート結果と人口推計から算出される国基準の見込み量）、小学3年生までの利用者数を2018年度の実績を元に加算して算出							
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度に新規開設した施設の利用状況を踏まえ、病児保育施設のない地域の利便性の向上を検討していきます。</li> <li>・八王子市との広域利用制度については、年々利用者数が増えていることから継続していきます。また、八王子市以外の市との広域利用についても検討していきます。</li> </ul>							

⑪ 学童保育クラブ事業：放課後児童健全育成事業							
事業内容		保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。					
対象年齢／確保の単位		小学校1年生～6年生まで／利用人数（人）					
量の見込み		2018年度 （実績）	2020年度 （1年目）	2021年度 （2年目）	2022年度 （3年目）	2023年度 （4年目）	2024年度 （5年目）
①ニーズ量	1年生	3,634	1,297	1,300	1,297	1,201	1,164
	2年生		1,280	1,182	1,184	1,182	1,092
	3年生		1,065	1,098	1,013	1,019	1,016
	4年生	758	388	401	413	382	384
	5年生		77	77	80	82	76
	6年生		24	24	24	25	26
	合計	4,392	4,131	4,082	4,011	3,891	3,758
②確保の内容	施設数	43	43	43	42	42	42
	低学年	3,634	3,642	3,580	3,494	3,402	3,272
	高学年	33	44	502	517	489	486
	確保量	3,667	3,686	4,082	4,011	3,891	3,758
過不足 （②-①）	合計	▲725	▲445	0	0	0	0
算出方法		①低学年 小学生児童推計データ×クラブごとの入会率推計値から算出 ②高学年 すでに高学年の受入れを実施している多摩 26 市の入会データから入会率を算出					
今後の方向性		2021年度から、対象となる児童を小学1年生～6年生に拡大します。このことにより、ニーズ量の確保を図っていきます。					

⑫補足給付事業：実費徴収に係る補足給付を行う事業							
事業内容		保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園に対して保護者が支払うべき食費を助成する事業です。					
対象年齢／確保の単位		3歳～就学前まで、かつ年収360万円未満相当の世帯、または第3子／補足給付事業対象者数（人）					
量の見込み		2018年度 （実績）	2020年度 （1年目）	2021年度 （2年目）	2022年度 （3年目）	2023年度 （4年目）	2024年度 （5年目）
①ニーズ量		-	350	343	329	318	307
②確保の内容		-	350	343	329	318	307
過不足（②-①）		-	0	0	0	0	0
算出方法		2019年1月時点での私学助成幼稚園入園児童数のうち年収360万円未満の世帯のこどもの数に、3～5歳の人口推計から算定された増減率を乗じて算出					
今後の方向性		保護者の世帯所得の状況等を勘案して、負担軽減を図っていきます。					

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### (3) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保（質の向上）

#### ①認定こども園の普及についての基本的な考え方

保護者の就労状況に関わらず、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置の拡大に向けて、保育所や幼稚園の二ーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。

#### ②教育・保育の質の高い提供と支援

※P38 I-2-(1)「幼児教育・保育の充実」に掲載

教育・保育は、利用希望者の増加にともない、「量的拡充」とあわせて、「質の向上」が求められています。提供するサービスの「質の向上」のために、教育・保育に携わる保育士等や放課後児童支援員に研修等を行い、人材の資質向上を目指し、サービスの「質の向上」に努めます。

保育士等のスキルアップ研修	
事業内容	学校教育・保育施設協会の研修会を支援し、職員のスキルを向上させ、教育・保育の質の向上を図ります。
放課後児童支援員の資質向上	
事業内容	「町田市学童保育クラブ研修基本方針」による放課後児童支援員※の資質向上研修を実施します。
療育セミナー	
事業内容	保育園・幼稚園等、学童保育クラブなどの職員に、障がいに対する理解や援助の方法について講演会を開催します。

#### ③幼児時期の学校教育・保育と小学校教育の円滑な接続の取組みについて

※P39コラム「幼・保・小の連携 町田市接続カリキュラム」に掲載

幼・保・小の連携として、小学校教育に切れ目なくつなげるように「町田市接続カリキュラム」を策定しました。市内の保育園・幼稚園等や小学校が、このカリキュラムを活用することで、小学校教育への円滑な接続や、子どもたちが自分の力を最大限に発揮しながら育つことを目指しています。

## (4) その他の取組

### ①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保の推進

保育コンシェルジュが保護者の希望に応じて、円滑に施設を利用できるよう、園訪問による情報収集や出前講座を行い、関係機関とも連携しながら、情報の提供や支援を行っていきます。

### ②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都との連携

#### ア 児童虐待防止対策の充実

※P77Ⅱ-3-(3)「虐待の防止と支援の充実」に掲載

子育て支援ネットワーク会議	
事業内容	虐待を受けている子どもをはじめとする、支援が必要な子どもとその家族の早期発見や、適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。

#### イ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

※P76Ⅱ-3-(2)「ひとり親家庭・貧困への支援」に掲載

経済困難世帯等の就労支援	
事業内容	就労を目的として講座や訓練を受講する場合に給付金を支給します。また、それぞれのニーズに応じて個別計画書を作成し、具体的な就労につながるよう支援します。

#### ウ 障がい児施策の充実等

※P67Ⅱ-3-(1)「発達に支援が必要な子どもと家庭への支援」に掲載

医療的ケア児支援コーディネーターの配置	
事業内容	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の支援が必要な医療的ケア児に適切な支援体制を調整するコーディネーターを、子ども発達センターに配置します。

### ③労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境整備施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し、仕事と子育ての両立のための基盤整備について、東京都、地域企業、労働者団体、地域活動団体等と連携しながら、町田市の実情に応じた施策を展開します。

### 3 新・放課後子ども総合プラン

子どもの小学校入学後、学童保育クラブに入ることができなかった、または、延長保育がなく（短く）、保護者の働き方を変えなければならなくなる、いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができることをよう、学童保育クラブと放課後子ども教室「まちとも」の計画的な整備等を目指します。

また、以下の10項目を市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととしています。

#### ①学童保育クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

※P116（2）地域子ども・子育て支援事業 ⑪ 学童保育クラブ事業：放課後児童健全育成事業に掲載

#### ②③学童保育クラブと放課後子ども教室「まちとも」の連携した運営（一体型）の目標事業量

【目標事業量】P93Ⅲ-1-（4）「子どもの居場所の充実」に掲載

放課後子ども教室まちとも事業						
事業内容	学校や地域の関係者を主体とした運営協議会により、校庭での活動のほか余裕教室等も活用し、学習活動や体験活動などを行う放課後子ども教室事業を、全小学校で学童保育クラブと連携しながら実施します。					
量の見込み	2019年度 (実績)	2020年度 (1年目)	2021年度 (2年目)	2022年度 (3年目)	2023年度 (4年目)	2024年度 (5年目)
実施校数	26	34	42	42	42	42

#### ④学童保育クラブ及び放課後子ども教室「まちとも」の連携した（一体的な）実施について

※P93Ⅲ-1-（4）「子どもの居場所の充実」に掲載

※P135「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」 6【戦略Ⅰ】サービスの拡充 I-2 まちともとの一体的な運営の推進 に掲載

本市では、すべての小学校で、学童保育クラブと放課後子ども教室「まちとも」の一体的な運営を実施し、放課後活動の幅を広げています。

#### ⑤小学校の余裕教室等の活用について

学習活動の充実と並行して、余裕教室の活用による学童保育クラブの運営や、放課後子ども教室「まちとも」における室内遊び・各種体験活動の実施など、教育委員会や学校と協議を行いながら、事業内容の充実を図ります。

## ⑥学校（教育委員会）との連携

※P135「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」 6【戦略Ⅰ】サービスの拡充 Ⅰ-2まちともの一体的な運営の推進 に掲載

本市では、放課後子ども教室運営協議会などを活用して、更なる連携の強化や共通プログラムの充実をすることで、学童保育クラブサービスの質の向上を図っています。

## ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応

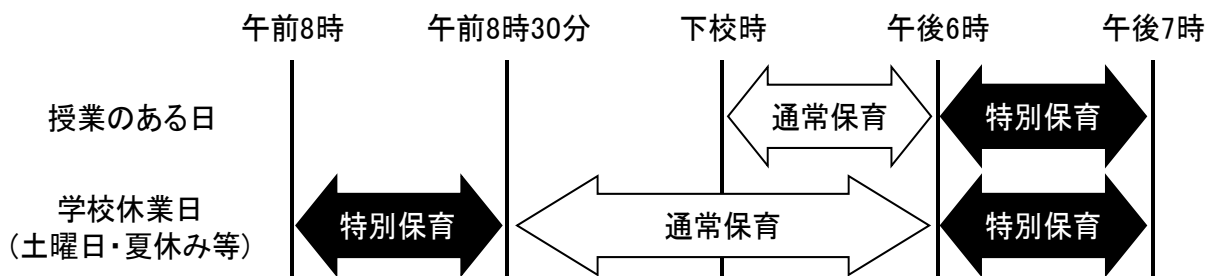
※P59 事業案内「学童保育クラブについて」に記載

障がいのある児童については、施設ごとの受入上限を設けていません。また、児童一人に加配職員を配置するサポート体制を整えています。

## ⑧開所時間の延長に係る取組

※P55 Ⅱ-1「子育てと仕事の両立ができています」に記載

本市の学童保育クラブでは、様々な生活様式に対応するため、特別保育（延長保育）を実施しています。授業のある日は最大午後7時まで、学校休業日（土曜日・夏休み等）は午前8時から午後7時まで利用可能です。



## ⑨学童保育クラブの役割の向上

※P135「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」 7【戦略Ⅱ】サービスの向上 Ⅱ-1放課後児童支援員の資質向上 Ⅱ-2学童保育クラブ巡回アドバイザーの導入について に掲載

放課後児童支援員向けの「町田市放課後児童支援員資質向上研修」を実施し、放課後児童支援員の資質向上を図ることで、学童保育クラブサービスの質の向上を図ります。また、学童保育クラブアドバイザーを導入し、子どもの安全管理体制に対する助言や、子どもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイス・指導等を実施し、子どもの健全な育成を図る役割のさらなる向上に努めます。

#### ⑩利用者や地域住民への周知の推進

利用者や地域住民など、多くの方に事業を知っていただき、協力していただけるよう事業の周知に努めます。

学童保育クラブ事業の周知については、市のホームページ（まちだ子育てサイト）を活用します。日常の育成支援の内容については、おたよりや連絡帳を通じて利用者への情報提供を行います。また、地域住民への周知については、イベント等の開催を行い、地域の人々との交流や地域への貢献に繋がるような活動を行っていきます。

## 【参考】地域別人口推計

堺	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	321	319	317	314	309
1歳	353	347	345	338	334
2歳	385	355	351	346	339
3歳	388	405	377	367	361
4歳	458	391	410	378	368
5歳	434	471	404	419	385
6歳	470	445	485	412	426
7歳	487	474	449	487	414
8歳	519	491	478	452	490
9歳	537	525	497	483	456
10歳	560	533	521	493	479
11歳	527	565	538	525	496
合計	5,439	5,321	5,172	5,014	4,857

忠生	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	398	393	385	377	371
1歳	473	425	418	408	398
2歳	474	483	434	427	416
3歳	526	491	500	448	439
4歳	540	526	492	500	448
5歳	602	551	537	501	509
6歳	614	607	557	542	505
7歳	642	627	619	568	552
8歳	660	643	627	620	568
9歳	710	668	650	633	626
10歳	772	706	664	647	630
11歳	726	774	707	665	648
合計	7,137	6,894	6,590	6,336	6,110

町田	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	596	589	590	590	589
1歳	595	609	600	600	600
2歳	665	614	626	616	615
3歳	714	660	608	621	611
4歳	735	722	666	613	626
5歳	674	739	725	668	615
6歳	693	679	743	728	671
7歳	704	706	691	755	740
8歳	711	712	713	698	762
9歳	741	718	718	719	703
10歳	724	746	722	722	723
11歳	719	725	747	723	723
合計	8,271	8,219	8,149	8,053	7,978

鶴川	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	524	508	502	498	496
1歳	550	547	528	521	515
2歳	596	563	559	539	531
3歳	608	614	579	574	553
4歳	648	608	614	579	574
5歳	678	665	623	628	591
6歳	696	687	674	633	635
7歳	753	701	692	678	636
8歳	779	768	715	705	691
9歳	843	775	765	712	702
10歳	818	861	791	779	724
11歳	906	820	863	793	780
合計	8,399	8,117	7,905	7,639	7,428

南	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	729	728	722	717	715
1歳	825	789	786	778	769
2歳	908	855	816	812	802
3歳	924	940	881	843	838
4歳	985	943	957	899	860
5歳	1,002	987	945	962	904
6歳	1,001	1,045	1,025	983	998
7歳	1,020	991	1,036	1,018	975
8歳	977	1,040	1,011	1,054	1,035
9歳	1,046	987	1,050	1,020	1,063
10歳	1,062	1,039	982	1,045	1,017
11歳	1,064	1,082	1,058	999	1,062
合計	11,543	11,426	11,269	11,130	11,038





## 第6章

## その他事業の方向性

# 1 町田市学童保育クラブ研修基本方針 ～人を育てる人をつくる～

## 第1章 町田市学童保育クラブ支援員研修基本方針策定の背景と趣旨

### 1 子ども・子育て支援新制度の施行

2015年4月に子ども・子育て支援新制度が開始したことにより、学童保育クラブの最低基準を市が独自に条例で定めることが義務付けられました。また、都道府県には「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童支援員として基本的な生活習慣の修得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技術を習得し、有資格者となるための認定資格研修の実施が義務化されました。

認定資格研修がスタートしたことによって、認定資格研修を軸に据えた研修体系の構築が必要となっています。

### 2 放課後児童クラブ運営指針の策定

2015年4月から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえて策定される各市町村の条例に基づいて学童保育クラブが運営されることとなりました。運営の多様性を踏まえつつ、学童保育クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性と継続性の確保を図っていく必要があることから、「放課後児童クラブ運営指針」が策定されました。これは、国として学童保育クラブに関する運営及び設備についての具体的な内容を定めるものであり、学童保育クラブの一定以上の水準の質の確保及びその向上を求める内容で、放課後児童支援員の役割も明確化されました。放課後児童支援員の資質向上を図るときには、「放課後児童クラブ運営指針」に沿った人材の育成が求められています。

### 3 学童保育クラブ支援員の人材不足

各学童保育クラブにおいて、人材の確保が課題となっています。町田市では、学童保育クラブにおける人材の確保のため、2018年4月からキャリアアップ処遇改善事業を開始しました。指定管理者等が、放課後児童支援員を配置した場合、委託料に「キャリアアップ処遇改善加算」を加えています。加算対象者が『一定の研修』を受講し、勤続年数が5年・10年以上経過している場合は、加算額が増額されます。キャリアアップ処遇改善加算の要件として『一定の研修』の受講があることから、支援員研修の重要性が増すとともに、支援員研修を含めた人材育成のあり方について、見直しが必要となっています。

※ 学童保育クラブ支援員（以下、「支援員」という。）について 本方針では放課後児童支援員認定資格研修（第2章-2参照）の受講状況、勤務形態、雇用形態は問わず、町田市内の学童保育クラブで働く全ての職員のことをいいます。学童保育クラブ支援員を対象とした研修を「支援員研修」とよびます。

## 第2章 支援員研修の現状（法令等）

### 1 資質向上に関する法令等

#### (1) 町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第8条

事業者の職員は常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

2 事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

#### (2) 町田市学童保育クラブ業務仕様書

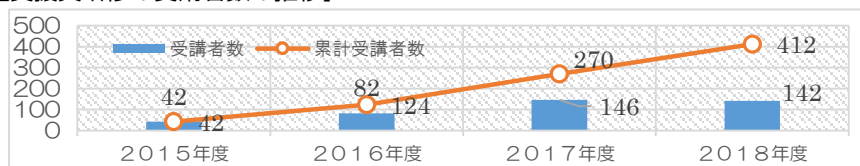
指定管理者は、以下の事項に留意し、指導員の資質向上に努めなければならない。

- ① 指定管理者は、指導員の資質向上のため、年2回以上の研修等（市及びその他関係機関主催研修会への参加）を積極的に実施し、受講させる。
- ② 指導員は、クラブ事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取組みに努める。

### 2 放課後児童支援員認定資格研修の受講状況

2015年4月から放課後児童支援員認定資格研修がスタートし、町田市内においても認定資格研修の受講が積極的に行われています。2018年度終了時点では、約400名が放課後児童支援員認定資格研修を修了する予定となっています。

【放課後児童支援員研修の受講者数の推移】



※退職者も含む ※2018年度は一部受講予定者含

【参考】放課後児童支援員認定資格 受講項目

<p>1. 放課後児童健全育成事業の理解</p> <p>講義①放課後児童健全育成事業の目的及び創設内容</p> <p>講義②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利保護</p> <p>講義③子ども家庭福祉施設と放課後児童クラブ</p>	<p>4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力</p> <p>講義①保護者との連携・協力と相談支援</p> <p>講義②学校・地域との連携</p>
<p>2. 子ども理解するための基礎知識</p> <p>講義①子どもの発達理解</p> <p>講義②児童期の生活と発達</p> <p>講義③障がいのある子どもの理解</p> <p>講義④特に配慮を必要とする子どもの理解</p>	<p>5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応</p> <p>講義①子どもの生活圏における対応</p> <p>講義②安全対策・緊急時対応</p>
<p>3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援</p> <p>講義①放課後児童クラブに通う子どもの育成支援</p> <p>講義②子どもの遊びの理解と支援</p> <p>講義③障がいのある子どもの育成支援</p>	<p>6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能</p> <p>講義①放課後児童支援員の仕事内容</p> <p>講義②放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令遵守</p>

3 各機関による支援員研修の実情

東京都が実施している放課後児童支援員認定資格研修に加えて、町田市が主催する研修や各運営法人・クラブが主催する研修等があります。

【人材育成の取組の一覧】

放課後児童支援員認定資格研修			
主催	東京都	実施回数	90分×16科目の合計24時間×12クール
目的	業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能の習得 (放課後児童支援員認定資格の取得)		
内容	放課後児童支援員となるための研修で、基礎的な研修となる。 主なテーマは、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解、子どもを理解するための基礎知識、放課後児童クラブにおける子どもの育成支援、放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力、放課後児童クラブにおける安全・安心への対応など		
町田市主催研修			
主催	町田市	実施回数	年間4回程度
目的	知識・技術の修得		
内容	町田市が主催する研修で、障がい児の理解や遊びといったテーマを扱う。講師を招聘して行う研修もある。		
交流研修会			
主催	町田市	実施回数	年間1回
目的	知識・技術の修得、ノウハウの共有、人的ネットワークの構築		
内容	テーマ毎に分科会を設定し、市内指導員が各分科会に参加し、理解を深める。 テーマの例：子どもの安全について、保護者支援、地域とのかかわり 他		
交流体験研修			
主催	町田市	実施回数	年間2回
目的	ノウハウの共有、人的ネットワークの構築		
内容	支援員が同規模の他クラブに実際に勤務することで、運営方法や工夫点、先進的な取組みを学ぶ。		
運営法人、クラブ主催研修			
主催	各運営法人・各クラブ	実施回数	法人・クラブによる
目的	知識・技術の修得、法人の理解		
内容	各運営法人やクラブにて行う研修で、テーマ各運営法人が設定し、多岐にわたる。		

以上のようなOFF-JT（職場外研修）以外にも、OJT（職場内研修）や自己啓発等も支援員養成の主な取組の一つといえます。

### 第3章 町田市学童保育クラブ研修基本方針の策定プロセス

#### 1 策定プロセス

放課後児童支援員認定資格研修がスタートするなど、支援員研修を取り巻く状況は変化しており、町田市においても、支援員研修を見直す必要があると判断し、町田市と運営法人が「町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロジェクト」(全3回)を設立し、本方針の基礎となる研修体系や役割分担などを支援員研修の見直しについて検討しました。

#### 2 町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロジェクトについて

##### (1) プロジェクトメンバー

運営法人	社会福祉法人 社会福祉協議会	町田市	中央学童保育クラブ
	特定非営利活動法人 学童保育クラブの会		つるっこ学童保育クラブ
	特定非営利活動法人 子育て・子育て支援タグボード		相原たけの子学童保育クラブ
	社会福祉法人 景行会		町田市児童青少年課学童保育係(事務局)
	社会福祉法人 貴静会		
	社会福祉法人 明社会		
	社会福祉法人 龍美		
	社会福祉法人 東香会		
	特定非営利活動法人 ワークスコープ		
	社会福祉法人 三輪愛光会		

##### (2) 実施月と主な議題

回数	日時	主な協議事項
第1回	2018年5月	① 学童保育クラブ指導員研修の目的 ② 見直しの背景と目的
第2回	2018年6月	① 研修体系について【対象者編】 ② 研修体系について【区分編】 ③ 研修体系について【内容編】
第3回	2018年9月	① 目指す職員像について ② 研修役割の分担について ③ プロジェクトのまとめ

### 第4章 町田市学童保育クラブ研修基本方針の位置づけと目的

#### 1 方針の位置づけ

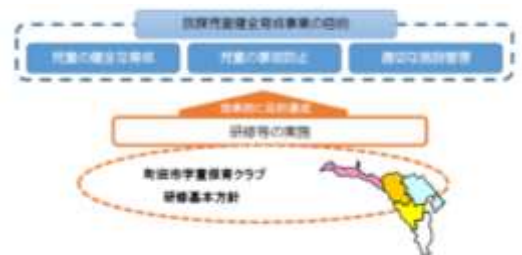
本方針は、新・町田市子どもマスタープランに含まれる、新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画と密接に関連し、研修を充実させることで支援員の資質向上を図り、学童保育クラブサービスの質の向上につなげます。

#### 2 方針の期間

本方針は、新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画に先行して、2019年度から運用を開始します。研修アンケートや利用者(保護者)満足度調査の結果を鑑み見直しの必要性が高まった際は、本方針の見直しを行います。

#### 3 方針の目的

本方針に沿った研修を実施し、支援員の資質向上に取組み、放課後児童健全育成事業の目的である「児童の健全な育成」「児童の事故防止」「適切な施設管理」を効率的・効果的に達成します。



### 第5章 町田市学童保育クラブ研修基本方針の内容【目指す職員像編】

#### 1 目指す職員像の設定

「町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロジェクト」において、各学童保育クラブから目指す職員像の意見を募りました。その結果、目指す職員像を次のとおり設定しました。

【「子どもたちの最善の利益」のため、その健全な育成を支援できる職員】

#### 2 目指す職員像に近づくための最も重要な能力

「町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロジェクト」の中で、意見の中で一番多く出た意見は「子どもの育成」に関するものでした。これらを『育成支援能力』に整理し、目指す職員像に近づくための最も重要な要素に位置づけます。

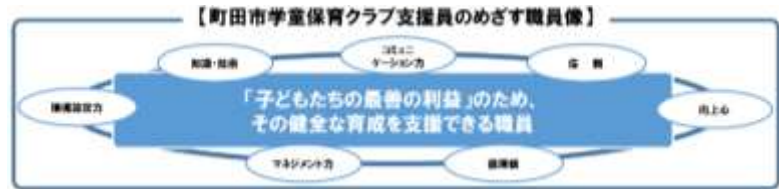
### 3 そなえるべき資質・態度【周辺能力】について

目指す職員像となるためには、学童保育クラブ支援員としてそなえるべき資質や態度があります。募った意見を分類し、以下の7項目をそなえるべき資質や態度として設定します。

マネジメント力	知識・技術	コミュニケーション力	環境設定力	向上心	倫理観	信頼
<ul style="list-style-type: none"> <li>リーダーシップ</li> <li>フォローアップ</li> <li>チームビルディング</li> <li>組織マネジメント</li> <li>人材育成</li> <li>経営志向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの発達</li> <li>子どもの権利擁護、人権の尊重</li> <li>育成支援の内容理解</li> <li>障がいのある子ども及び特に配慮を必要とする子どもの理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に対してのコミュニケーション力</li> <li>学校・地域との連携</li> <li>保護者・家庭との連携</li> <li>クラブ内職員の連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育成支援に必要な環境設定力・環境づくり</li> <li>安全管理</li> <li>防火・防災・防犯管理</li> <li>リスクマネジメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修についての理解、積極的な受講</li> <li>自己研鑽・自己啓発の理解、積極的な実施</li> <li>チャレンジ精神</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護</li> <li>プライバシーの保護</li> <li>運営内容、運営規定の理解</li> <li>規律性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童から信頼</li> <li>学校・地域からの信頼</li> <li>保護者・家庭からの信頼</li> </ul>

### 4 目指す職員像について（まとめ）

上述のとおり、メインとなる『育成支援能力』と周辺能力である『そなえるべき資質・態度』を合わせて町田市学童保育クラブ支援員の目指す職員像として決定し、町田市内の支援員の共通の目標とします。このように、支援員の目標を明確化することで、支援員が研修内容の選択や自身の長所・弱点を把握・整理することが可能となり、効率的な知識・技術の修得につながります。



### 5 職員の階層別にそなえるべき資質・態度

そなえるべき資質や態度は各階層によって異なります。それぞれの階層・役割に沿った研修や自己研鑽を重ね、目指す職員像に向けて資質向上を図ります。

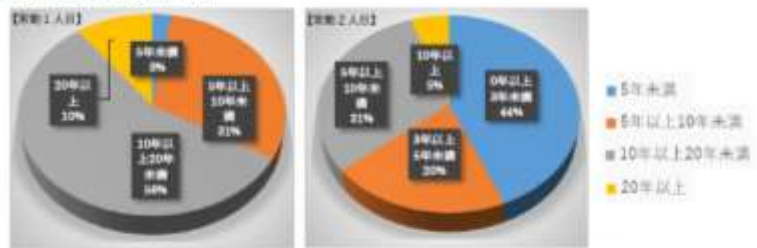
		初任者 (0-3年目)	中堅者 (3年以上)	リーダー（施設長） (5年以上)	
育成支援能力	学童保育クラブ支援員の基礎となる能力				
	育成支援	育成支援能力	育成支援能力	育成支援能力	
能力	マネジメント力	クラブの円滑な運営のため、統率力を発揮しながら組織のマネジメントを行うこと。また、組織の力を最大限発揮するための人材育成を行うこと。			
		組織	組織支援力	組織管理能力	組織統率力
	人材育成	同僚支援力	指導・育成功	人材育成力	
	知識・技術	児童の健全な育成を支援するための基本的知識・技能から後輩支援員を指導できるまでの知識や技術を身に付けていること。			
		知識	業務知識	専門知識	専門知識
	技術	技術	専門技術	専門技術	
	コミュニケーション力	児童や同僚などと良好な関係を築くために情報共有に努め、業務を進めるための折衝を適宜行うこと。組織の一員として協力・強調整、関係者と調整しながら業務を推進していく姿勢をもつこと。			
		コミュニケーション	コミュニケーション力	コミュニケーション力	コミュニケーション力
		情報伝達・折衝	伝達力	伝達力	折衝調整力
	チームワーク	チームワーク	チームワーク	組織チームワーク	
環境設定力	児童の健全な育成に必要な環境等を整え、児童がしやすい環境を整えること。また、防災・防犯対策等を行い、適切な施設管理をすること。				
	環境設定力	環境設定支援力	環境設定遂行力	環境設定統率力	
態度	向上心	業務に積極的に取り組み、仕事に対する意欲を高め、自己啓発にも取り組む。			
		向上心	向上心	向上心	向上心
	チャレンジ精神	チャレンジ精神	チャレンジ精神	業務改善意識	
倫理観	公の施設である学童保育クラブ支援員としての自覚を持ち、ルールや規則を守る意識をもつこと。				
	倫理観	倫理観・規律性	倫理観・規律性	倫理観・規律性	
信頼	学童保育クラブ支援員として、適切に業務を行い、児童や保護者・学校などから信頼を得ること。				
	信頼	信頼（児童・保護者・同僚）	信頼（児童・保護者・同僚・学校）	信頼（全ての関係者）	

## 第6章 町田市学童保育クラブ研修基本方針の内容【研修体系編】

### 1 町田市の支援員の現状

分類	町田市全件人数	勤続年数平均
常勤職員	122人	7.9年
非常勤職員	391人	-

【参考】常勤職員の勤続年数について



※数値は2018年4月1日現在

### 2 研修対象者の区分

町田市内の支援員の統計を踏まえ、「町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロジェクト」内で検討し、研修対象者の区分を決定しました。

区分	経験年数（目安）	主な役割
初任者	0～3年	子どもに関する基礎的な知識を身に付け、自身の役割を正確に把握し、先輩支援員や施設長の指示を適切に理解し、育成支援・施設管理業務を行う。
中堅者	3年以上	子どもに関する発展的な知識を身につけ、施設長などの指示を適切に理解し、自身の判断や工夫を加えながら育成支援、施設管理業務を処理する。施設長を補佐し、知識・経験を基に同僚支援員を指導する。
リーダー（施設長）	5年以上	クラブ内の業務を把握し、組織マネジメントを行い、クラブの目標達成に努める。積み上げてきた自身の知識やスキル・経験を活かし職務を効率的に処理する。後輩支援員を指導・育成して能力向上の推進を図る。

【勤続年数との相関】



### 3 研修内容の区分

研修内容の区分についても「町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロジェクト」内で検討し決定しました。支援員として必要な知識や技術を大項目4つに分け、区分ごとに対象者を絞り研修を実施することで、効率的・効果的に支援員の資質向上を図ります。

区分	項目	主な研修テーマ（例）
区分1	子どもの育成支援に必要な専門的な知識及び技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの発達の特徴</li> <li>子どもの権利擁護・人件尊重</li> </ul>
	(2)障害のある子ども及び特に配慮を必要とする子どもへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に配慮を必要とする子どもの理解と育成支援の工夫</li> <li>家庭の状況の把握と療育支援</li> </ul>
	(3)保護者・家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡帳の書き方と効果的な活用</li> <li>保護者とのコミュニケーションの工夫</li> </ul>
区分2	地域・学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校との情報交換等の工夫</li> <li>まちともの連携</li> </ul>
区分3	運営管理と職業倫理	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが落ち着いて過ごせる生活環境</li> <li>安全管理、衛生管理</li> <li>個人情報保護</li> </ul>
区分4	チームワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成</li> <li>職員間のコミュニケーション</li> <li>組織マネジメント</li> </ul>

### 4 目指す職員像と研修体系の関連性

研修体系と目指す職員像の関連性は下表のとおりで、研修を行うことで、資質や態度を身につけ、目指す職員像に向けて支援員の資質向上を図ります。

	資質・態度	区分	区分名（メイン）
能力	育成支援能力	区分1(1)(2)(3)	子どもの育成支援に必要な専門的な知識及び技術
	マネジメント力	区分4	チームワーク
	知識・技術	区分1・2・3・4	全般
	コミュニケーション力	区分1(3)	保護者・家庭との連携
		区分2	地域・学校との連携
環境設定力	区分3	運営管理と職業倫理	
態度	向上心	区分1・2・3・4	全般
	倫理観	区分3	運営管理と職業倫理
	信頼	区分1・2・3・4	全般

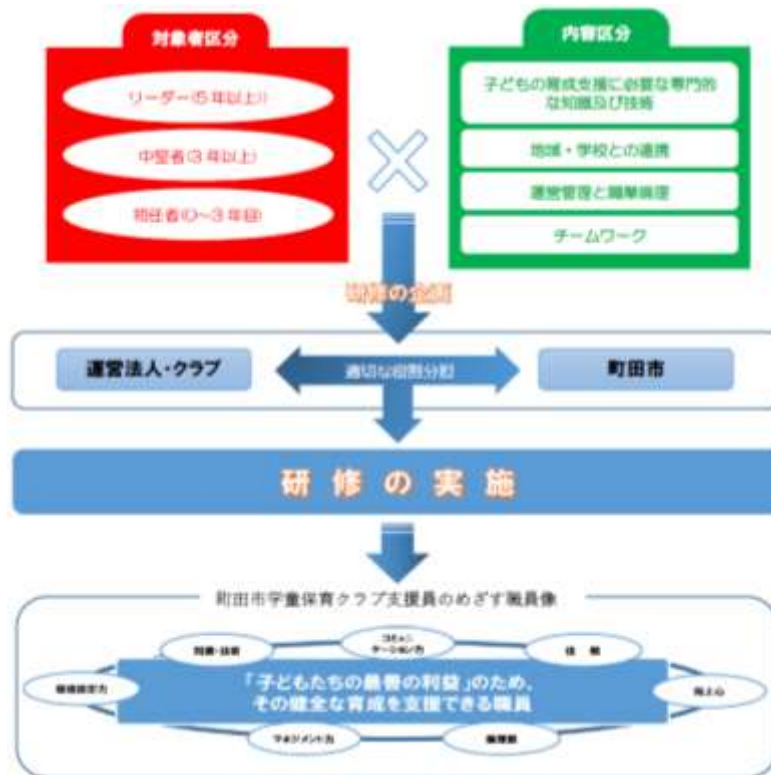
## 5 研修体系について ～まとめ～

研修体系の対象者区分と内容区分について整理してきましたが、実際に研修を実施する際は【対象者区分】－【内容区分】を組合せて研修企画を立案し、対象者に合致した内容の研修をきめ細やかに実施します。研修体系に則った研修を町田市や運営法人が適切な役割分担で実施することで、効果的な研修を実施することができ、効率的な人材育成が可能となります。このように、企画立案・研修を実施していくことで目指す職員像に近づく職員を育成することができます。

町田市の学童保育クラブサービスの質を向上させるためには、人材を確保し、定着させ、資質を向上していくことが必要です。研修体系の対象者区分にもあるように、【初任者（0～3年目）】【中堅者（3年以上）】【リーダー（施設長）（5年以上）】と初任者からリーダー（施設長）まで長期的な視点で人材を育成することが求められます。

町田市として、キャリアアップ処遇改善事業の実施や、体系に則った研修を実施することで、町田市全体において支援員の確保・定着化・資質向上を図ります。

【研修体系のイメージ】



## 第7章 町田市学童保育クラブ支援員基本方針の内容 【研修の役割分担編】

研修を実施するにあたり、町田市と運営法人がそれぞれ果たす役割を、「町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロジェクト」内で決定しました。役割については、「研修に参加させる役割」「研修を企画・実施する役割」について明確化しました。

### 1 研修に参加させる役割

研修に参加させる役割とは町田市や運営法人が支援員に対して研修機会を確保することにより、支援員の資質向上を図る役割のことをいいます。

運営法人	町田市
<input type="checkbox"/> 研修の実施（OFF-JTの機会確保） <input type="checkbox"/> 研修参加への支援 （情報提供・シフトの調整や経済的支援） <input type="checkbox"/> 自己研鑽・自己啓発への時間的、経済的な支援	<input type="checkbox"/> 研修の実施（OFF-JTの機会確保） <input type="checkbox"/> 直営支援員に対する参加への支援 （情報提供・シフトの調整や経済的支援） <input type="checkbox"/> 研修の積極的な情報提供

### 2 研修を企画する役割 【研修内容】

運営法人や町田市がどのような内容の研修を実施するか、役割を明確にすることで、町田市内において効率的に支援員の資質向上を図ります。

運営法人	町田市
<ul style="list-style-type: none"> <li>町田市主催研修、放課後児童支援員認定資格研修を補完し、更なる資質向上を図る研修の実施</li> </ul> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>認定資格研修や町田市主催研修以外にも支援員の資質向上の機会を確保を行うとともに、それぞれの研修で修得できなかった部分・さらに知識を深めたい部分をピックアップして行う。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人内で発生している課題に対する研修の実施</li> <li>法人内で実際にある事例を検討する研修</li> <li>法人の理念等を学ぶ研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童支援員認定資格研修受講後のフォローアップ研修（資質向上研修）の実施</li> </ul> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>認定資格研修受講後の支援員に対する研修機会の確保を行うとともに、認定資格研修より詳細・専門的なテーマについて研修を実施し、具体的な知識を身につけていく研修を行う。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な知識や事例・技術等の共有を図ることを目的としてテーマを対象</li> <li>町田市全体で発生している課題に対する研修の実施</li> </ul>

◆研修内容の役割イメージ

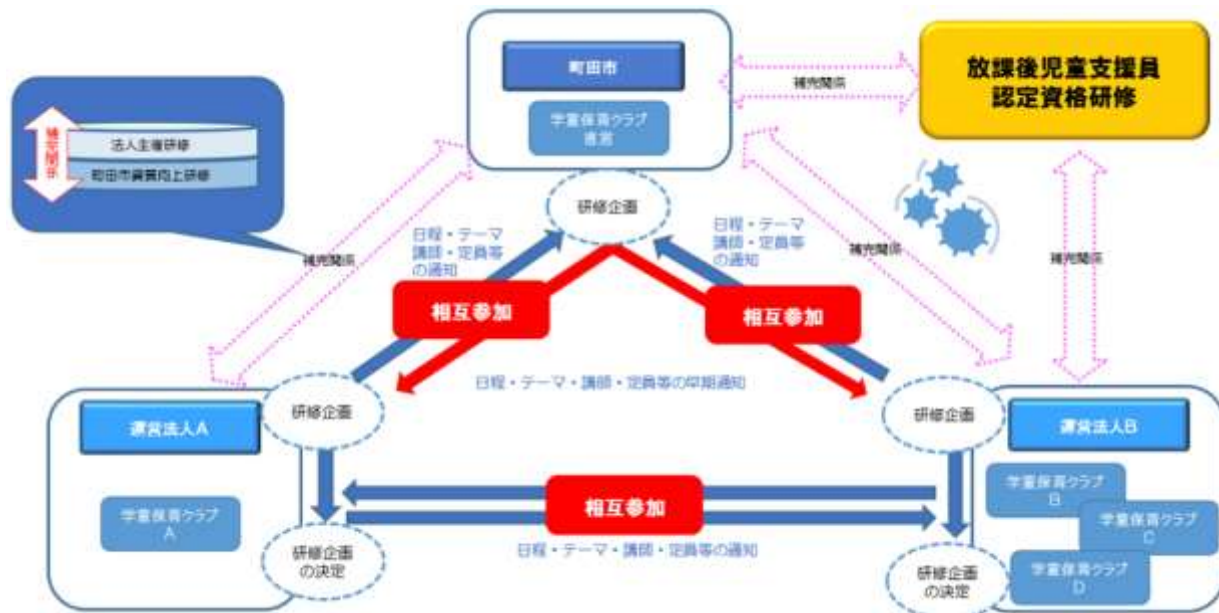


3 研修を実施する役割 【運営方法】

連携して研修を実施し、相互参加に努めることで、町田市内における支援員の研修機会を拡充することが可能となります。支援員が、受講したい研修に受講できるタイミングで、自由に参加することができれば、強みを伸ばしたり、弱点を補ったりすることが可能となり、適時適切に資質向上を図る体制を構築することができます。

運営法人	町田市
<ul style="list-style-type: none"> <li>町田市や他法人主催研修の研修計画の状況を見て、日程・テーマ等を検討し、研修を実施するとともに、その研修内容を町田市・他法人と共有し、可能な限り相互参加に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営法人の要望や抱えている課題を踏まえ、研修体系に則った企画を立案する。運営法人が研修計画を策定しやすくするため、早期に研修計画（日程・テーマ・講師）等を法人に周知する。</li> </ul>

【研修役割分担のイメージ】



4 研修の役割分担 ～まとめ～

運営法人・町田市は研修機会を確保し、支援員に受講させる。また、東京都が行う「放課後児童支援員認定資格研修」「町田市主催研修」、一部の「法人・クラブ主催研修」は研修内容を補完関係とし、それぞれが連携して、知識・技術の修得を図るような研修を実施し、支援員の資質向上を促進する。

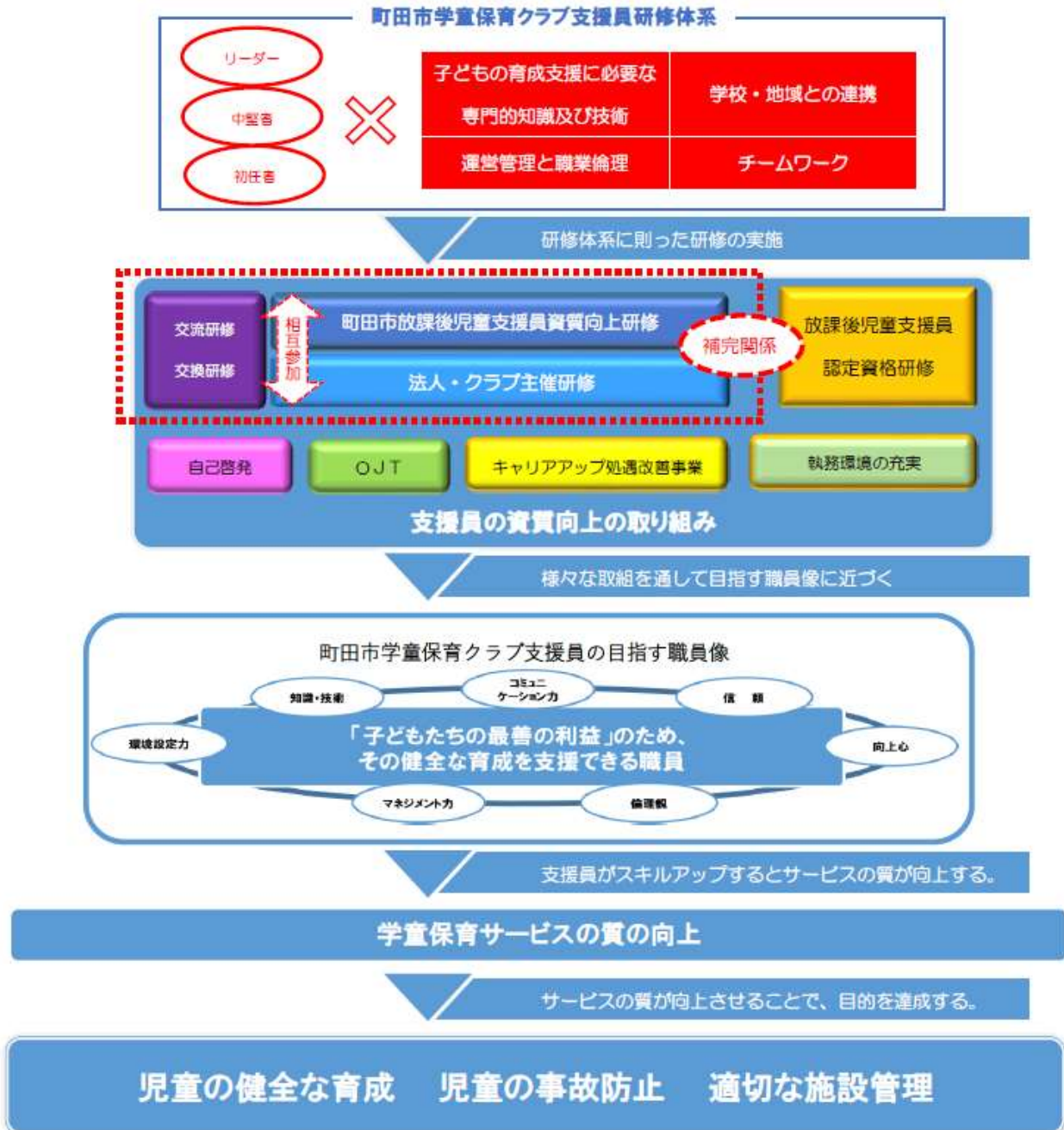
運営法人・クラブ・町田市は可能な限り研修を実施する際も連携し、支援員の相互参加に努め、研修機会の確保・拡充に努める。



第8章 町田市学童保育クラブ支援員資質向上の全体像

支援員の資質向上の取組みは、町田市主催研修（町田市放課後児童支援員資質向上研修）、法人・クラブ主催研修、OJT、自己啓発、キャリアアップ処遇改善事業や執務環境の充実など多岐にわたります。その中で、本方針に基づき、さまざまな取組みを同じ研修体系に則り、役割分担を明確化して実施することで、効率的に支援員の資質向上を図ることができます。支援員が資質向上をすることで、学童保育クラブサービスの質を向上させ、放課後児童健全育成事業の目的である学童の健全な育成等を達成します。

【町田市学童保育クラブ支援員資質向上のイメージ（全体像）】



## 2 新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画

### 1 策定の背景と目的

現在、町田市の学童保育クラブでは、2015年に策定された5年間の取組みの方向性を示す「学童保育の質の向上5ヵ年計画～子どもたちの安全と安心のために～」(以下、「質の向上5ヵ年計画」という。)を基に、質の向上に取り組んできました。この5年間で、社会環境の変化や学童保育クラブを取り巻く環境は著しく変化しており、学童保育クラブに対するニーズも多様化しています。学童保育クラブは、そのような社会環境の変化やニーズに対応したサービスを求められており、質の向上に努めていく必要があります。そして、安全・安心な学童保育クラブ事業を行うために、【新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画】を策定し、計画を推進していきます。

#### <学童保育クラブを取り巻く環境の変化>

##### (1) 就労している人の増加

女性の就業率の上昇、共働き家庭の増加、個々の事情に応じた多様な働き方を自分で選択する「働き方改革」の推進など、保護者の働き方は著しく変化しています。

町田市においても、「働いている」と回答する小学校低学年の母親は60%を超えており、5年前と比較すると13.1%増加しています。

##### 【参考】母親の就労状況

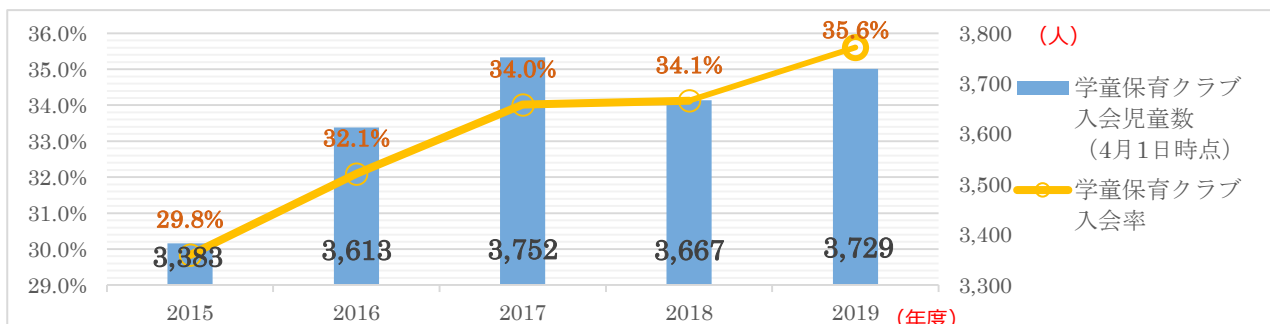
	就学前保護者	小学校低学年保護者	小学校高学年保護者
2019年5月	61.8%	66.1%	77.1%
2014年1月(参考)	46.1%	53.0%	—

※ 出典：新・町田市子どもマスタープラン(後期)のためのアンケート調査 母親の就労状況で「フルタイム」「パートタイム・アルバイトなど」の合計

##### (2) 学童保育クラブに対するニーズの高まり

小学校児童数は減少傾向にありますが、就労している保護者が増加することにより、放課後の生活の場、安全・安心な遊びの場として学童保育クラブに対するニーズは高まっています。小学校児童数と学童保育クラブ入会児童数から割り出される「学童保育クラブ入会率」は年々増加傾向にあり、保育環境の整備やスペースの確保などが求められています。

##### 【参考】過去5年の入会児童数と入会率の推移



##### (3) 「放課後児童クラブ運営指針」の策定

2015年3月に、厚生労働省が学童保育クラブについて、遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図ることを目的とし、「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。運営指針では「運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない」と記載されており、町田市としても学童保育クラブの一定水準の質の確保及びその向上が求められています。

##### (4) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定

2014年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」による放課後児童対策の取組みをさらに推進させるため、2018年9月に文部科学省及び厚生労働省が、2019年度からの5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

女性の就業率の上昇を踏まえた受け皿の整備や、学童保育クラブと放課後子ども教室事業（以下「まちとも」という。）との小学校内での一体型の推進などを行い、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る学童保育クラブの役割を徹底し、子どもの自主性・社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

(5) 子ども・子育て支援新制度の施行

2015年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、新制度施行に合わせ、児童福祉法が改正されたことにより、学童保育クラブの対象児童が「おおむね10歳未満（3年生まで）」から「小学生（6年生まで）」に拡大されました。

(6) 町田市5カ年計画17-21の策定

「まちだ未来づくりプラン」の後期実行計画として策定された「町田市5カ年計画17-21」の重点事業プラン基本政策3「生涯にわたって学び、成長できるまちをつくる」の政策1「青少年の健やかな成長を支える環境をつくる」では、学童保育クラブの整備が重点事業としてあげられており、狭あい化・老朽化の解消を目指し整備を進めています。

(7) 公共施設再編計画の策定

「公共施設等総合管理計画」の実行計画として策定された「公共施設再編計画」では、学童保育クラブの施設管理における短期再編プログラムを「単独施設について、小学校の教育活動で使用しない教室等を活用することで学校校舎内に移転が可能な場合は、移転を検討していく。校舎内への移転ができない場合は、計画的に改修を実施していく」とされており、施設整備面においての考え方が示されています。

2 これまでの計画で実現した内容

2015年に策定した「質の向上5カ年計画」では、小学校敷地内への移転による児童の安全確保（遠距離の解消）、施設整備による児童の保育スペースの確保・保育環境の改善（狭あい化の解消）、老朽化した学童保育クラブの移転や設備の更新による児童の安全確保（老朽化した施設・設備の解消）などを実現してきました。

【参考】これまでの5カ年で取り組んだ内容

年度	学童保育クラブ名	小学校区名	解消した課題
2015年度	南第一さくら	南第一小	遠距離・狭あい化
	鶴間ひまわり	鶴間小	狭あい化
	すまいる	成瀬台小	空調設備更新
2016年度	みわっこ	三輪小	遠距離・狭あい化
	桜の森	小山田南小	遠距離・狭あい化
	大蔵	大蔵小	狭あい化
	中央	町田第一小	空調設備更新
	森野	町田第四小	空調設備更新
	竹ん子	町田第三	空調設備更新
	どろん子	南第四小	防犯カメラ設置
	南つくし野	南つくし野小	防犯カメラ設置
	小山田	小山田小	防犯カメラ設置
2017年度	南大谷	南大谷小	狭あい化
	南つくし野	南つくし野小	狭あい化
	相原たけの子	相原小	学校移転・防犯カメラ設置
	鶴川	鶴川第三小	老朽化、狭あい化
	本町田	本町田小	空調設備更新
	大蔵	大蔵小	空調設備更新
2018年度	わんぱく	小川小	老朽化・防犯カメラ設置
	どろんこ	南第四小	環境の改善（反響音改善）
	ころころ	町田第五小	狭あい化、空調設備更新
	なかよし	忠生小	空調設備更新
	木曽境川	木曽境川小	空調設備更新
	学童21	町田第二小	空調設備更新
	南大谷	南大谷小	防犯カメラ設置
	鶴川第二	鶴川第二小	防犯カメラ設置
2019年度	藤の台ポケット組	藤の台小	老朽化
	なんなる	南成瀬小	空調設備更新
	鶴川第四	鶴川第四小	空調設備更新
	つくし野	つくし野小	防犯カメラ設置

### 3 町田市学童保育クラブのあるべき姿 (理念)

厚生労働省が策定した「放課後児童クラブ運営指針」にある放課後児童健全育成事業の役割を町田市における学童保育クラブのあるべき姿(理念)とすることで、効率的に質の向上を図ります。

基本理念①	児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る。
基本理念②	児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進する。
基本理念③	学校やまちともなどと連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、2020年度から2024年度までの5年間とします。

### 5 計画の構成

3つの戦略を展開することで、多方面から学童保育クラブの質の向上を図ります。

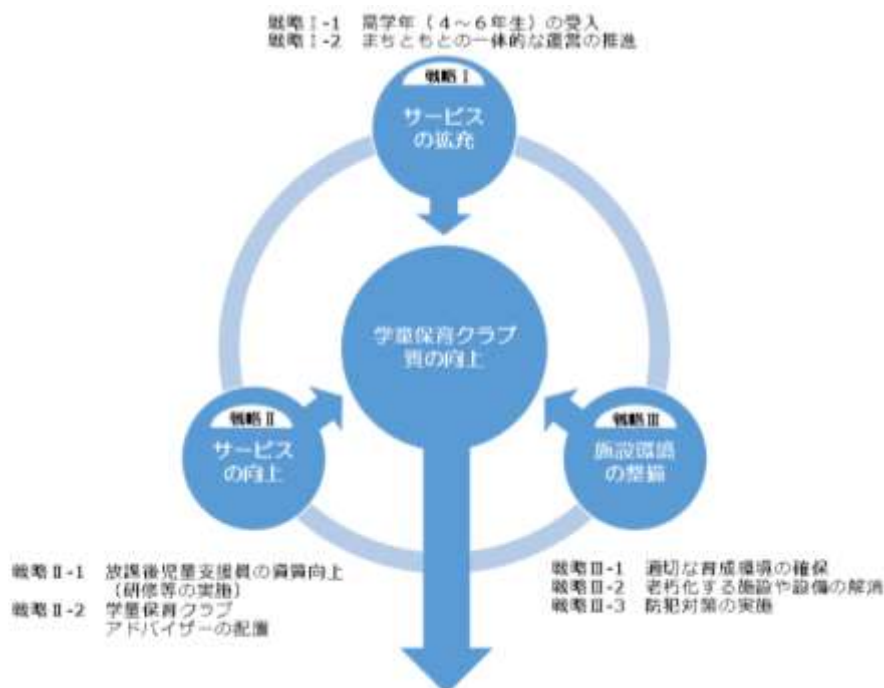


【戦略Ⅰ】学童保育クラブサービスの対象をすべての小学生に拡大することで、サービスを拡充します。また、他機関との連携を強化し、子どもの自主性・社会性の育成支援を強化します。

【戦略Ⅱ】これまでの「学童保育の質の向上5カ年計画～子どもたちの安全と安心のために～」では、主に施設整備といったハード面の質の向上を図ってまいりましたが、本計画では、ソフト面(サービス)の質の向上も図ります。具体的には放課後児童支援員の資質向上や、学童保育クラブアドバイザーを導入することで、運営ノウハウの共有などを図ります。

【戦略Ⅲ】低学年は全入制度を採用していることから、毎年度の入会児童数が変動(増加)し、ニーズに対応した育成スペースの確保が求められています。また、施設や設備は老朽化することから、本計画では狭あい化対策や老朽化対策を実施し、引き続き施設面(ハード面)の質の向上を図ります。

<町田市学童保育クラブ質の向上5カ年計画 イメージ>



#### 町田市学童保育クラブの基本理念

- ⇒児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る。
- ⇒児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進する。
- ⇒学校やまちともなどと連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する。

## 6 【戦略Ⅰ】サービスの拡充

### 戦略Ⅰ-1 高学年(4年生～6年生)の受入

学童保育クラブの対象児童を高学年まで拡大することで、全ての小学生が放課後や長期休業中を安全・安心に過ごすことができる環境を整えます。

事業内容	全小学生(1～6年生)の受入				
達成指標(目標)	新たに高学年(4～6年生)の受入を開始				
事業スケジュール	2020	2021	2022	2023	2024
	準備	受入開始	⇒	⇒	⇒

### 戦略Ⅰ-2 まちともの一体的な運営の推進

2015年7月に「放課後子ども総合プラン」が策定され、町田市においても同プランに基づき学童保育クラブとまちともの一体的な実施を中心に、両事業を計画的に推進してきました。さらに、2018年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が、これまでの一体的な取組みをさらに推進させることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目的に策定されました。

町田市では、学童保育クラブとまちともの一体的な運営を実施していますが、本プランを参考に放課後子ども教室運営協議会などを活用して、更なる連携の強化や共通プログラムの充実をすることで、学童保育クラブサービスの質の向上を図ります。

また、学童保育クラブとまちともの合同の避難訓練を実施するなど、児童の安全確保にも努めます。

事業内容	①活動プログラムの充実 ②来所・帰宅時における児童の安全確保 ①、②における学童保育クラブとまちともの一体型 <sup>※</sup> の充実				
達成指標(目標)	学童保育クラブとまちともの一体型実施校				
事業スケジュール	2020	2021	2022	2023	2024
	34校	42校	42校	42校	42校

※ 一体型の定義…同一の小学校内等で両事業を実施し、学童保育クラブへ通所する児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるもの。

## 7 【戦略Ⅱ】サービスの向上

### 戦略Ⅱ-1 放課後児童支援員の資質向上

放課後児童支援員とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に規定され、学童保育クラブに配置することが定められている職員のことを言います。都道府県等が主催する放課後児童支援員認定資格研修の受講要件を満たし、研修を修了することで、有資格者となることができます。学童保育クラブ運営の中で放課後児童支援員は、関係機関と連携しながら子どもに適切な保育を実施するなど、重要な役割を果たします。

町田市では、放課後児童支援員向けの「町田市放課後児童支援員資質向上研修」を実施し、放課後児童支援員の資質向上を図ることで、学童保育クラブサービスの質の向上を図ります。なお、「町田市放課後児童支援員資質向上研修」は、2019年2月に策定した『町田市学童保育クラブ研修基本方針』に沿って実施することで、効果的・効率的に放課後児童支援員の資質向上を図ります。

事業内容	町田市放課後児童支援員資質向上研修の実施				
達成指標(目標)	町田市放課後児童支援員資質向上研修の実施回数				
事業スケジュール	2020	2021	2022	2023	2024
	8回	8回	8回	8回	8回

### 戦略Ⅱ-2 学童保育クラブ巡回アドバイザーの導入について

学童保育クラブ巡回アドバイザーは、町田市内の学童保育クラブを巡回し、事故やけがの防止、防犯・防災対策など、子どもの安全管理体制に対する助言や、子どもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイス・指導等を実施しています。

子どもの安全の確保を図り、また、子どもの主体的な活動を尊重し、子どもの自主性・社会性のより一層の向上を図るため、学童保育クラブ巡回アドバイザーの導入をしていきます。

事業内容	学童保育クラブ巡回アドバイザーを導入し、助言・指導等を行う				
達成指標(目標)	学童保育クラブ巡回アドバイザーの導入				
事業スケジュール	2020	2021	2022	2023	2024
	準備	導入	⇒	⇒	⇒

## 8 【戦略Ⅲ】施設環境の整備

### 戦略Ⅲ-1 適切な育成環境の確保

町田市の学童保育クラブでは、小学校1～3年生（障がいのある児童は6年生まで）の全員の受入れ（全入制度）を採用しています。受入れるためには、児童の育成スペースの確保が必要であり、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、「子どもの遊び及び生活の場としての機能並びに、静養するための機能を備えた専用区間を設け、児童一人あたりおおむね1.65㎡の面積を確保すること」とされています。

前計画である「質の向上5カ年計画」では、狭あい化について【児童一人当たりの日常的に過ごすスペースの面積がおおむね1.65㎡に満たない】と定義し、育成スペースの確保を進めることで、全てのクラブで狭あい化を解消しました。しかし、今後は[戦略Ⅰ-1]で示したとおり、高学年の受入れに伴う児童数の増加が想定されます。また、低学年については「全入制度」を継続していくため、学童保育クラブを希望する児童の育成スペースを引き続き確保していく必要があります。

2021年度からの狭あい化については、高学年の受入れに伴う児童数の増加については推計値を基に対応し、低学年については年度ごとに入会申請数に応じて適切な施設環境の整備に取組みます。

また、狭あい化の解消だけではなく、トイレ・手洗いといった衛生設備についても整備・修繕をすることで、適切な育成環境の確保に努めます。

#### ■狭あい化の主な要因

- ① 高学年の受入…2021年4月からの高学年受入れに伴う児童数の増加

対象施設2箇所：中央学童保育クラブ（町田第一小）

南第一さくら学童保育クラブ（南第一小）

- ② 児童の自然増…低学年の「全入制度」に伴う入会希望児童の増加

#### ■狭あい化対策の方針

- 放課後に利用可能な学校の余裕教室の活用
- 周辺で活用可能な公共施設の活用
- 周辺の商業施設の活用
- 施設の増築

事業内容		①高学年受入れに伴う狭あい化の解消 ②児童の自然増に伴う狭あい化の解消				
達成指標（目標）		狭あい化した学童保育クラブの解消数 （①2箇所+②入会申請数に応じて対応）				
事業スケジュール	年度	2020	2021	2022	2023	2024
	目標	①2箇所	②入会申請数 に応じて対応	②入会申請数 に応じて対応	②入会申請数 に応じて対応	②入会申請数 に応じて対応

### 戦略Ⅲ-2 老朽化する施設や設備の解消

前計画である「質の向上5カ年計画」では、施設の老朽化については「築年数が20年以上を経過している」ことを定義としました。また、空調設備については「耐用年数（15年）を経過している」ことを定義とし、それぞれ老朽化対策や設備の更新を行ってきました。

今後、施設の老朽化が進行していくことから、児童の遊び及び生活の場としての適切な環境を整備するため、老朽化した施設の改修や、老朽化した空調設備の更新については、長期的な視野で計画を策定することで、施設面から学童保育クラブの質の向上を図ります。

#### ■老朽化対策の方針

- ①施設面…学校の教室へ移転や、屋根・外壁・床・その他設備面の修繕等を行う。  
②空調設備…空調設備の入れ替え等を行う。

事業内容		①老朽化した学童保育クラブの修繕・改修 ②老朽化した空調設備の更新				
達成指標（目標）		①老朽化対策として修繕・改修を実施した学童保育クラブ数 9箇所 ②老朽化した空調設備の更新した学童保育クラブ数 11箇所				
事業スケジュール	年度	2020	2021	2022	2023	2024
	施設面	0箇所	3箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	空調設備	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	3箇所

### 戦略Ⅲ-3 防犯対策の実施

児童が安全・安心に学童保育クラブを利用できることは、遊び及び生活の場としての役割を果たすうえで、非常に重要な要素となります。不審者等に対する防犯対策を実施することで、事件・事故を未然に防ぎ、児童の安全・安心の面から学童保育クラブの質の向上を図ります。

対策としては、学校の敷地外にある学童保育クラブや、学校のセキュリティ範囲を外れる学童保育クラブに対して防犯カメラを設置することで、事件・事故の抑止を図り、学童保育クラブの防犯を強化します。

事業内容		防犯カメラの設置				
達成指標（目標）		防犯カメラを設置した学童保育クラブ数 7箇所				
事業スケジュール	年度	2020	2021	2022	2023	2024
	施設		3箇所	2箇所	1箇所	1箇所

### 9 実行スケジュール

3つの戦略について、実行スケジュールを策定し、効率的に質の向上を図ります。

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
戦略Ⅰ	高学年の受入	●受入方法の決定 ●市民への周知 ●次年度の申請受付	●高学年受入開始	●高学年受入	●高学年受入	●高学年受入
	新まちともの一体的な運営	●学童保育クラブとまちともの一体型実施校（34校）	●学童保育クラブとまちともの一体型実施校（42校）	●学童保育クラブとまちともの一体型実施校（42校）	●学童保育クラブとまちともの一体型実施校（42校）	●学童保育クラブとまちともの一体型実施校（42校）
戦略Ⅱ	放課後児童支援員の資質向上	●資質向上研修の実施（8回）	●資質向上研修の実施（8回）	●資質向上研修の実施（8回）	●資質向上研修の実施（8回）	●資質向上研修の実施（8回）
	学童保育巡回アドバイザーの導入	●導入に向けた準備	●巡回アドバイザーの導入・助言・指導	●巡回アドバイザーの導入・助言・指導	●巡回アドバイザーの導入・助言・指導	●巡回アドバイザーの導入・助言・指導
戦略Ⅲ	適切な育成スペースの確保	●中央（町田第一小） ●南第一さくら（南第一小）	●入会申請数に応じて対応	●入会申請数に応じて対応	●入会申請数に応じて対応	●入会申請数に応じて対応
	老朽化する施設の更新	●藤の台（本町田東小） ×設計	●中央（町田第一小） ●藤の台（本町田東小） ●大蔵（大蔵小）	●高ヶ坂（町田第六小） ●竹ん子（町田第三小）	●学童 21（町田第二小） ●すまいる（成瀬小）	●森野（町田第四小） ●なかよし（忠生小）
	老朽化する空調の解消	●七国山（七国山小） ●鶴間ひまわり（鶴間小）	●相原たけの子（相原小） ●どろん子（南第四小）	●小山ヶ丘（小山ヶ丘五小） ●小山田（小山田小）	●南つくし野（つくし野小） ●鶴川第二（鶴川第二小）	●金井（金井小） ●小山（小山小） ●つくし野（つくし野小）
	防犯カメラの設置	●なんなる（龍成小） ●なかよし（忠生小） ●南第一さくら（南第一小）	●中央（町田第一小） ●大蔵（大蔵小）	●桜の森（小山田南小）	●学童 21（町田第二小）	

### 3 子どもクラブ整備方針

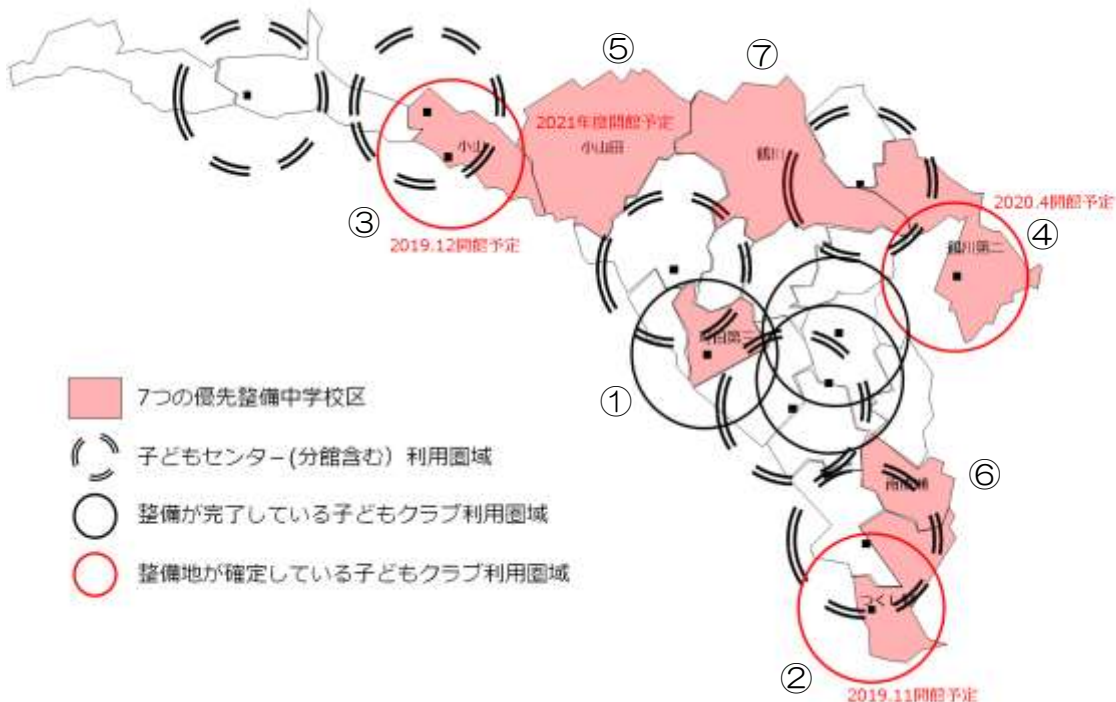
#### 1. 子どもクラブ整備の現状について

本市は、2013年9月に『子どもの「居場所」の整備に関する基本構想（2014-2018年度）』（以下、「基本構想」という。）を定めました。この基本構想は、5地域に1館ずつ整備した「子どもセンター」に、居住地によっては行けないという課題を、主に子どもクラブを整備することで「居場所」を確保していくこととしています。

その後、子どもクラブの整備計画は町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」の実行計画である「町田市5カ年計画17-21」で示し、整備を進めてきました。

子どもクラブの整備場所については、「地域」ではなく「中学校区（中学校の通学区域）」を目安とし、概ね中学校区ごとに1館整備していくことを目標としてきました。その中でも対象となる児童が急増、または恒常的に多い中学校区7地区を「優先整備中学校区」と位置づけ整備をしてきました。実績と今後の予定は以下のとおりです。

優先整備中学校区	取組
①町田第三	2018年1月「木曽子どもクラブ」として開館。
②つくし野	2019年11月の開館を予定。
③小山	2019年12月の開館を予定。
④鶴川第二	2020年4月の開館を予定。
⑤小山田	整備地の確定に向けて調整中。2021年度中の開館を予定。
⑥南成瀬	整備地未確定
⑦鶴川	整備地未確定



基本構想策定後、子どもたちを取り巻く環境及び市政には変化が生じています。本市では、子どもクラブ以外にも子どもの居場所（学童保育クラブ、放課後子ども教室「まちとも」、冒険遊び場など）の整備を進めており、近い将来の完了を予定しています。また、2016年3月策定の『町田市公共施設等総合管理計画』では、近年の財政状況をふまえた公共施設の基本的方針が示されました。

こうした現状をふまえ、分析を行ったうえで子どもクラブの適正配置を検討し、今後の整備方針を策定します。



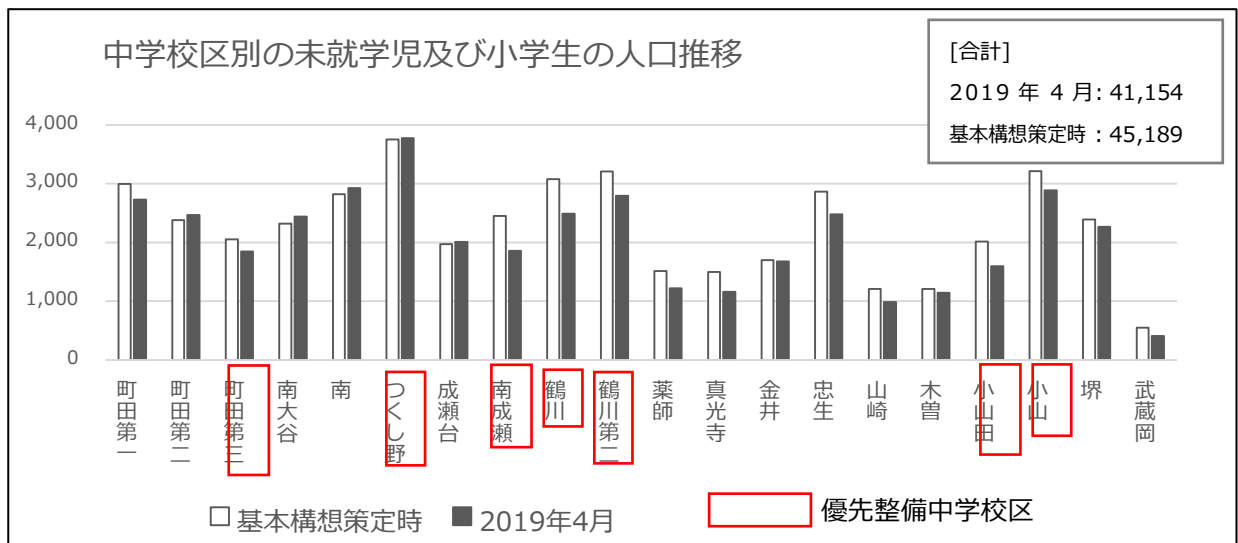
## 2. 「子どもクラブ整備方針」の策定と位置付けについて

「子どもクラブ整備方針」は、子どもに関する総合計画の「新・町田市子どもマスタープラン（後期行動計画）」に取り込み、この整備方針に基づき子どもクラブの整備を進めていきます。

## 3. 今後の子どもクラブ整備のための分析

### (1) 中学校区別の未就学児及び小学生の人口推移

- ・基本構想策定時と比較し、合計人数は約8.9%減少しており、中学校区単位では20地区中15地区が減少しています。地区毎の減少率は最少1.1%～最大25.9%と大きく差が出ています。
- ・「町田第二」「南大谷」「南」「つくし野」「成瀬台」の人口は5地区で微増しています。「成瀬台」は、既存類似施設・子どもクラブ共に整備予定がありません。
- ・優先整備中学校区のうち、整備地が未確定の「南成瀬」及び「鶴川」は大幅に減少しています。



### (2) 年少人口（0－14歳）の推移

市全体では、2013年度以降、年少人口は減少傾向にあります。推計では今後も減少を続け、2024年度には5万人を下回る見込みです。

## 4. 『町田市公共施設等総合管理計画』について

2016年3月に策定された『町田市公共施設等総合管理計画』では、必要な公共サービスを維持または向上させていくために、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行う基本的方針を示しました。

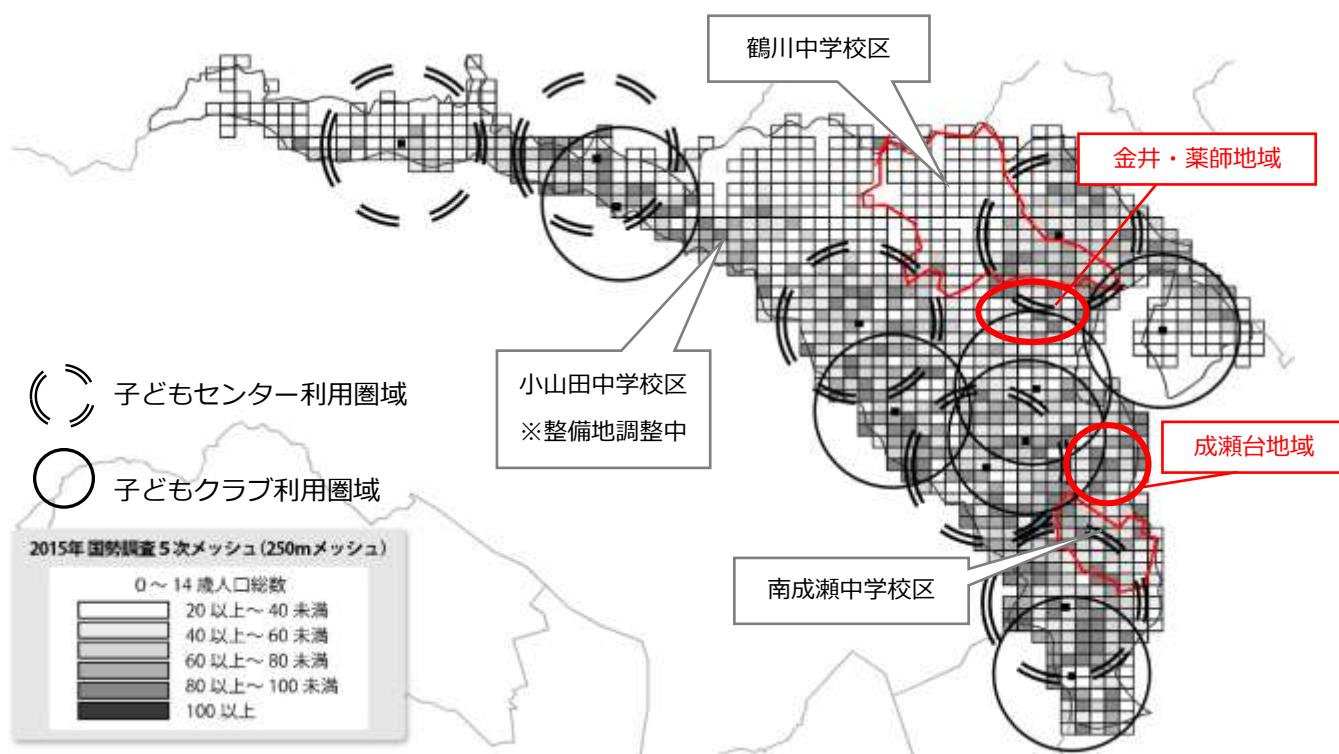
施設総量の圧縮	施設のあり方の見直しや効果的な施設の再配置を行うことで、健全に維持管理できる施設総量（総延床面積）に圧縮します。 今後は原則、廃止を伴わない施設の新設は行わず、施設の建替えを行う際は、施設の複合化・多機能化を進めていきます。
ライフサイクルコストの縮減	一元化された施設に関する情報や新公会計制度による財務情報の活用により、維持管理運営の見直しや必要なメンテナンスや改修を着実に実行し、ライフサイクルコスト（LCC）と呼ばれる、施設の建設から施設の管理及び運営、そして建替えまでのトータル費用を縮減します。
官民連携によるサービス向上	市民や民間事業者、他自治体等の多様な主体との連携により、ニーズの変化等に対応した柔軟で付加価値の高いサービス提供を行います。これまで以上の効率化や民間のノウハウや資金の活用等により、行政だけでは提供できない、より市民満足度の高いサービスの提供を目指します。
既存資源の有効活用	人々が交流するための場所やコミュニティの活力を発揮・創出する場所として、施設の余暇スペースや未利用地等の遊休資産を有効活用するとともに、交流や公益的サービスを担う地域資源を活用した民間の場・空間づくりを支援していきます。

この基本的方針をふまえると、今後子どもクラブを整備する際には、より効果が期待できる場所へ整備していく必要があります。

#### 5. 今後の子どもクラブの整備地について

『今後の子どもクラブ整備のための分析』と『町田市公共施設等総合管理計画』をふまえ、整備地について「人口密度」の視点から分析しました。結果は以下のとおりです。

- ・現在整備地が確定している「優先整備中学校区」へ整備を進めると、人口密集地の大部分をカバーすることができます。
- ・残る「優先整備中学校区」の一つである「南成瀬」は、その北側に位置する成瀬台地域も人口密集地となっています。仮に「南成瀬」に整備した場合、成瀬台地域の北側をカバーすることができません。
- ・優先整備中学校区の「鶴川」は、子どもセンターつるっこでカバーすることができるため、この整備による大きな効果は見込めません。
- ・子どもセンターつるっこではカバーすることができない金井・薬師地域は人口密集地となっています。



このことから、「優先整備中学校区」のうち整備地が未確定の「南成瀬」及び「鶴川」は、整備を進めても十分な効果が見込めず、整備地を見直す必要があります。

## 6. 今後の整備方針について

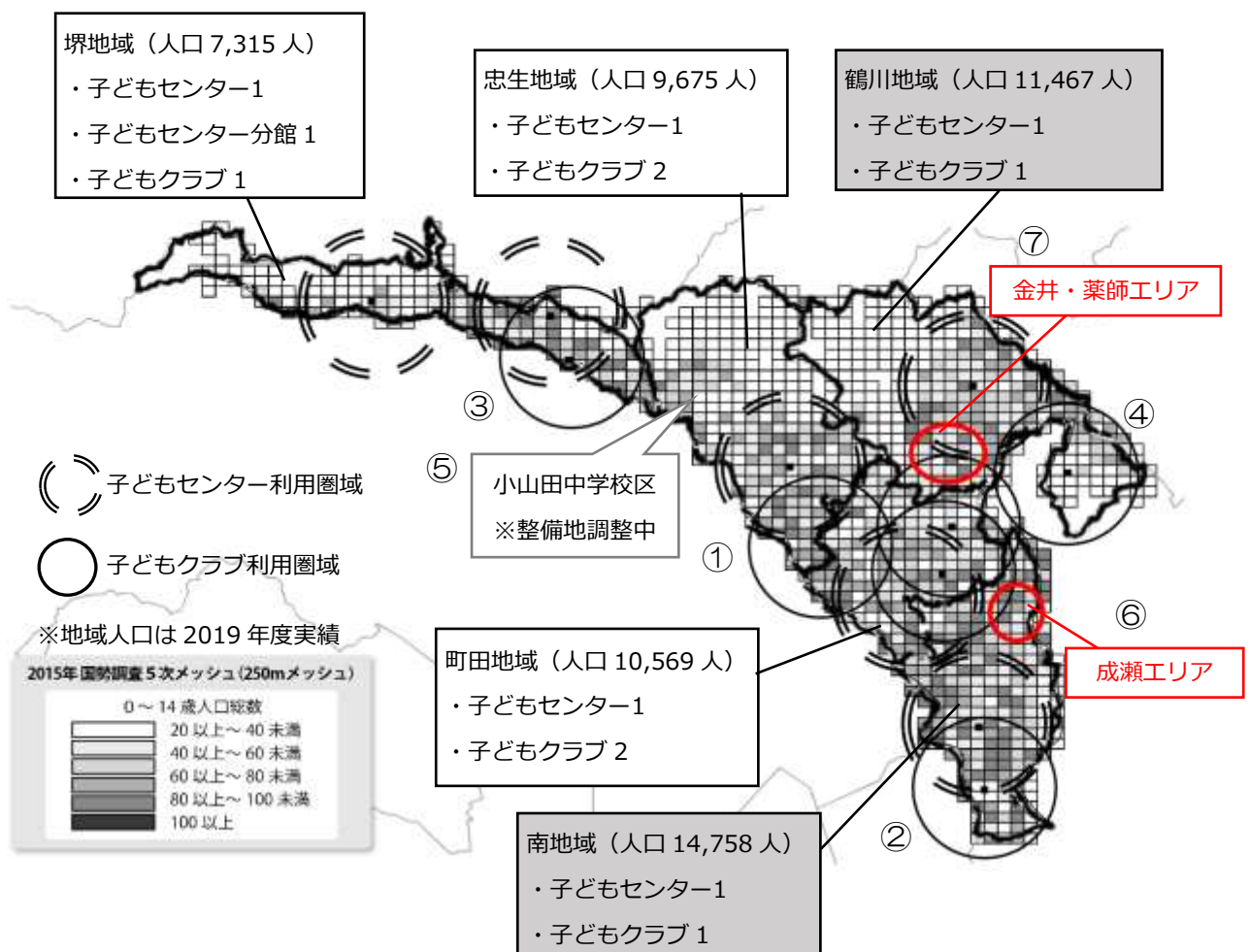
より効果が期待できる場所へ子どもクラブを整備していくため、以下のとおり方針を見直します。

### (1) 子どもクラブの配置の考え方

基本構想時の「中学校区」の単位から、5地域に1箇所ずつある「子どもセンター」の「補完施設」に改めます。

### (2) 整備地の考え方

地域内の年少人口が多いにもかかわらず、施設総数が不足し子どもセンターの補完が不十分である「鶴川地域」「南地域」に整備を行います。具体的な整備地は、既存施設の利用圏域（半径1.5km）及び年少人口密度を考慮し、整備の効果が高いと見込まれる南地域北部「成瀬エリア」と、鶴川地域南部「金井・薬師エリア」とします。なお、両エリアを比較すると「成瀬エリア」は利用圏域が重ならない部分が多く、緊急性が高いと判断し、優先して整備します。



既存の2館と整備済み①「町田第三中学校区(忠生地域)」に加え、現在整備を進めている②「つくし野中学校区(南地域)」③「小山田中学校区(堺地域)」④「鶴川第二中学校区(鶴川地域)」⑤「小山田中学校区(忠生地域)」に、上記2つのエリアの整備をすると市内の子どもクラブは計9館となります。その時点で子どもクラブの整備を終了し、今後子どもクラブの整備が必要かどうかは、検証を行ったうえで判断します。





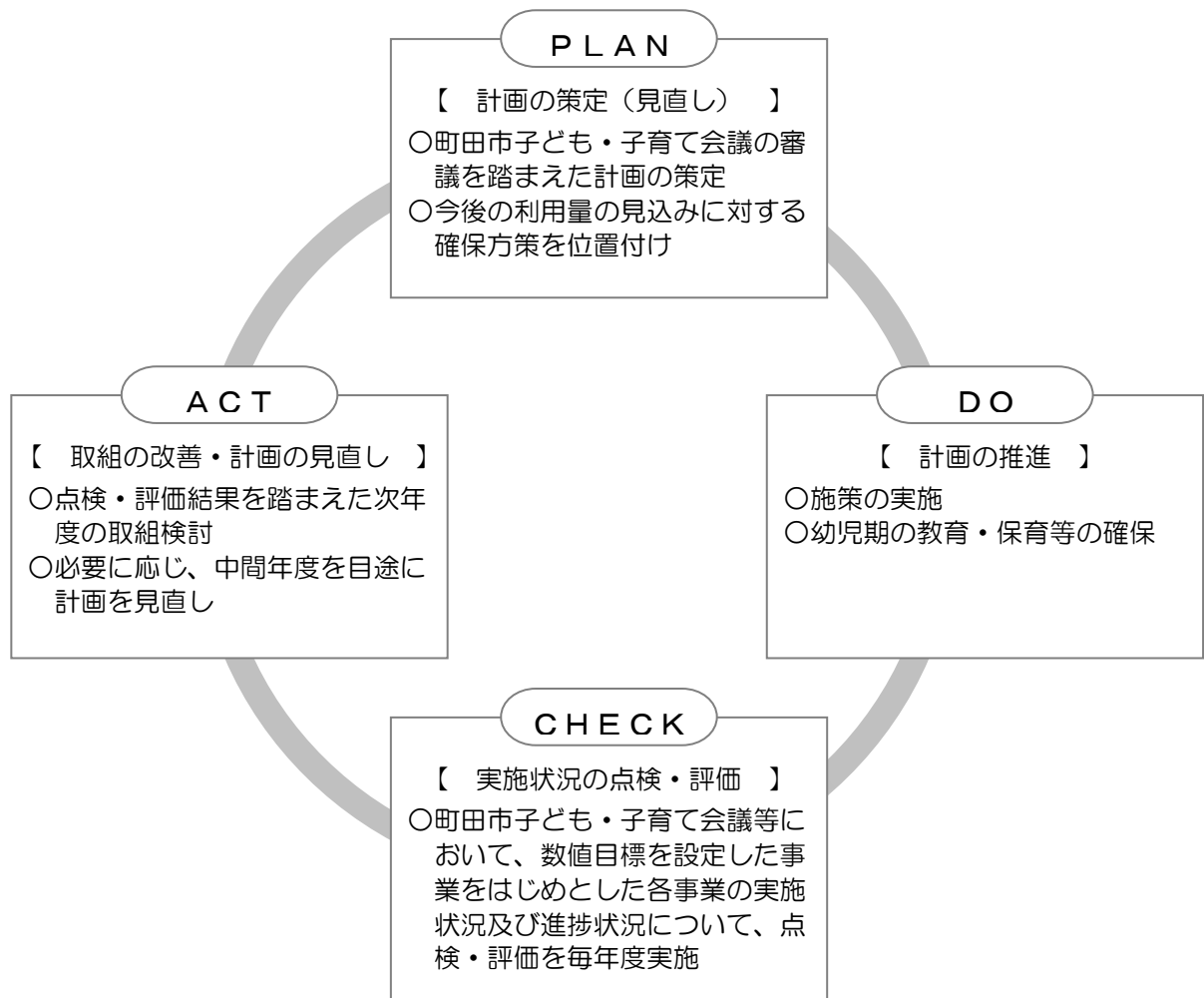
## 第7章 計画の推進

# 1 計画の進行管理

本計画に基づく取組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組みの充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「町田市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

また、その取組みについて、ホームページ等を通じて公開することにより、市民や関係機関等への周知に努めます。



※ PDCAサイクル  
P = PLAN  
(プラン) …具体的な施策など  
D = DO  
(ドゥ) …実行  
C = CHECK  
(チェック) …点検・評価  
A = ACT  
(アクト) …改善

## 2 関係機関との連携

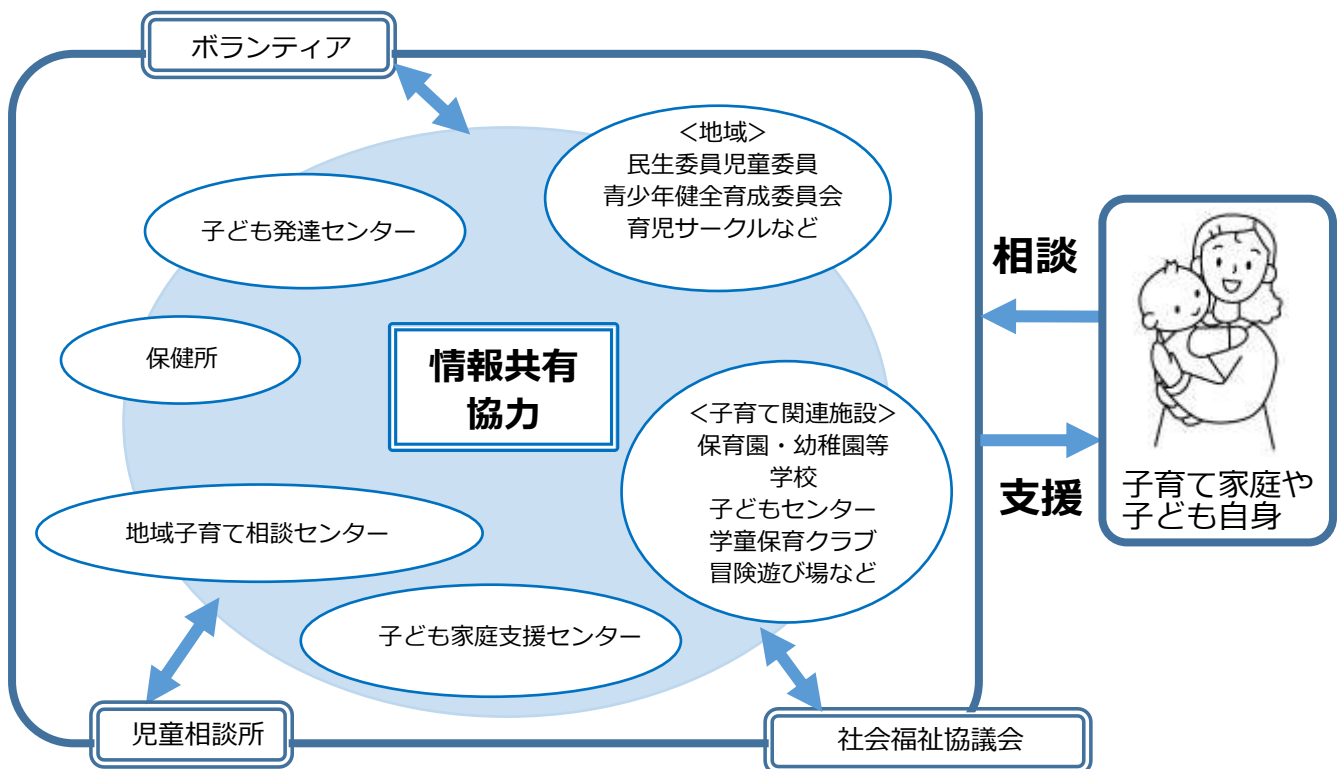
### (1) 計画に掲げる取組について

取組や事業については、市が単独で実施しているものの他に、制度や法律に基づく事業もあり、国や東京都、近隣市と連携して、協力要請を行いながら計画を推進します。

### (2) 子ども・子育て支援の推進について

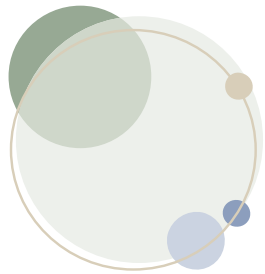
公立の施設や機関だけではなく、地域の人や団体、さまざまな機関が情報共有や協力をし、連携をとりながら子育て家庭を支援していきます。また、子どもからの悩みや相談も同様に受け入れ、支援をしていきます。

#### 【子ども・子育て支援の推進】



おわりに





## 參考資料

## 1 計画の策定について（諮問・答申）

---

19 町子総第 76 号

2019 年 4 月 17 日

町田市子ども・子育て会議会長

金子 和正 様

町田市長 石 阪 丈 一

### 諮 問 書

町田市子ども・子育て会議条例第 3 条の規定に基づき下記のとおり諮問します。

#### 記

市の子ども子育てに関する施策の充実のため、以下の案件について貴会より意見を求めます。

1. 新・町田市子どもマスタープラン及び町田市子ども・子育て支援事業計画の進捗評価に関する事
2. 新・町田市子どもマスタープラン（後期）の作成に関する事



## 2 アンケート調査

計画を策定するにあたり、市民アンケート調査を実施しました。保護者の方には「子育て支援に関するアンケート調査」、中学生・高校生の方には「みなさんの生活などに関するアンケート調査」をお送りし、回答は計画の基礎資料とさせていただきます。

また、アンケート調査を補完するために、MSPヒアリング<sup>※1</sup>・保護者ヒアリング<sup>※2</sup>を行いました。いただいたご意見は、計画や今後の施策に活かしていきます。

※1 P 3 2 に掲載 ※2 P 1 0 0 に掲載

### 【調査対象】

就 学 前 児 童：町田市在住の小学校就学前児童の保護者から無作為抽出  
 小学校低学年：町田市在住の小学校低学年児童の保護者から無作為抽出  
 小学校高学年：町田市在住の小学校高学年児童の保護者及び小学生本人から無作為抽出  
 中学生・高校生：町田市在住の12歳～18歳の住民から無作為抽出

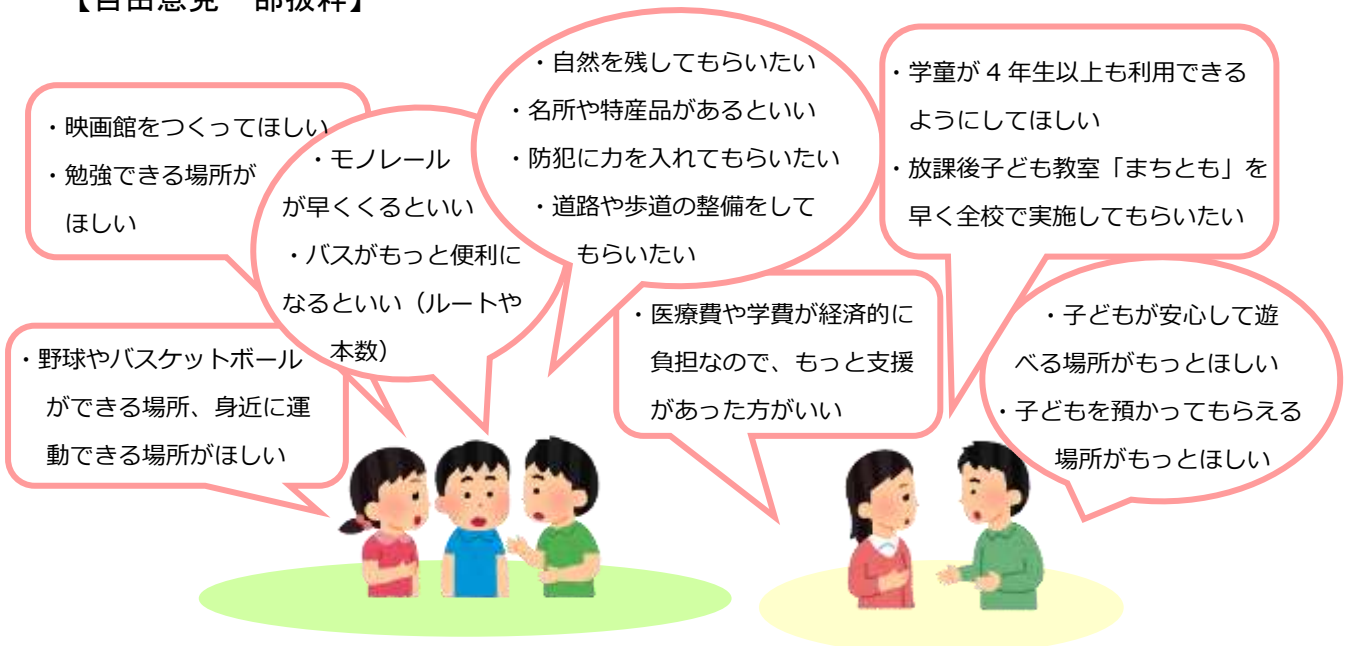
### 【調査期間】

2019年5月7日から5月21日

### 【回収状況】

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
就 学 前 児 童	2, 0 0 0 通	1, 0 7 8 通	5 3 . 9 %
小学校低学年	1, 5 0 0 通	8 4 7 通	5 6 . 5 %
小学校高学年	1, 5 0 0 通	7 0 5 通	4 7 . 0 %
中学生・高校生	1, 0 0 0 通	3 6 9 通	3 6 . 9 %

### 【自由意見一部抜粋】



※ 詳しくは、別冊「新・町田市子どもマスタープラン（後期）のためのアンケート調査報告書」をご参照ください。

### 3 町田市子ども・子育て会議

#### (1) 町田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項  
(平27条例42・一部改正)

(組織)

第4条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援を実施する事業者の代表
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表
- (4) 保健医療関係団体の代表
- (5) 経済関係団体の代表
- (6) 公募による保護者で市内に住所を有するもの
- (7) 前各号に掲げる者のほか、子ども・子育て支援に係る者のうち市長が適当と認める者

(平27条例42・平30条例13・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(臨時委員)

第6条 市長は、特別又は専門の事項を調査し、審議するために必要があると認めるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長)

第7条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中第58号を第59号とし、第57号の次に次の1号を加える。

(58) 町田市子ども・子育て会議委員

別表国民健康・栄養調査員の項の次に次のように加える。

町田市子ども・子育て会議	会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	その他委員	日額 10,000円

附 則(平成27年10月7日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年12月17日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間に委嘱された委員の任期は、改正後の町田市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則(平成30年3月29日条例第13号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## (2) 町田市子ども・子育て会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市子ども・子育て会議条例(平成25年10月町田市条例第36号)第9条の規定に基づき、町田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、子育て会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員(当該子育て会議の議題に関係のある臨時委員があるときは、当該臨時委員を含む。)に通知する。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(庶務)

第3条 子育て会議の庶務は、子ども生活部子ども総務課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

### (3) 委員名簿

任期：2018年4月1日～2020年3月31日

構成	氏名	所属	備考
子ども・子育て支援 に関し学識経験を有 する者	金子 和正	東京家政学院大学	
	吉永 真理	昭和薬科大学	
	小林 保子	鎌倉女子大学	
	平林 剛	東京弁護士会	
子ども・子育て支援 を実施する事業者の 代表	齋藤 祐善	町田市私立幼稚園協会	
	関野 鎮雄	町田市法人立保育園協会	
	馬場 昭乃	町田市社会福祉協議会	
	田部井 眞	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会	
子ども・子育て支援 を実施する事業に従 事する者の代表	土田 昇	町田市公立小学校校長会	2019年3月まで
	吉田 孔一	町田市公立小学校校長会	2019年4月より
	吉田 知弘	町田市公立中学校校長会	2019年3月まで
	高橋 博幸	町田市公立中学校校長会	2019年4月より
	森山 知也	東京都立町田の丘学園	
	川崎 文子	町田市民生委員児童委員協議会	
	菅原 純	町田市中学校PTA連合会	2019年4月まで
	中野 幸子	町田市中学校PTA連合会	2019年5月より
保健医療関係団体の代表	豊川 達記	町田市医師会	
経済関係団体の代表	澤井 宏行	町田商工会議所	
公募による保護者で 市内に住所を有する 者	山田 牧子	市民	
	田崎 賢二	市民	2019年3月まで
	岸 洋一郎	市民	2019年7月より
子ども・子育て支援 に関係する者のうち 市長が適当と認める 者	福田 麗	町田市青少年委員の会	
	酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会	

#### (4) 事務局

役 職 名
子ども生活部長
子ども生活部子ども総務課長
子ども生活部児童青少年課長
子ども生活部保育・幼稚園課長
子ども生活部子育て推進課長
子ども生活部子ども家庭支援センター長
子ども生活部子ども発達支援課長
子ども生活部子ども発達支援課相談・療育担当課長
子ども生活部大地沢青少年センター所長
地域福祉部障がい福祉課長
保健所保健予防課長
学校教育部指導室長兼指導課長



## (5) 計画策定の経過

回	開催日	検討内容
2018年度 第1回	2018年 5月22日	(1)「町田市子ども・子育て支援事業計画」、「新・町田市子どもマスタープラン」の進捗について (2)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」の検討スケジュールについて
2018年度 第2回	2018年 8月9日	(1)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」の計画概要説明(基本理念・目標)について
2018年度 第3回	2018年 10月4日	(1)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」の計画の体系(案)検討について
2018年度 第4回	2018年 11月15日	(1)新・町田市子どもマスタープラン(後期)計画の体系確認及びアンケート調査項目(案)について
2018年度 第5回	2019年 2月7日	(1)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」に関するアンケート調査項目(案)について
2019年度 第1回	2019年 4月17日	(1)新・町田市子どもマスタープランに関するアンケート調査について (2)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」の計画概要について
2019年度 第2回	2019年 5月23日	(1)「町田市子ども・子育て支援事業計画」、「新・町田市子どもマスタープラン」の進捗について (2)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」の計画概要について
2019年度 第3回	2019年 7月4日	(1)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」策定のためのアンケート調査結果(速報)・ヒアリングの結果報告について (2)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」に係る人口推移及び計画素案について
2019年度 第4回	2019年 9月18日	(1)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」に係るアンケート調査結果報告書について (2)第二期町田市子ども・子育て支援事業計画について (3)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」計画案確認について (2)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」パブリックコメントのスケジュールについて

## 4 関連法・国の動向・その他計画など

### (1) 国の動向

#### ●児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（抜粋）

平成元年（1989年）に国際連合が採択。日本は平成6年（1994年）に批准、平成6年5月22日に発効。

前文 省略

第1部

第1条（児童の定義）

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達したものを除く。

第2条（差別の禁止）

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条（児童に対する措置の原則）省略

第4条（締約国の義務）省略

第5条（父母等の責任、権利及び義務の尊重）

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条（生命に対する固有の権利）

1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条（登録、氏名及び国籍等に関する権利）省略

第8条（国籍等身元関係事項を保持する権利）省略

第9条（父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利）省略

第10条（家族の再統合に対する配慮）省略

第11条（児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去）省略

第12条（意見を表明する権利）

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条（表現の自由）

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条（思想、良心及び宗教の自由）省略

第15条（結社及び集会の自由）省略

第16条（私生活等に対する不法な干渉からの保護）省略

第17条（多様な情報源からの情報及び資料の利用）省略

第18条（児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助）

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条（監護を受けている間における虐待からの保護）

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条（家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助） 省略

第21条（養子縁組に際しての保護） 省略

第22条（難民の児童等に対する保護及び援助） 省略

第23条（心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助）

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条（健康を享受すること等についての権利）

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
  - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
  - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
  - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
  - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
  - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
  - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。

4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条（児童の処遇等に関する定期的審査）省略

第26条（社会保障からの給付を受ける権利）省略

第27条（相当な生活水準についての権利）省略

第28条（教育についての権利）

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条（教育の目的）

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条（少数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利）省略

第31条（休息、余暇及び文化的な生活に関する権利）

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条（経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利）省略

第33条（麻薬の不正使用等からの保護）省略

第34条（性的搾取、虐待からの保護）省略

第35条（児童の誘拐、売買等からの保護）省略

第36条（他のすべての形態の搾取からの保護）省略

第37条（拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い）省略

第38条（武力紛争における児童の保護）省略

第39条（搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置）省略

第40条（刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護）省略

第41条（締約国の法律及び締約国について有効な国際法との関係）省略

第2部 省略

第3部 省略

## ●子育て安心プラン（2017年6月）

女性就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数は年々増加しており、待機児童数も依然として2万人を超える水準で推移していることから、待機児童解消のための取組を一層強化し、推進していく必要があります。このため、「子育て安心プラン」が公表され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を、2022年度末までに実施していくこととしています。

### 【待機児童を解消】

国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018年度から2019年度末までの2年間で確保します。（遅くとも2020年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

### 【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ※」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、2018年度から2022年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備します。

※ 女性の年齢階級別労働力率（就業者数と完全失業者数の率）をグラフで表すと、曲線がM字の型になることをいう。

## ●新しい経済政策パッケージ（2017年12月）

### 1. 幼児教育の無償化

（具体的内容）

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速します。そのため、広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化します。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化とします。

（実施時期）

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて実施します。

### 2. 待機児童の解消

（待機児童の解消）

「子育て安心プラン」を、より速く実現させるために、同プランを前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を行います。

### (放課後子ども総合プラン)

「放課後子ども総合プラン」に基づく 2019 年度末までの約 30 万人分の新たな受け皿の確保を、2018年度までに前倒しにします。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討します。

### ●新・放課後子ども総合プラン（2018年9月）

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定しました。

#### 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- ・放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備します（約122万人⇒約152万人）。
- ・全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指します。
- ・両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指します。
- ・子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

## (2) 市のその他計画等

### ●町田市子ども憲章

この「町田市子ども憲章」は、「青少年健全育成都市宣言30周年記念事業」の一つとして制定されました。当初は、子どもと大人による子ども憲章実行委員会が組織され、大人の委員が考えた案について検討されていました。議論が進むうちに、この案に違和感を覚える子ども委員の声が大きくなり、子ども自身の意見で案をつくり直し、再検討されました。そうして出来あがった「町田市子ども憲章」は、今も地域活動の中で活かされています。

### 町田市子ども憲章（1996年5月制定）

みんな自分に素直に生き、そしてお互いを認め合うそんな社会へ…

それは、みんながそれぞれの生き方を追うことができるということ。

そして、他の誰とも違うかけがえのないわたしが、  
まわりのすべてのものとともに、生きるということ。

#### ● 人権尊重社会の実現

すべての人には平等な権利がある。でも、自分勝手に行動するだけはいけない。

—相手の立場になって気持ちを理解し、お互いを認め合える社会をつくっていきます。

#### ● 自主性の確立

「自分から」。それがいちばん大切なこと。人にやらしてもらえばかりではだめなんだ。

いつも楽しくなるように、

—自分の道は自分で切り開いていきます。

#### ● 個性の尊重

人はみんな一人ひとり違う。みんなと違っててもこわくない。

当たり前なことなんだ。だから、

—それぞれが持っている自分らしさを大切にします。

#### ● 命の大切さ

いのちがあるのは人間だけではない。動物にも植物にもいのちがある。

だから、

—みんなで助け合って生きていきます。

#### ● 学ぶ心の大切さ

経験から学ぶことは、自分の可能性を広げる。むだなことなんてない。

—ものごとに前向きに取り組んでいきます。

#### ● 友情の大切さ

世界中のどんな人でも、友だちはかけがえのないもの。

いつも気持ちがわかり合える、そんな仲間。だから、

—仲間を大切に続けます。

#### ● 夢を追う気持ち

現実にとらわれなくてもいい。わずかな可能性でも、

—自分の夢を持ち続けます。

## ●第四次町田市子ども読書活動推進計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、町田市の子どもの読書活動に関する総合的な施策を充実させるため、策定しました。

基本理念：自ら進んで本を読む子を育てる

基本目標1：子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標2：いつでも身近なところに本がある環境作り

基本目標3：子どもの読書に関わる人の配置と育成

これらのことを通じて、子どもたちがかけがえのない本と出会い、生涯にわたって主体的に読書する習慣を身に付け、より深く豊かな人生を生きることができるよう、子どもの読書活動に関わるすべての人びとが全力を挙げて取り組むこととします。

## ●町田市教育プラン2019－2023

人口減少社会の到来、技術革新やグローバル化の進展等、様々な社会状況の変化に伴う新たな課題を踏まえ、町田市ならではの魅力的な教育施策及び事業を構築するため、2019年2月に町田市教育プラン2019－2023を策定しました。

教育目標

- ・夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる。
- ・生涯にわたって自ら学び、互いに支え合うことができる地域社会を築く。

基本方針Ⅰ 学ぶ意欲を育て「生きる力」を伸ばす

- ①新たな時代に必要な資質・能力を育みます。
- ②「生きる力」を町田ならではの取組により育みます。

基本方針Ⅱ 充実した教育環境を整備する

- ①一人ひとりの能力・可能性を育てます。
- ②学校のマネジメント力を強化します。
- ③将来を見据えた学習環境の整備を進めます。

基本方針Ⅲ 家庭・地域の教育力を高める

- ①地域による学校への「支援」から「連携・協働」へ活動を発展させます。
- ②保護者の学びや育ちを支援します。

基本方針Ⅳ 生涯にわたる学習を支援する

- ①一人ひとりの学習段階に応じた支援を行います。
- ②学習を支える環境づくりを進めます。



## ●第2次町田市食育推進計画（2019年度～2023年度）

町田市食育推進計画の成果や、市民アンケート調査で明らかになった課題等を踏まえ、今後更に、保育園や学校、生産者、食品関連事業者、ボランティアなど、関係者がそれぞれの特性を生かしながら多様かつ緊密に連携・協働して食育を推進するため、「第2次町田市食育推進計画」を策定しました。

食育のめざす姿：食の「わ」で育むまちだの未来

～感謝を持って食をたのしみ、

食を通じて人や地域とのつながりが持てるまち～

基本目標1 安全で望ましい食生活をおくる

基本目標2 食を通じて家族や地域とつながる

基本目標3 地域の恵みに感謝して食をたのしむ

## ●町田市スポーツ推進計画19－28

社会環境の変化やスポーツに関する市民意識調査アンケート等から得られる課題をもとに、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2018年度に「町田市スポーツ推進計画19－28」を策定しました。

スポーツ推進の基本理念

[1] スポーツ環境の整備及び魅力ある地域社会の形成

[2] スポーツを通じた健康の保持及び増進に関する知識の向上

[3] 市、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体による  
相互の信頼の下の連携、協力

将来の姿 「スポーツで人とまちが一つになる

基本目標1：スポーツへの参加機会の充実

基本目標2：スポーツに関わる人材と組織の充実

基本目標3：スポーツ環境の充実

基本目標4：スポーツを通じたまちづくり

## ●第5次町田市保健医療計画

2012年に策定した「まちだ健康づくり推進プラン（第4次町田市保健医療計画）」に基づき、町田市では保健医療を取り巻く環境の変化に的確に対応し、市民の健康増進を支援するまちづくりに取り組んできました。

第4次計画の成果や「町田市民の保健医療意識調査」で明らかになった課題及び、社会情勢の変化等を踏まえ、今後さらに総合的な健康づくり施策を推進するため「まちだ健康づくり推進プラン（第5次町田市保健医療計画）」を策定しました。

基本理念：みんなでつくる「健康のまち」まちだ

基本目標1 健康に生活できるまちをつくる

基本目標2：安心できる地域医療があるまちをつくる

基本目標3：健康的な生活環境を備え人と動物が共生しているまちをつくる

## ●第4次町田市男女平等推進計画

町田市基本構想を受けて策定する部門計画のひとつです。男女平等参画社会の形成に関して本市がめざしている方向性や施策を明らかにすることにより、男女平等参画に関する取組みを一層充実し、総合的かつ計画的に推進するため、策定しました。

基本理念：その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして

めざすべき姿1：一人ひとりの人権を尊重するまち

めざすべき姿2：一人ひとりが個性と能力を生かして活躍するまち

## ●第5次町田市障がい者計画

町田市基本構想を受けて策定する部門計画のひとつです。しかし、障がいのある人の施策全般に関わる計画であることから、全庁的な視点をもって策定する計画とします。

基本理念：いのちの価値に優劣はない

基本方針1：「障がいのある人」のとらえ方かたをひろげる

基本目標2：自分で決めることを大切にする

基本目標3：さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

## ●町田市子ども発達支援計画（障害児福祉計画）－P63掲載

### 1 意識調査（アンケート・ヒアリング）の実施結果

#### (1) アンケート調査

##### 調査概要

	対象	配布方法	回答方法	回答期間
保護者	・障害者手帳所持児童 ・特別支援学級利用児童 ・通級指導学級利用児童 ・すみれ教室利用児童 ・訪問看護事業利用児童	郵送 学校配布 学校配布 施設配布・郵送 郵送	郵送又はWEB	2017年6月16日 ～6月30日
関係機関	・地域子育て相談センター ・保育園・幼稚園等 ・公立小学校 ・公立中学校	郵送	郵送	

##### 回収結果

対象	配布数	回収	回収率
保護者	2,673件	1,158件 (Web回答数164件含む)	43.3%
関係機関	180件	117件	65.0%

#### (2) ヒアリング調査

実施期間 2017年7月26日～8月4日

##### ヒアリング対象機関

ヒアリング対象機関	
すみれ教室	町田市医師会訪問看護ステーション
教育センター	きらら訪問看護ステーション
保健所	放課後等デイサービス「びっころもんど」
東京都立町田の丘学園	放課後等デイサービス「きららトワイライト」
町田市民病院	放課後等デイサービス「つくしんぼ」
島田療育センター	中央学童保育クラブ
どろん子学童保育クラブ	

### 2 町田市子ども・子育て会議

#### (1) 町田市子ども・子育て会議委員

任期 2016年1月21日～2018年3月31日

構成	氏名	所属
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	◎金子 和正	東京家政学院大学
	○吉永 真理	昭和薬科大学
子ども・子育て支援を実施する事業者の代表	齋藤 祐善	町田市私立幼稚園協会
	土橋 一智	町田市法人立保育園協会
	藤田 義江	町田市社会福祉協議会
	大野 浩子	NPO 法人子ども広場あそべこどもたち
子ども・子育て支援を実施する事業に従事する者の代表	大泉 永 (2017年4月～)	町田市公立小学校校長会
	熊坂 有美	町田市民生委員児童委員協議会
	大森 雅代 (～2017年4月) 岩間 綾子 (2017年5月～)	町田市中学校PTA連合会
保健医療関係団体の代表	豊川 達記	町田市医師会
経済関係団体の代表	澤井 宏行	町田商工会議所
公募による保護者で市内に住所を有する者	石井 由利子	市民
	清水 亜希子	市民
	白井 信昭	市民

※◎は会長、○は副会長

(2) 「町田市子ども発達支援計画」臨時委員  
 任期 2017年4月27日～審議案件終了まで

構成	氏名	所属
学識経験者	小林 保子	鎌倉女子大学
東京都立町田の丘学園教諭	森山 知也	東京都立町田の丘学園
障がい児通所支援に係る事業者の代表	田部井 眞	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会
障がい者団体の代表	酒井 恵子	町田市心身障がい児・者を守る会 すみれ会

3 町田市子ども発達支援計画（障害児福祉計画）庁内検討会 委員

(1) 検討会委員

地域福祉部障がい福祉課長	子ども生活部児童青少年課長
保健所保健予防課担当課長	子ども生活部保育・幼稚園課長
学校教育部教育センター所長	子ども生活部子育て推進課長
市民病院事務部医事課長	子ども生活部子ども家庭支援センター長
子ども生活部子ども総務課長	子ども生活部すみれ教室所長

(2) 事務局

子ども生活部子ども総務課
子ども生活部すみれ教室

## ●町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート（子育て世帯の自立 応援プロジェクト）－P69掲載

### 1 子育て世帯の自立応援プロジェクト【庁内検討会】委員名簿

所 属	委 員
市民部市民協働推進課	市民協働推進課長
地域福祉部生活援護課	生活援護課長
子ども生活部子ども総務課	子ども総務課長
子ども生活部児童青少年課	児童青少年課長
子ども生活部子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター長
学校教育部教育総務課	教育総務課担当課長（学校運営支援担当）
学校教育部指導課	指導課長
学校教育部学務課	学務課担当課長
生涯学習部生涯学習センター	生涯学習センター担当課長

（事務局） 子ども家庭支援センター

### 2 子育て世帯の自立応援プロジェクト【関係機関検討会】委員名簿

	構成機関		構成機関
会長	子ども生活部長	委員	児童養護施設
副会長	子ども生活部子ども家庭支援センター長	委員	市民部市民協働推進課男女平等推進センター
委員	八王子児童相談所	委員	地域福祉部生活援護課
委員	町田警察署 南大沢警察署	委員	地域福祉部障がい福祉課
委員	町田市医師会	委員	保健所保健予防課
委員	町田市歯科医師会	委員	子ども生活部子ども総務課
委員	弁護士	委員	子ども生活部児童青少年課
委員	人権擁護委員	委員	子ども生活部保育・幼稚園課
委員	町田地区保護司会	委員	子ども生活部子育て推進課
委員	里親	委員	子ども生活部すみれ教室
委員	町田市公立小学校長会 町田市公立中学校長会	委員	町田市民病院
委員	町田市私立幼稚園協会	委員	学校教育部指導課
委員	町田市法人立保育園協会	委員	学校教育部教育センター
委員	町田市民生委員児童委員協議会	委員	生涯学習部生涯学習総務課
委員	町田市社会福祉協議会	委員	生涯学習部生涯学習センター

（事務局） 子ども家庭支援センター

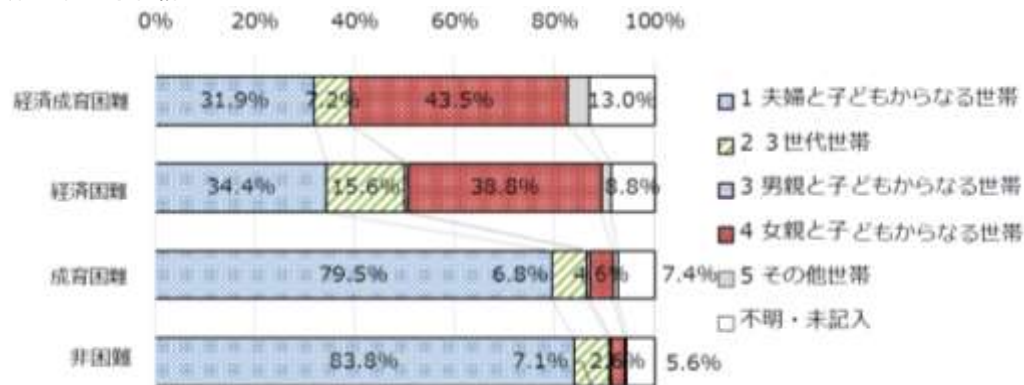
### 3 分類別結果

4区分分類の主な特性として、世帯構成や居住形態は、以下のとおりでした。  
 経済成育困難世帯は、他の分類世帯に比べ、ひとり親世帯が多くを占めています。  
 ■保護者回答：ひとり親世帯とその他の世帯



3世代世帯は、経済困難世帯が最も多くなっています。

■保護者回答：家族構成



成育困難世帯は、他の困難分類世帯より持ち家が多くなっています。

■保護者回答：居住形態



4区分分類について、それぞれの状況は以下のとおりでした。

#### (1) 経済成育困難世帯

今回の調査で、このような世帯では、経済困難世帯、及び成育困難世帯の双方が持つ課題を抱えており、保護者、子ども共に「非認知能力 (やる気、やりきる力、大人になるために必要な力)」が備わっていないと思われる状況がありました。

世帯割合としては少数でありながらも、色々な課題が混在している (成育環境上の課題が、就労に影響し、経済的な課題に影響している) ため、課題の整理を行い、一つひとつの課題について解消していくことが必要です。

世帯区分	調査結果から見る区分別状況
① 経済成育 困難世帯	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者、子ども共に、周囲とのつながりが少なく、保護者は相談相手を必要としている世帯が多い。</li> <li>子どもに対する保護者の思いも、子ども自身も、進学希望が低い。</li> <li>子どもは、自尊心や留守番頻度、虫歯治療、食事環境、勉強、登校状況について課題を抱えている場合が多い。</li> <li>子どもに、大人になるために必要な力がついていない状況が見られる。これは、保護者が子どもだった頃も同じ場合が多い。</li> </ul> <p>(まとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯として見ても、保護者・子ども個別にも、ほとんどの事柄で経済面・成育面の両側面において、複数の課題を抱えている。よって、支援が必要な世帯が多い。</li> </ul>

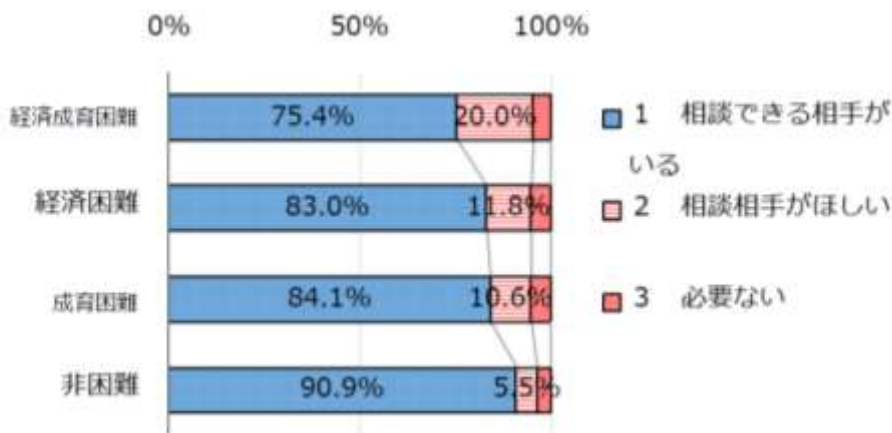
家族間のつながりを見ると、親子間でのコミュニケーションの機会が少なくなっています。

■保護者回答： (1) 子どもの勉強を見る機会 (2) 子どもと一緒に遊ぶ機会



相談相手の有無について、相談相手が欲しいと思う割合が多くなっています。

■保護者回答：相談相手の有無

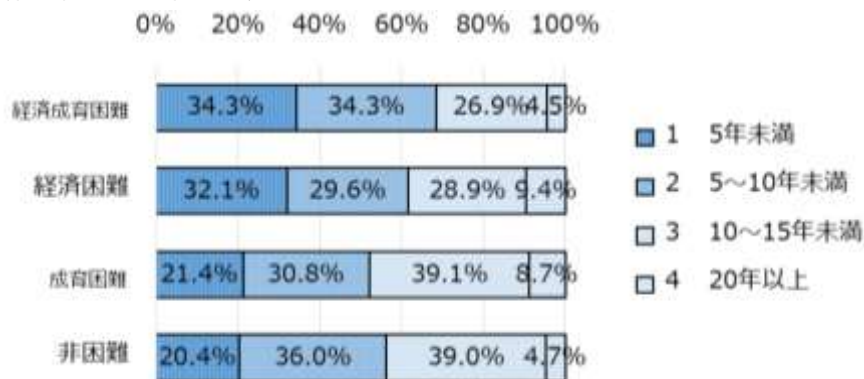


地域とのつながりについては、希薄になっています。その背景には居住年数の短さが影響していると考えられます。

■保護者回答：(1) 地域行事への子どもと一緒に参加しているか



■保護者回答：(2) 居住年数



子ども自身の進学については、経済困難世帯と同様に希望が低くなっています。ただしその理由については、経済的な理由よりも自分の学力から想定したものが多くなっています。

■生徒回答：(1) 将来の進学希望

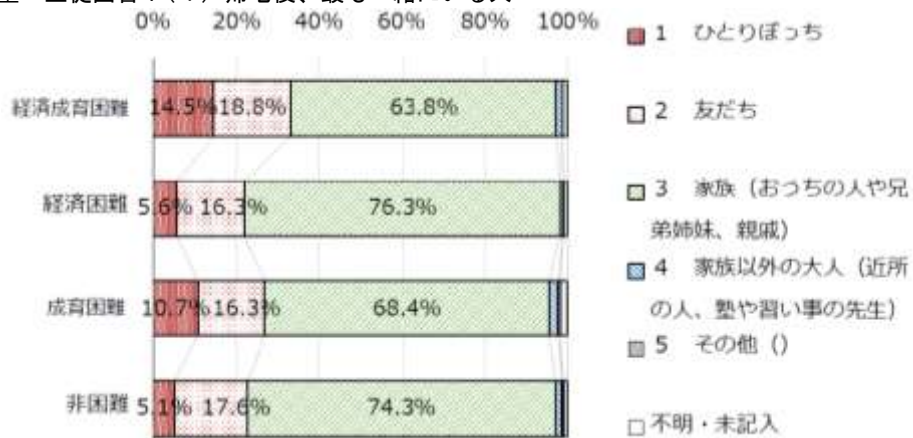


■生徒回答：(2) 進学希望とその理由



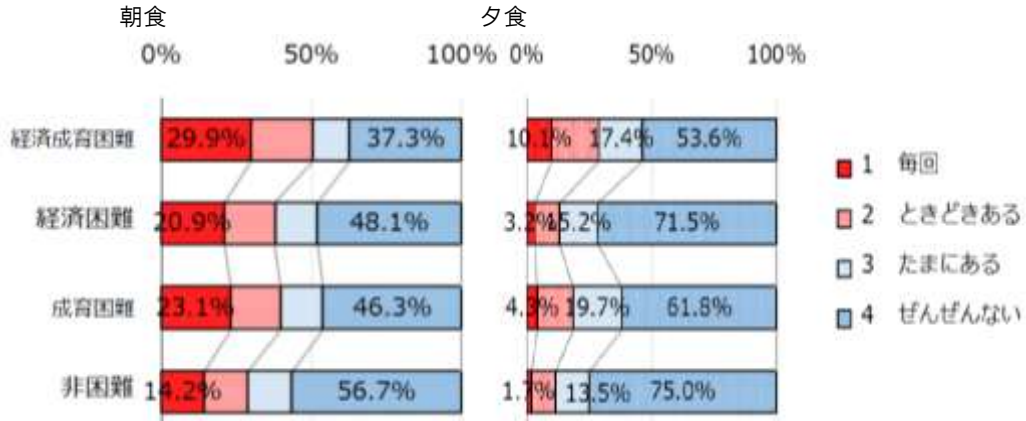
帰宅後にひとりで留守番をしている子どもが多くなります。また、子どもだけで食事をする機会も多くなります。

■児童・生徒回答：(1) 帰宅後、最も一緒にいる人





■児童・生徒回答：(2) 子どもだけでごはんを食べる機会



自尊心については、成育困難世帯と同様に低くなっています。

■児童・生徒回答：自分はできることが沢山あると思うか



子ども自身の成績については、成育困難世帯と共に、「もう少し」が多くなっています。

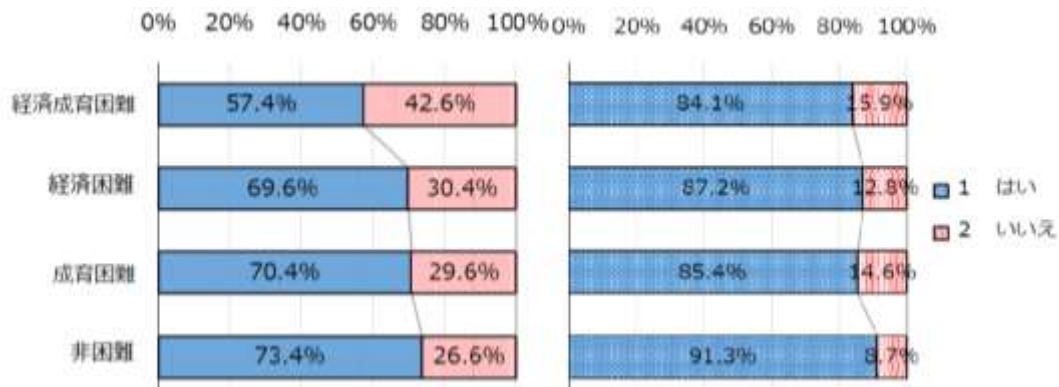
■児童・生徒回答：学校の成績



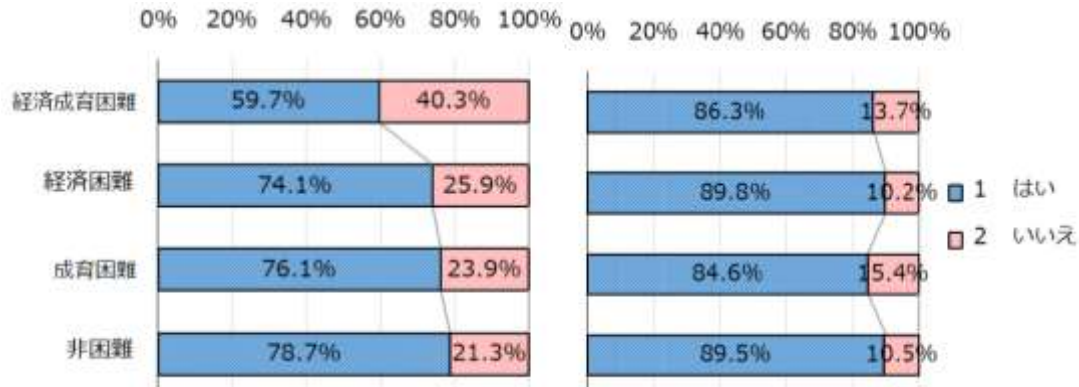
非認知能力（やる気、やりきる力、大人になるために必要な力）を高める言葉について、保護者が子どもの頃には言われなかった様子ですが、子どもに対してはどの世帯も同じように言っています。

■子どもの頃に保護者に言われた（言われている）こと「勉強しましょう」

保護者回答：(1) 保護者が子どもの頃 児童・生徒回答：(2) 子ども



■子どもの頃に保護者に言われた（言われている）こと「がんばればできるようになる」  
保護者回答：（１）保護者が子どもの頃 児童・生徒回答：（２）子ども



(2) 経済困難世帯

今回の調査で、このような世帯では、保護者には一生懸命子育てしようという気持ちがあり、子どもには「非認知能力（やる気、やりきる力、大人になるために必要な力）」がありました。しかしながら、その反面、経済的な理由や時間の制約などにより、元々持っている力が発揮できない（できていない）という状況です。

世帯区分	調査結果から見る区分別状況
② 経済困難世帯	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯として、地域とのつながりが少ない。</li> <li>学力から見て大学進学できると思う子どもが最も多いが、同時に希望と現実のギャップがあると思う子どもも多い。</li> <li>ひとりでさびしいと思っている子どもが多い。</li> </ul> <p>(まとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの非認知能力については、非困難世帯と同様に力がついている部分が多い。経済的に困難があり、お金や時間の制約を受けやすく孤食や物質充足などの影響が見られる世帯であるが、保護者は子どもに関することについて対応している。</li> </ul>

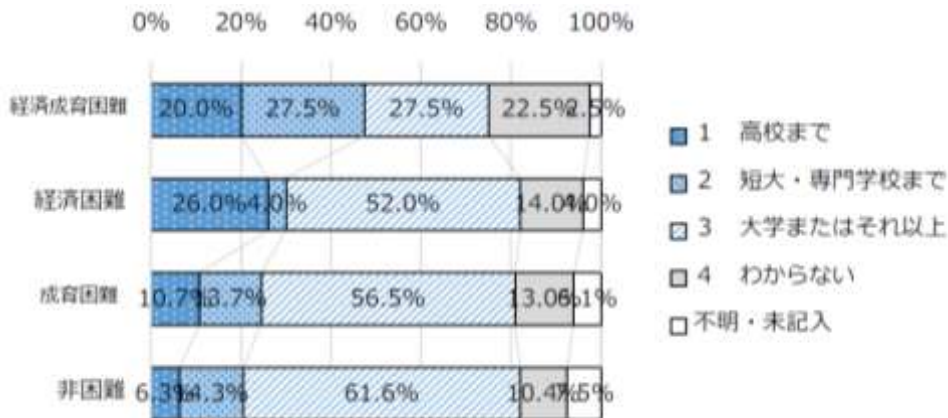
家族間のつながりを見ると、親子間でのコミュニケーションの機会が多くなっています。

■保護者回答：（１）子どもの勉強を見る機会 （２）子どもと一緒に遊ぶ機会

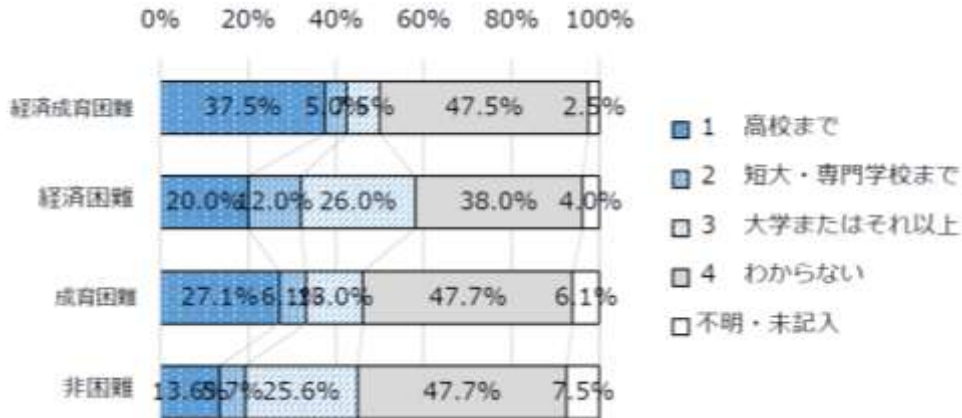


子ども自身の進学については、「高校まで」という回答が多くなっています。これに対し、自分の学力を考慮すると大学以上に進学できると感じている子どもが多くいます。

■生徒回答：（１）将来の進学希望



■生徒回答：(2) 今の成績を考慮した進学先



家族に大切にされていると感じている子どもが多く、自尊心も養われている子どもが多くいます。

■児童・生徒回答：(1) 自分は家族に大切にされていると思うか



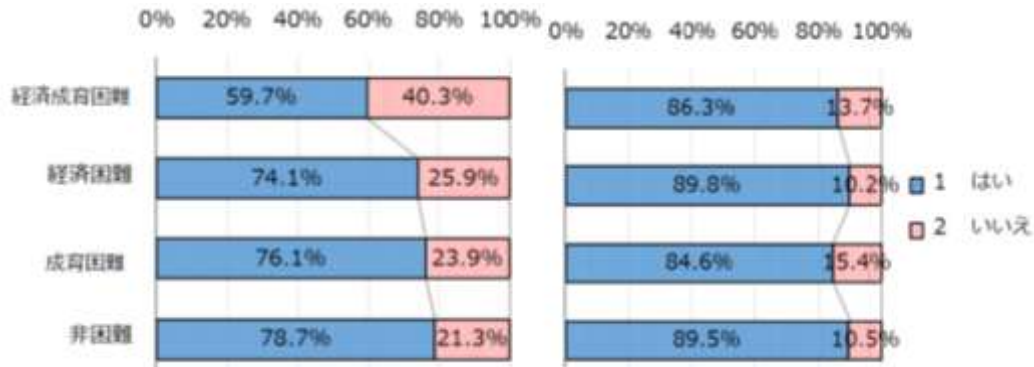
■児童・生徒回答：(2) 自分はできることが沢山あると思うか



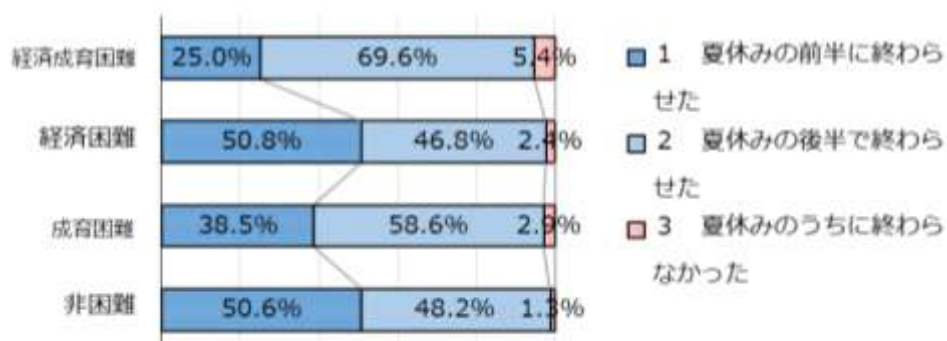
非認知能力（やる気、やりきる力、大人になるために必要な力）を高める言葉については、どの世帯も同じように子どもに対して言っていますが、「がんばればできるようになる」と思っている子どもが多く、また、長期休業時の宿題についても早めに終わらせている様子がありました。

■子どもの頃に保護者に言われた（言われている）こと「がんばればできるようになる」

保護者回答：(1) 保護者が子どもの頃 児童・生徒回答：(2) 子ども



■児童・生徒回答：(3) 夏休みの宿題をいつ終わらせたか  
0% 20% 40% 60% 80% 100%



(3) 成育困難世帯

今回の調査で、このような世帯では、経済的には課題がないものの、子どもに関することへの対応がおろそかになっている保護者や、親子間のコミュニケーションの機会が少ない家庭が多く見られました。また、このような世帯の子どもについては、自尊心の低さや、自分への自信の無さがありました。

世帯区分	調査結果から見る区分別状況
③ 成育困難世帯	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者、子ども共に周囲とのつながりが少なく、保護者は相談相手が必要としている世帯が多い。</li> <li>子どもは、自尊心や食事環境、勉強について問題を抱えている場合が多い。</li> <li>子どもに、大人になるために必要な力がついていない状況が見られる。これは、保護者が子どもだった頃も同じ場合が多い。</li> </ul> <p>(まとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済上は非困難であるが、子どもの食事に関することや、子どもの学力については課題が見られ、また、物質的はく奪も見られる。</li> </ul>

家族間のつながりを見ると、親子間でのコミュニケーションの機会が少なくなっています。

■保護者回答：(1) 子どもの勉強を見る機会 (2) 子どもと一緒に遊ぶ機会



経済的には課題がない世帯ですが、物質的はく奪があります。

■保護者回答：(1) 過去1年間に経済的な理由で買えなかった経験(日常で必要とする食料)

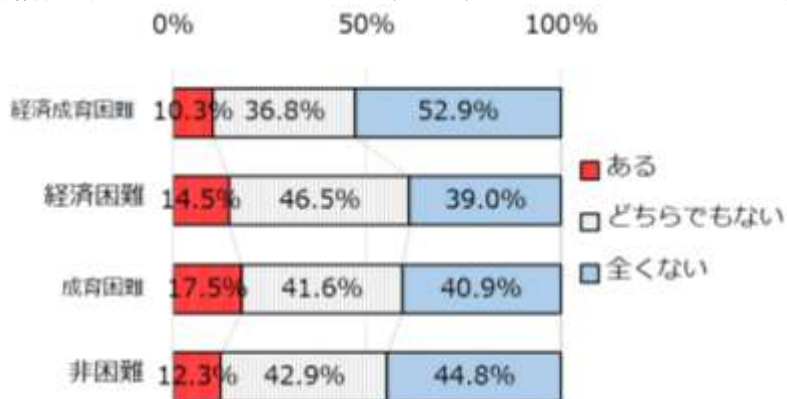


■保護者回答：(2) 過去1年間に経済的な理由で買えなかった経験(日常で必要とするお子さまの文具や教材)



親子間でのコミュニケーションの機会が少ないことに加え、子どもに対するイライラ感が多くなっています。また、家族に大切にされていないと感じている子どもも多くいます。

■保護者回答：(1) 子どものことが、わずらわしくてイライラすることがあるか



■児童・生徒回答：(2) 自分は家族に大切にされていると思うか



留守番する子どもが多く見られ、また、さびしいと感じている子どもも多くいます。

■児童・生徒回答：(1) 留守番することがあるか



■児童・生徒回答：(2) ひとりぼっちで、さびしいと思うか



勉強については理解できている子どもが少なく、また、成績も「もう少し」が多くなっています。

■児童・生徒回答：(1) 授業の理解度



■児童・生徒回答：(2) 学校の成績



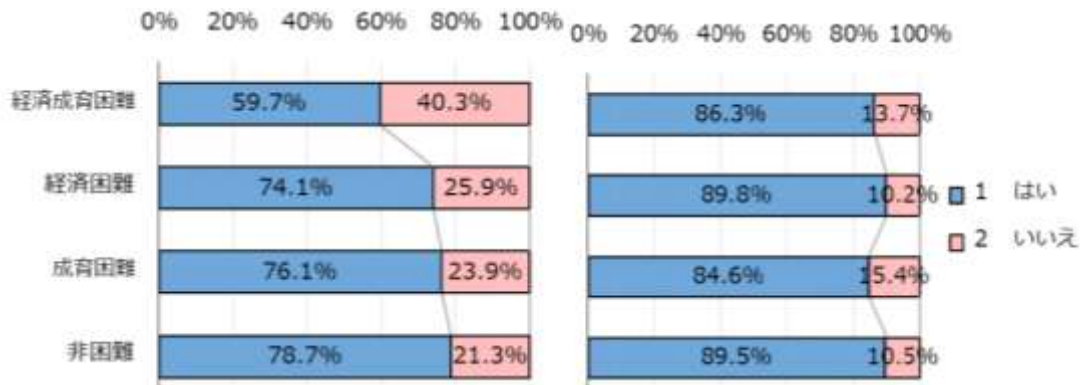
自尊心については低い(自信が無い)子どもが多くなっています。また、非認知能力(やる気、やりきる力、大人になるために必要な力)を高める言葉については、言われていない子どもが若干多くなっています。

■児童・生徒回答：(1) 自分はできることが沢山あると思うか



■子どもの頃に保護者に言われた（言われている）こと「がんばればできるようになる」

保護者回答：(1) 保護者が子どもの頃 児童・生徒回答：(2) 子ども



(4) 非困難世帯

経済面では課題となる状況はほぼ見られませんでした。成育面では少ないながらも、各困難世帯と同様に課題を抱えている場合があります。

世帯区分	調査結果から見る区分別状況
④ 非困難世帯	(まとめ) ・世帯として見ても、保護者・子ども個別にも、ほとんどの事柄で経済面・成育面の両側面において、問題につながる状況は少ないものの、困難世帯にならないように注意が必要です。

(5) 各区分共通事項

経済的な課題であれ、成育環境上の課題であれ、抱えている課題は、地域とのつながりや相談者がいることで、その課題が緩和されるということが共通して言えます。

また、今回の調査結果を分析していく中で、国が求める相対的貧困率に照らし合わせてみると、「子どもの相対的貧困率」では、国が16.3%なのに対し町田市では9.5%、「子どもがいる世帯の相対的貧困率」では、国が15.1%なのに対し町田市では8.7%となっており、国より低い水準でした。

なお、貧困対策という視点で見ると、所得の高低は課題に多少の影響があるものの、これに限らず課題がありました。世間一般で言われている貧困という状況は、経済的な困難だけではなく、成育環境上の課題の方が重篤であるということがわかりました。

## 5 用語集

### 【あ行】

#### ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

### 【か行】

#### 家庭的保育

市より委託を受けた保育者が、家庭等で、5人以下の子どもを家庭的な雰囲気の中で保育するもの。

#### 協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

#### 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

#### 子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

#### 子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

#### 子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

#### 子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合相談や児童虐待の予防・早期発見・対応等を行っている。

#### 子ども食堂

自治体や民間団体等への委託により、無料または低料金で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場。

### 【さ行】

#### 次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、2003年に制定された法律。



### **小規模保育所**

国が定める最低基準に適合し、市町村の認可を受けた施設で、定員がおおむね6～19人の0歳から2歳児までの児童に対して保育を行う施設。

### **食育**

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

## **【な行】**

### **認定こども園**

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

## **【は行】**

### **保育園・幼稚園等**

定期的な教育・保育の場として利用する幼稚園や保育園などを指す。認定こども園、小規模保育所も含まれる。

## **【ま行】**

### **町田市子ども発達センター**

児童福祉法に基づく児童発達支援センター。専門職による子どもの発達に関する相談や障がいに関する相談事業やグループ指導を実施している。

## **【ら行】**

### **療育**

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

## 6 索引

取組	内容	参照ページ
I C T 教育の推進	I C T 機器を活用した「21世紀型スキルの習得」と「個別最適化された学習支援モデルの構築」に取組み、まちだの子どもが未来社会を力強く生き抜く力を育みます。	42
育児支援ヘルパー事業	出産後育児、家事等の援助を必要とする母親に対してヘルパーを派遣し、育児の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。	53
育児相談（地域子育て相談センター）	育児についての疑問、不安、悩み等、保護者からの相談に対応しています。育児負担感や不安感の軽減、解決方法を保護者と一緒に考え、また、必要に応じた子育て支援情報を提供しています。	52
医療的ケア児支援コーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の支援が必要な医療的ケア児に適切な支援体制を調整するコーディネーターを、子ども発達センターに配置します。	67
えいごのまちだの推進	コミュニケーション能力の育成に重点を置いたまちだならではの英語教育を推進し、未来のまちだを支える人材を育成します。	42
親子療育事業	発達に支援が必要な子どもの特徴に適した家庭での接し方などを理解するため、0歳～2歳児とその保護者が、ともに参加する療育プログラムを行います。	66
大地沢青少年センター運営事業	既存施設の有効活用を図り、施設全体の魅力を高め、集客力を向上させます。	91
大地沢青少年センター主催事業の充実	子どもから高齢者まで、幅広い世代を対象とした事業を工夫し、参加者にとって魅力的な主催事業を実施します。	90
学童保育クラブ受入れ枠の拡大	学童保育クラブの対象児童を、4年生から6年生の高学年まで拡大することで、放課後や長期休業期間中を安全・安心して過ごすことが出来る生活の場を提供します。	58
家庭教育支援事業	子育てをしている保護者が、家庭教育や子育てに関する不安を解消するとともに、子育てを通じた仲間づくりにつながられるよう、さまざまな学習の機会を提供します。	52
教育相談	来所相談、電話による相談の2つの相談形態があります。不登校、集団不適應、友人関係、発達に関する事、学習に関する事、生活面に関する事、いじめ、体罰等、学校生活や家庭生活等に関する問題について相談に応じます。	35
経済困難世帯等の就労支援	就労を目的として講座や訓練を受講する場合に給付金を支給します。また、それぞれのニーズに応じて個別計画書を作成し、具体的な就労につながるよう支援します。	76
公立保育園における食育の推進	保護者に対する食育啓発活動及び園児の食に対する考え方の基礎を培うことを狙いとして、食事マナーや栄養バランス、食への興味関心を育む食育集会を公立保育園5園で実施します。また、希望のある私立保育園に栄養士が出張し、保育園と連携して食育活動を行います。	44
子育て支援ネットワーク会議	虐待を受けている子どもをはじめとする、支援が必要な子どもとその家族の早期発見や、適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。	77

取組	内容	参照ページ
子ども食堂開設支援、子ども食堂ネットワーク	子ども食堂開設希望者に対して、開設に結びつくよう関係機関と連携して支援を行います。また、子ども食堂間での情報共有や課題解決に向けた検討を行うため、子ども食堂や関係機関の円滑な連携協力を確保します。	75
子どもクラブ整備事業	子どもセンターへのアクセスが難しい地域のうち、児童数が多い地域へ子どもクラブの整備を進めます。	93
子どもセンター・子ども創造キャンパスひなた村事業	野外活動や創作、スポーツや調理などのさまざまな体験活動の実施や、中学生・高校生などが主体的に運営する活動の支援をとおして、社会性やコミュニケーション能力を育む場を提供します。	28・90
子どもセンター事業（子ども委員会）	子ども委員会では、子どもたちが主体的にルールづくりやイベントの企画・準備・運営などについて考え、活動します。	29
子どもセンター事業（事業所連携事業）	地元事業所・商店などと協働でイベントを実施します。	89
子どもセンター事業（地域連携事業）	放課後子ども教室「まちとも」事業運営協議会や青少年健全育成地区委員会、子ども会等の地域団体のサポートや連携をとおして、地域の活性化を支援します。また、地域の人材を生かした事業展開を促進します。	86
子どもの学習・生活支援事業	経済困難世帯等の子どもを対象に、基礎学力の定着及び自学の促進並びに幅広い社会性の定着を目的として、学習支援を行います。	74
子どもの参画推進事業	若者が市長と語る会の実施など、庁内各課で実施している大人を対象とした意見聴取や検討の機会に、子どもたちが参画できるよう連携を進めていきます。	29
子どもとその家庭からの総合相談	0歳～18歳未満の子どもとその家庭の相談を受けます。必要に応じて情報の提供、専門機関やサービスの紹介・調整をし、問題の解決に向けたサポートを行います。	34
子ども110番の家	子どもが危険に直面した際に、緊急避難先として駆け込むことができる建物であることを示す看板の設置を、各小学校PTAや自治会・町内会とともに進めます。また、設置だけでなく、子どものかけこみに際して、避難先の対応を身につけられる体験訓練や啓発活動を、看板設置団体等を対象に実施します。	97
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	50
児童厚生員の相談対応力向上研修	児童厚生員が、子どもたちや保護者からの悩みや相談に対し適切な支援を行うため、知識を習得し、技術を向上させ、居場所としての充実を図ります。	34
災害時情報伝達	災害時、保護者が迅速に正確な情報を取得できるよう、市内の保育園、幼稚園等と連携して各施設の情報の伝達方法を確立するとともに、まちだ子育てサイトにその情報を掲載する訓練をします。	97
市内保育所の保育士等の人材確保事業	新卒者や潜在保育士などを対象に市内の保育所で働くことに魅力を感じられるよう就職相談会を実施します。	38
障がい児者水泳教室	小学生以上の障がいのある方を対象に、夏休み期間に、水泳教室を開催します。	65
障害児相談支援事業	相談支援専門員のケアマネジメントによるきめ細かい支援を行うために、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成支援等を行う障害児相談支援事業の実施体制を強化します。	66

取組	内容	参照ページ
スクールソーシャルワーカーの派遣	子どもが抱える課題について、子どもや保護者が相談できるよう、関係する機関と連携して対応するため、スクールソーシャルワーカーを派遣します。	34
送迎保育ステーション事業	駅近くの利便性の良い箇所で一時的に乳幼児を預かり、入所している教育・保育施設等へ送迎します。日中は各施設で保育を行い、夕方以降保護者のお迎え時間に送迎ステーションへ送迎します。	57
楽しく運動する機会の充実	運動への興味・意欲を高めるため、休み時間における運動遊びを充実させ気軽に楽しく運動する機会を増やします。また、町田市立野津田陸上競技場において、市内の小学校第6学年児童が他校の児童と競技による交流を通して、児童に運動の楽しさを実感させ、体力や連帯意識の向上を図り、豊かなスポーツライフの基礎を培います。	44
地域参加支援事業	子育てひろば等へ子ども発達センターの職員が同行し、地域の子どもたちが過ごす場への参加を支援します。	67
地域人材整備（地域子育て相談センター）	民生委員、高齢者、子育てひろば利用者 OG 等、地域の人材を発掘し、活躍してもらえる場をコーディネートすることで、地域全体で子どもの育ちを見守る体制を整えています。	87
地域と連携した教育活動	学校が保護者や地域住民と目指す目標やビジョンを共有し、意見を学校運営へ反映させる仕組みであるコミュニティ・スクールを推進します。	86
父親対象育児講座	子育てに関する育児講座や、父子の絆を深めるレクリエーション等の父親向けイベントを通して、父親の育児参加を促すとともに、地域の父親同士の交流の場を提供します。	60
出前講座（子ども向け虐待防止啓発活動）	児童虐待について理解を深め、身近なところに相談場所があることを知り、児童が将来大人になった時に「子どもを守る」という思いを持ってもらうことを目的として、子ども家庭支援センター職員が小学校に出向き、寸劇など行います。	77
特別支援学級の整備	地域の状況や対象となる児童・生徒数の状況を踏まえて、特別支援学級を整備します。	65
日本語指導	市立小・中学校に在籍する外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒のうち、希望者に対して、国際交流センターと連携し、日本語指導を中心とする特別指導・相談を行います。	78
乳幼児健康診査	各健診で乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援を行います。	52
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	就労・技能習得等のため一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合や、ひとり親となり生活環境の激変のため日常生活を営むことに支障が生じている場合等にヘルパーを派遣します。	76
ひとり親相談	ひとり親家庭の生活全般に関する相談を受け付けます。	76
併行通園事業	地域の保育園・幼稚園等を利用しながら、専門的な訓練等を受けるために、定期的に子ども発達センターに通園することができます。	65
保育士等のスキルアップ研修	学校教育・保育施設協会の研修会を支援し、職員のスキルを向上させ、教育・保育の質の向上を図ります。	38
保育所等訪問支援事業	子ども発達センターが中心となって、専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育園等に出向き、集団生活への適応のための支援を行います。	67

取組	内容	参照ページ
放課後子ども教室 まちとも事業	学校や地域の関係者を主体とした運営協議会により、校庭での活動のほか余裕教室等も活用し、学習活動や体験活動などを行う放課後子ども教室事業を、全小学校で学童保育クラブと連携しながら実施します。	93
放課後児童支援員の資 質向上	「町田市学童保育クラブ研修基本方針」による放課後児童支援員の資質向上研修を実施します。	38
冒険遊び場プレーリー リーダー養成講座	活動の担い手となるプレーリーダーの知識と技術の習得及び向上のため、養成講座を実施します。	86
冒険遊び場補助事業	冒険遊び場活動を行う団体を支援し、常設型の設置を拡充します。	93
まちだ子育てサイト	子育て家庭に向けて、情報をわかりやすく提供しています。今後は、子ども自身に向けても、イベント情報や、困った時、悩んだ時の相談場所などの情報を発信していきます。	28・81
「まちとも」と連携し た放課後のスポーツ推 進	放課後子ども教室「まちとも」で、スポーツ推進委員や地域のスポーツクラブがスポーツプログラムを提供し、子どもたちにスポーツの楽しさを伝えます。	44
幼児教育・ 保育施設整備	幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育者、小規模保育所を整備します。	57
理解促進事業	地域の方々に向けて、発達に支援が必要な子どもについて、理解を深めるきっかけとなるよう、公開講座を開催します。	68
療育記録ノートによる 引継ぎ	入園・入学時に、これまでの支援が途切れることなく引き継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録するノートを希望する保護者に配布します。	66
利用者支援事業 (出産・子育て応援事業)	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び、必要に応じて相談・助言等を行います。あわせて、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	50
両親学級	妊娠・出産後の健康管理や子育てについての講話、お風呂の入れ方や、赤ちゃんの保育・妊婦の体験等の教室を開催します。これらを通し、父親の育児参加も促します。	60